思川開発事業の検証に係る検討

報告書 別冊資料

平成28年7月

国土交通省関東地方整備局 独立行政法人水資源機構

思川開発事業の検証に係る検討報告書 別冊資料

• 資料 1

パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご 意見に対する検討主体の考え方

• 資料 2

「思川開発事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対するパブリックコメントについて

• 資料3

「思川開発事業の利水参画者の水需給計画の点検・確認、参画継続の意 思確認及び利水の代替案の検討について(要請)」に対する関係利水者の 回答

• 資料 4

「思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び 異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について」に対する 関係利水者等の回答

• 資料 5

「思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取(協議)」に対する 関係地方公共団体の長、及び関係利水者の回答

• 資料 6

思川開発事業の検証における計画の前提となっているデータの点検結 果について

パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より 寄せられたご意見に対する検討主体の考え方

本資料は、パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、類似意見を とりまとめ、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。 このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、検討主体の考え方を示した章節 が一致していない場合があります。

平成28年7月

国土交通省関東地方整備局 独立行政法人水資源機構

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------------------------------|------|---|---|
| 2.1 流域の地形・地 質・土地利用等 の状況 | 1 | 人口の推移について ・人口実績については最近の国勢調査速報値を踏まえて検証すべきだ。利水に関係する4県の合計人口は、2015年国勢調査速報値の方が2010年の調査結果よりも減少している。「緩やかな増加傾向にある」という認識は、利水参画をしていない東京都を含んでいること、国勢調査速報値を踏まえていないこと、今後の人口の見通しを欠いていることが不当である。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、思川開発事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と、必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 ・なお、報告書(素案)P2-14の人口の推移については、流域及び河川の概要の一つとして国勢調査の確定値を基に人口の推移を記載したものであり、ここに記載した1都5県の人口の推移を用いて本検証における各利水参画者の水需要の確認を実施しているものではありません。 |
| 2.2 治水と利水の 歴史 | 2 | 渇水について ・最近20年間、利根川流域で30%の取水制限が起きていないことの意味を検証すべきである。取水制限率10%は社会生活に影響がなくダム建設の理由にならない。 | ・河川の流量が減少し、河川からの取水を平常通り継続するとダムの貯水量が枯渇すると想定される場合等に取水制限を行います。取水制限率、取水制限日数等により、生活に及ぼす影響の程度は異なりますが、取水制限が頻発(利根川で最近20年間で6回取水制限実施)する状況は、安定的な水の利用ができていない状況にあると考えております。 |
| | 3 | 渡良瀬川と思川の渇水について ・渡良瀬川の渇水の状況は思川開発事業と関係のない話であり、印象操作である。この記述を削除すべきである。 | ・思川は渡良瀬川の支川で、平成8年は思川・渡良瀬川ともに渇水が発生している状況であり、水利用の関係性もあるため併記しております。 |
| 2.3 河川の現状と 課題 | 4 | 暫定水利権について ・思川開発の暫定水利権は取水に支障をきたすことはほとんどなく、安定水利権と変わらないのであるから、水利権許可制度の改善で暫定の解消が可能である。 | ・河川管理者は、河川の流況等に照らし、河川の適正な利用等に支障を与えることがなく、水源が安定的に確保され取水が行えるものであること等の審査を経て、水利権許可の判断を行っております。 ・ただし、水需要が増大し、緊急に取水することが社会的に強く要請されている場合には、水源が安定的に確保されていなくても、例えば、豊水時のみの取水、必要な水源確保のための措置を講じること等、必要な条件の下に暫定的に水利権を許可するものを暫定水利権と呼称しております。 ・このように、暫定水利権は、豊水条件等のもと、毎年度審査を行った上で許可がなされているものであり、水源確保の措置がない限り解消できるものではありません。 |

_

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|--------------------|------|--|--|
| 2.4 現行の治水計 画 | 5 | 利根川水系河川整備基本方針、治水計画について ・現行の利根川の治水計画は洪水調節施設による調節流量を5,500m³/s(八 斗島地点)とするが、この目標を達成するには八ッ場ダムのほかにダムを十 数基建設する必要があると思われ、達成は永遠に不可能であるため破綻している。乙女地点の基本高水流量を4,000m³/s、計画高水流量を3,700m³/s とするための洪水調節施設として、思川上流ダム群(南摩ダム、遠ノ木ダムと 中ノ畑ダム)を想定したが、遠ノ木ダムと中ノ畑ダムの建設計画は存在しない とのことであり、治水計画は破綻している。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。思川開発事業の検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって基本高水ピーク流量は用いておりません。 ・なお、利根川・江戸川河川整備計画(平成25年5月策定(平成28年2月変更))は、計画対象期間を概ね30年としており、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであり、河川整備計画の整備目標を達成した以降も、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行うこととしております。 |
| | 6 | 思川等の河川整備について ・平成27年9月の水害については、栃木市はまだ原因と対策が明らかになっていないが、既存の川の治水対策をしっかりやるべき。 ・第一思川橋梁付近では、2015年3月現在、河道の現況断面で見る河床は計画標準断面で見る河床よりも高くなっており、「河道掘削等を実施中」との記述は妥当ではない。 | ・思川開発事業の検証期間中においても、検証の結論に対し手戻りのない範囲で、思川の河川整備は栃木市区間の築堤を含めて、栃木県によって着実に進められてきております。 ・第一思川橋梁付近(両毛線上流)は、栃木県が平成21年度までに河道掘削を完了、また近年、網戸大橋下流において栃木県による河道掘削が実施される等、現計画上必要な思川の治水対策は各所で実施されております。 |
| 2.5 現行の利水計 画 | 7 | 水資源開発基本計画について ・「都市人口の増加」、「産業の開発又は発展」が見込めず、緊急性がないのに水資源開発促進法を適用することは違法である。「利用の合理化の促進」がなされていないのは法律の恣意的な運用であり、適正に運用すれば水資源の開発は不要である。 | ・水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)第三条第一項の規定に基づき指定されている利根川水系から用水の供給を受ける地域について、水道用水、工業用水及び農業用水の安定的な供給を図ることは、緊急かつ重要な課題であると考えております。また、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(フルプラン)は、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、必要に応じて見直されております。 ・思川開発事業は、このフルプラン(平成20年7月14日 全部変更(平成28年1月22日 一部変更))に「供給の目標を達成するために整備する施設」として記載されております。 ・なお、検証においては、新規利水対策案の検討において、ダム使用権等の振替や既得水利権の合理化・転用についても対応が可能か確認しております。 |
| | 8 | 水資源開発基本計画における安定供給可能量について ・「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(平成28年1月一部変更)では、近年の降雨状況等による流況の変化により、水資源開発施設等による安定供給能力が低下していることが示されている。」と書かれているが、国土交通省がダム建設を継続したいための作為であり、2/20渇水時安定供給能力低下論はダム建設を続けるための道具だ。2/20渇水時の供給可能量は水需給計画の妥当性を判断する基準になっていないことから、ダム検証に際して考慮要素にしてはならない。 | ・ご意見の「安定供給能力低下論」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(フルプラン)では、水の需要に対して、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能とすることを供給の目標としており、施設整備により供給が可能と見込まれる水量について、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にした水量及び計画当時の流況を基にした水量が示されております。 ・なお、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に関する詳細は、国土審議会水資源開発分科会及び利根川・荒川部会の資料に掲載されており、国土交通省ホームページ内で公表しております。 水資源開発分科会:http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s102_mizushigen01.html 利根川・荒川部会:http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tonegawa01.html |
| | 9 | 低水管理について ・統合運用による低水管理、渇水対策等を実施していく上では、栗橋地点上流のダム運用だけでなく、鬼怒川系や霞ヶ浦系の水資源もあわせ、利根川河口堰の湛水域や北千葉導水路等も有効に活用し、より広域な統合管理に目を向けていく必要がある。 | ・いただいた貴重なご意見は今後の低水管理等の参考とさせていただきます。 |

| • | | |
|---|--|--|
| | | |
| | | |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|-----------------------|------|---|--|
| 3.1 思川開発事業 の目的等 | 10 | ・1991年8月20日洪水の推定流量90m³/sは誤りで、また、2015年9月洪水も1/100程度の規模の降雨あったと考えられ、ダム予定地の直近のHQ式から最大流量76m³/sとすれば、計画高水流量130m³/sは過大である。 ・国土交通省は、南摩ダム予定地における流量の確率を計算するに当たり、SLSCO.03以下のものがあるにもかかわらず、最初から0.04以下の数値で判 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。思川開発事業の検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって基本高水ピーク流量は用いておりません。 ・なお、南摩ダム地点の計画高水流量130m³/sは、単一洪水の実績流量ではなく、1/100の確率の計算流量であり、また、治水容量もこの計画高水流量のうち125m³/sを調節するために必要な5,000千m³としております。 ・SLSC(0.04以下)については、各種確率分布モデルの適合度を判定する一つの指標として用いられているものであり、過年度に南摩ダム地点の計画高水流量130m³/sの妥当性を流量確率によって確認した際にこの指標を用いたものになります。 |
| | 11 | ・思川でもダムが出来れば洪水時に少しでも水位を下げることが期待され、 堤防整備等と合わせて、小山市を流れる思川がより安全な川に近づくものと 思います。 ・流域面積の小さい小川のような南摩川にダムを造っても治水効果は全く期 待できない。基本高水流量の約1.6%のピークカットは意味がない。 ・思川最下流の渡良瀬遊水地の治水機能を作用させれば、南摩ダムの治水 効果はゼロに等しい。その下流に治水負担させる(する)国や都県は誰のため の治水政策を行っているのか。当初構想の治水効果は思川までのはずで | ・南摩ダムは、ダム建設地点における計画高水流量130m ³ /sのうち125m ³ /sの洪水調節をすることによって、南摩川から思川への洪水の合流量を減少させる治水上の機能を直接的に有するとともに、思川を経由し渡良瀬遊水地へ流入する洪水流量を低減させる効果を有しております。 ・渡良瀬遊水地に流入する思川等では、南摩ダム等の洪水調節施設により洪水流量を計画高水流量以下に低減する計画としております。また、渡良瀬遊水地の洪水調節機能により、渡良瀬川から利根川への合流量が、利根川本川の計画高水流量に影響を与えない計画としております。 ・すなわち、ダム等の洪水調節施設と渡良瀬遊水地により利根川への合流量を洪水調節するものであり、南摩ダムはその一翼を担う洪水調節施設となっております。 ・なお、思川開発事業(南摩ダム)は、ダム検証中であり、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。 |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|-----------------------|------|--|---|
| 3.1 思川開発事業 の目的等 | 12 | ダムからの供給について ・南摩川は流量がわずかなため、大芦川と黒川から導水することになっていますが、ダムの貯水量は度々底をつく。 ・利水者の要望に基づき、早急に思川開発事業を完成させ、新規利水が供給する地域の方々の水利用の安定を図る必要がある。 ・南摩ダムで渇水が絶無になるわけではないであろう。「渇水」が頻繁にあることを強調するなら南摩ダムによって発生頻度がどれほど軽減されるのかを検証すべき。南摩ダムで殊更利水安全度が増すわけではない。 | ・利根川では、概ね3年に1回の割合で取水制限が行われる渇水に見舞われており、過去の渇水時には、流量が減少したことによる河川環境の悪化等の影響も生じております。 ・南摩ダムは大芦川と黒川からの導水を含めて、下流の流況に余裕がある時には貯留をし、下流の水量が不足する時にはダムから放流することにより有効に機能し、現在よりも安定的な水の利用が可能となります。また、利根川水系の異常渇水時に緊急水の補給を行い、渇水被害の軽減を図ることとしております。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。 |
| | 13 | 流水の正常な機能の維持について ・流水の正常な機能の維持が南摩ダムの主目的となっている異常さを検証すべきだ。 | ・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・思川開発事業の目的は、洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)、水道用水の補給であり、いずれも重要と考えております。 |
| | 14 | 流水の正常な機能の維持及び異常渇水時の緊急水の補給について ・「流水の正常な機能の維持」「異常渇水時の緊急水の補給」はいずれも緊急的な必要性はなく、ダムの規模を大きくするための増量剤である。 ・流水の正常な機能の維持が達成される事により、初めて川の本来の姿が保たれる。水利用(取水等)により搾取された河川本来の姿を回復させ、また、利根川水系では、渇水が頻発しており、水循環基本計画や今後の水資源政策のあり方(答申)等でも危機的な渇水への対策が求められているが異常渇水時の緊急水の補給の施設が未整備であり、早急に思川開発事業を完成させ、準備しておく必要がある。 ・思川流域の河川流量が安定的に確保するよう計画された当該事業は、下流に位置する利根川での流量の安定にも寄与することとなり、流域全体における魚類の生息環境にとってより良い方向になることを期待。 ・南摩ダムに異常渇水対策の容量が確保されることは、河川の環境面から考えても非常に有効である。 | ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。 |

| • | _ |
|---|---|
| L | 1 |
| | |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|-----------------------|------|---|--|
| 3.1 思川開発事業 の目的等 | 15 | 異常渇水時の緊急水の補給の役割及び運用について ・渇水対策容量の必要性がわからない。まずは、異常渇水の定義を示したうえで、異常渇水の過去における発生状況および将来における発生の可能性を示すべき。そして、渇水対策容量10,000千m³の根拠と費用対効果を含めた必要性を示すべき。 ・利水参画者ごとの水需給状況についての記載はあるが、利根川全体として渇水リスクがどの程度減るのかについても示されると良い。 ・異常渇水時の緊急水の補給の内容は未定であり、受益と費用負担の関係をあいまいにしたまま事業を進めることは許されない。 ・渇水対策容量が流水の正常な機能の維持のみに使われ、水道用水に使われないことを明記すべきである。 | ・思川開発事業において、異常渇水とは、渇水時に利根川流域に位置するダムの貯水量が枯渇することが想定されるような渇水のことを意味しております。 ・異常渇水時の緊急水の補給は、異常渇水時において渇水被害の軽減を図るものであり、南摩ダムに貯留可能な容量を踏まえ、10,000千m³としております。 ・流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)のための容量に関する費用負担は、目的に応じて適切に定めており、費用対効果分析については、報告書(素案)P5-3にてお示ししております。 |
| _ | 16 | 黒川及び大芦川導水について ・黒川と大芦川から南摩ダムへ導水されれば、両河川の農業用水が不足し、 井戸水の水位低下が懸念されるが、そのことが検証の対象となっていないことは不当である。 鹿沼市にとって自殺行為になることを検証すべき。 | ・大芦川及び黒川からの取水は、河川の平水位以上の時に限り導水する等、下流の水利用等に影響を与えない範囲で行うことから、地下水利用への影響は小さいと考えております。 |
| 3.2 思川開発事業の経緯 | 17 | 思川開発事業における環境保全の取組みについて ・保全地への移植等を実施した結果を記載すべきである。ほとんど活着していないものを「成功」と評価する等の問題がある。 ・南摩ダム予定地周辺は、クマタカ、ハヤブサ、サンシュクイ等の絶滅危惧種が生息する生物多様性に富んだ里山的環境の地域である。このような地域の環境を一変するダム建設事業は、環境保全の見地からも許されない。 ・環境面では、ダム上流の流域が小さいため他のダムで指摘されているようなダム下流での粗粒化等の問題は局所的なものと思われるが、個々の課題については適切に対応していただきたい。 ・環境への影響や効果について、より理解を深めて頂くためには、モニタリングを適切に行い、その開示が重要。この積み重ねが、コスト評価の導入にも活かせる。 ・同一水系内とはいえ、導水事業は生物移入に関する事前には予測できない問題を引き起こすリスクがある。 ・事前の調査や対策の検討がなされていることは理解しているが、事業を実施する際にも環境には十分配慮しながら進めてほしい。 ・事業で改変する部分については環境対策をしっかり行ってほしい。 | ・保全地への移植については、動植物の専門家から構成される「思川開発事業生態系保全委員会」に対して、貴重種について移植後に確認された個体数を報告し、その結果「移植の成果と保全対策の継続について了解」(平成26年3月20日)とのご意見を頂いております。 ・なお、ご意見を踏まえ、移植等の実施状況を報告書へ追記いたします。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で実施する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)柔軟性(略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしております。 ・ご指摘のありました環境に対する影響については、対策案の評価として、7)環境への影響において、「水環境に対してどのような影響があるか」、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」、「土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか」、「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」等について評価をしております。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮へ努めてまいります。 |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------------------|------|---|----------|
| 3.2 思川開発事業 の経緯 | 17 | ・思川から利根川本川に合流するトータルの流量が変わらないのだから、利根川本川下流の水産資源に影響は生じないものと思われる。 | |
| 3,12,1.7 | | ・ダム湖が出来ることによる生息域の喪失や水位上昇に伴う棲息環境の変化が及ぼす影響評価については、すでに実施・環境保全対策が作成されていることと思う。それを前提とするなら、今後、定期的・定点的なモニタリング調査等により対策の検証・監視が必要となる。また、導水による外来種の移入や生物分布状況の攪乱は想定しにくい。 | |
| | | ・これまでの環境保全の取組を継続し、生態系及び、自然環境の保全に配慮しながら事業を進められたい。 | |
| | | ・希少動植物の保護や生物多様性の保全のために、適切な対応を実施して いくことが必要である。 | |
| | | ・ダム案により事業が継続される場合には、鳥類は一定の影響を受けることを踏まえ、今後の調査方法等について検討していく必要がある。 | |
| | | ・流域面積が小さく問題は生じないと思われるが、ダム完成後の下流への土砂還元について考えておくべき。自然環境を生かして、親水空間として利用することも有効。南摩ダムが造成した湿地に希少種の水生昆虫が定着しているようで好ましい。多自然や生物多様性に配慮しながら事業を進めていくことが必要。自然環境や生態系を豊かにできるよう取り組んでもらいたい。 | |
| | | ・南摩ダムのダム湖に外来魚が移入されると、ダム湖から黒川・大芦川への補給の際、外来魚が支川に拡散することが懸念される。ダム湖への外来魚の移入を防止する対策が重要。ダム湖の利用に当たってはダム建設前の自然環境、生態系を維持する利用ルールを策定し、適切な利用と環境保全対策に努める必要がある。 | |
| | | ・ダムをどう運用し、ダム湖を含めてどう活用していくのか、完成した後の対応が重要であり、完成した後にどのような生き物が棲みつくのか等、完成後の姿を今からでも検討しておいた方が良いと思う。 | |
| | | ・本ダムの場合、事業実施にあたり保全措置もとられることから、その意味では、影響の比較的少ないダムである。完成後、次世代型のダム開発として、出来上がる自然環境を出来る限り乱さない計画、また、そうした方向で地域振興に役立てることが可能であり、それを考えることが重要である。 | |
| | | | |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|------------------------------|------|--|---|
| 4.1 検証対象ダム 事業費等の点 検 | 18 | 堆砂計画について ・現計画1,000千m ³ が過大な計画になっている。 | ・当初ダム計画では、堆砂実績のある近傍ダムの実績堆砂量から得られる比堆砂量の平均値をもとに、直接流域からの流入土砂量を推定することにより堆砂容量を設定しております。 ・今回の堆砂容量の点検にあたっては、近傍類似ダム(草木ダム、桐生川ダム、松田川ダム)を選定しております。各ダムの実績比堆砂量からそれぞれの比流砂量を求め、起伏度や雨量等のさまざまな影響因子を説明変数として回帰分析を行い、この関係に南摩川、黒川、大芦川の特性を当てはめて各河川の比流砂量の平均値を算出しました。この値を用いて直接流域及び導水元の間接流域からの流入土砂量を算出し、これらを合計して堆砂容量の推定をしております。 ・ 堆砂容量の点検結果は、732千m³程度であり、点検結果が現計画を上回っていないことを確認したものであることから、妥当であると考えております。 ・ なお、当初計画の堆砂容量の考え方について補足の説明を報告書へ追記いたします。 |
| | 19 | データ点検について ・2015年9月水害が南摩ダムで本当に防げたのかどうかを検証し、その結果を分かりやすく説明するべきであり、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目は、「過去の洪水実績」について「詳細に点検を行う。」ことを求めているのであるから、2015年9月洪水の被害を南摩ダムでどれだけ軽減できるか、雨量確率、流量確率及びダムによる流量と水位の低減効果を公表、検証をすべきだ。 ・南摩ダムがあれば、2015年9月水害は防げたのかどうかを検証すべきだ。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「(前略)過去の洪水実績等計画の前提となっているデータ 等について詳細に点検を行う。」と規定されており、思川開発事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。 ・今回の検証にあたっては、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】を前提として検証を進めており、同様の対象 期間の思川流域の代表的な洪水の雨量データ及び流量データについて点検を実施し、その結果について、下記にて公表しております。 http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/omoigawa.html ・なお、平成27年9月洪水の雨量・流量データについては、本検証の点検対象ではありませんが、今後、データを整理・点検の上、河川管理等に活用していく予定にしております。 |
| 4.3 新規利水の観点からの検討 | 20 | 水需要予測について ・利根川流域の水道水の需要は1990年代から減り続けている。節水型機器の普及等により、一人当たりの給水量が減っているからである。将来は流域全体の人口も減少するので、水道用水がさらに減っていくことは確実である。 ・人口の減少とともに水需要は減っている。 ・素案に記載された各参画団体の水道計画は、人口ビジョンと整合するよう策定し直すべきである。 ・利水参画自治体では給水人口の増加、地下水の過剰取水による地盤沈下等を抑制する必要があり、早期の新規利水確保が望まれる。 ・将来の水需要の予測、点検においては、各利水者における、一人一日当たりの水使用量(生活用水原単位)及び人口の変化、予測についても、その妥当性を確認したかをあわせて示す必要がある。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、思川開発事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 ・この結果、各利水参画者の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ている又は、事業認可の取得に向けて確実に取り組んでいること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。 ・なお、各利水参画者において、節水機器の普及による節水効果の反映された実績値を用いた必要量の推計が行われていることを確認しております。 |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|------------------|------|--|---|
| 4.3 新規利水の観点からの検討 | 21 | で、このような計画を国土交通省は認めるべきでない。栃木県は具体的な新規需要がないので、ダム建設に参画できない。 ・栃木県南地域は過去に水不足が問題となったことはなく、年々、人口の減少もあり、水需要は低下する一方で、節水設備や節水意識の向上も考えると、現在の地下水で充分。 ・栃木県が推計した需要量は、受水する水道事業ごとに算出しておらず水道施設設計指針に沿っていない。栃木市長や下野市長はダムの水を買うとは | ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、栃木県に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。栃木県においては「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書(平成25年3月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 ・この結果、栃木県の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、現在水道事業の認可に向けて栃木県と関係市町とで協議・調整を行っていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。 ・また、栃木県が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、地下水から表流水への水源転換を含めて、安定的な水供給 |
| | 22 | 地下水取水の表流水取水への転換計画について ・表流水は十分な地下水が確保できない地区でやむを得ず利用するものではないか。地下水を一部でも表流水に転換すれば、水道水はマズくなり水道料金は上がることになる。関係市民の意向も聞かずに転換計画を進めるのは問題があるのではないか。 ・地下水は水質がよくコストも安いため、水道の地下水依存率を下げる必要は全くない。 ・水質汚染は、表流水の方がリスクが高い。抽象的な可能性のレベルの地下水汚染の危惧は水源転換の理由にならない。 ・栃木県南地域に水道水を供給することになっているが、水道供給計画が存在せず、思川から取水して市町村の水道配水池まで送水する施設の建設には巨額の費用がかかる。使うあてのない水源を抱え、その建設維持費用を栃木県民に追わせるのは止めてほしい。 ・住民にダム建設費用、それに伴う水道料金の値上げを具体的に示すべき。・利水参画者は政策として表流水への水源転換を進め、異常渇水時の補給も大切な機能である。熊本地震での地下水被害を考えても一部の表流水への転換も重要である。 ・栃木県南地域の水はおいしく、今後河川水を導入すると、①おいしくない水になる、②多額の費用がかかる、③無駄な投資となり県民に負担を押しつけることになる、等の問題があるため、他の改善予算に振り向けるべき。・検証報告書(素案)の4-63の記述は、異常気象による渇水リスクに備えるために水源転換を図るという意味であるが、経験則違反又は事実誤認である。依存率100%を40%に下げれば、なぜ「将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保する」ことができるのかを検証すべき。栃木県は地盤沈下を防止するために水源転換を図るというできるのかを検証すべき。栃木県は地盤沈下を防止するために水源転換を可るのではないと裁判で証言していることから、栃木 | ・「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」によると、栃木県南地域は、地下水取水による地盤沈下が起こりやすく、昭和60年代以降地盤沈下が継続して観測されており、平成9年以降は年間2cm以上の地盤沈下が観測されることは少なくなりましたが、現在も年間2cm未満の地盤沈下は依然として継続していると報告されております。 ・また、同報告書によると、栃木県内ではこれまで毎年のように地下水の汚染が新たに確認されており、思川地域は地域面積の割には多い状況にあると報告されております。 ・これら地盤沈下や地下水汚染等の地下水障害が進行すると、地下水のみによって必要な水道用水が確保できない場合が生じるおそれがあることから、栃木県では、将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保するために地下水から表流水への一部転換を促進することを基本方針としていると聞いております。 ・なお、地下水障害の例としては、上記のほか地下水位の低下や地震時における濁り等が考えられます。 |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|-------------------------|------|---|--|
| 4.3 新規利水の観 点からの検討 | 23 | 地盤沈下について ・地下水が減少するという科学的根拠はなく、栃木県南地区の地盤沈下は15年前から沈静化しており、水道水源井戸は水質的に全く問題ないため、今後も地下水を有効に活用していくべきである。 ・栃木県南部の地盤沈下は地層収縮量や地下水位で見ても沈静化、地震で沈下する場合もあれば、地層が自然に収縮する場合も考えられる。「栃木県環境白書」も水道水源の転換を地盤沈下防止対策としていない。地盤沈下の原因は農業用水で、地盤沈下の原因としてほとんど寄与しない水道用水を転換してもほとんど効果はない。水資源機構は、「栃木県南部地域では、水道水源の配給量ベースの約7割が地下水に依存しており、これが地盤沈下進行の一因と考えられます。」としているが、地盤沈下への認識は誤りだ。栃木県は水道水源のみを転換することによって地盤沈下を防止しようとしているので、水道水源のみを転換することによって地盤沈下を防止しようとしているので、水道水源のみを転換することによって地盤沈下を防止しようとしているのかを明らかにさせて検証すべき。 | ・これら地盤沈下や地下水汚染等の地下水障害が進行すると、地下水のみによって必要な水道用水が確保できない場合が生じるおそれがあることから、栃木県では、将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保するために地下水から表流水への一部転換を促進することを基本方針としていると聞いております。 |
| | 24 | 鹿沼市の水需要予測について ・平成27年度には計画給水人口86,000人、計画一日最大給水量37,800m³/日と推計とあるが、平成27年度の1日最大給水量は27,772m³/日であり、推計が36%も過大だった。これまで給水人口は増加傾向にあるが、平成21年度の82,791人をピークに減少、鹿沼市の推計は増加する推計となっており、現実を無視した架空の推計である。1日最大給水量は今後も減少していくから、思川開発事業の参画量17,280m³/日は不要である。給水区域内人口が水道施設設計指針に沿って算定されていない。生活用水原単位の推計、業務・営業用水有収水量の推計は過大だ。当面使う予定がないと市長が明言しているダムを建設することは、事業に緊急性がないということ。いつ使うか分からない施設のための巨額の投資は、地方公営企業法第3条の経済性を発揮するという原則に違反する。鹿沼市が参画を検証すべき。上水道における地下水適正利用量の調査方法が通常の方法とかなり異なる。2/20渇水時に水源が不足するなら、欠陥のある計画であり、是認すべきでない。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「検討主体において、「略」必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、鹿沼市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。鹿沼市においては「鹿沼市水道事業変更認可申請書(第5次拡張変更)(平成20年3月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 ・この結果、鹿沼市の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていることをを検討主体として確認しております。 ・また、鹿沼市が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計していることを確認しております。 ・平成23年2月に要請した思川開発事業の利水代替案の検討に対する回答として、鹿沼市からは、「地下水代替案は代替案とはなりませんでした」との回答がありました。 ・供給可能量の評価については、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」を参考に、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にした水量と、計画当時の流況を基にした水量を検討主体として算出し、計画一日最大取水量と比較したものを参考として記載したものです。 |
| | 25 | 鹿沼市の地下水について ・鹿沼市の上水道では冬季に井戸枯れを起こしておらず減圧給水を実施したのは2000年度ころまでであり、市民への被害は全くなかった。鹿沼市の給水制限を被害であるかのように記述して水不足をあおることは不当であり、長年にわたって21,600m³/日を超えて取水してきたが井戸に障害は起こってはいない。 | ・冬季の渇水による地下水の取水障害については、平成12年度以前には冬季の井戸枯れにより給水制限が度々実施されており、平成22年度、23年度には井戸枯れが生じた浄水場の配水区域に他の浄水場から緊急的に配水する等、安定した水道水の供給の面で問題が生じていることを鹿沼市から聞いております。 ・ご意見を踏まえて井戸による地下水取水に係る記述を報告書へ追記いたします。 |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|------------------|------|--|---|
| 4.3 新規利水の観点からの検討 | 26 | 鹿沼市地下水調査の委託について ・地下水調査の委託料は、4,620万円であり、その原資は水資源機構から出ていたとも言われており、元々鹿沼市の水不足を演出するための調査だったと推察される。 | ・地下水調査は鹿沼市が独自で実施したものであり、その委託料を水資源機構が支出した事実はありません。 |
| | 27 | | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、小山市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。小山市においては「小山市水道ビジョン(平成26年6月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 ・この結果、小山市の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。 ・また、小山市が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え将来の必要量を推計していることを確認しております。 ・供給可能量の評価については、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」を参考に、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にした水量と、計画当時の流況を基にした水量を検討主体として算出し、計画一日最大取水量と比較したものを参考として記載したものです。 |
| | 28 | 小山市水道の安定供給について ・地下水だけでなくダムによる水道水の確保と合わせ安定した水源を確保することは、小山市ひいては間々田地区の今後の発展に欠かせないものだと思います。 | ・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 |

| | • |
|---|---|
| _ | _ |
| _ | _ |
| | |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|-------------------------|------|---|---|
| 4.3 新規利水の観 点からの検討 | 29 | 古河市の暫定水利権について ・古河市の暫定水利権は1979年から37年間にわたり使い続けており、安定した取水実績もあることから、国土交通省は安定水利権として認めるべきである。 | ・河川管理者は、河川の流況等に照らし、河川の適正な利用等に支障を与えることがなく、水源が安定的に確保され取水が行えるものであること等の審査を経て、水利権許可の判断を行っております。 ・ただし、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請されている場合には、水源が安定的に確保されていなくても、例えば、豊水のみの取水、必要な水源確保のための措置を講じること等、必要な条件の下に暫定的に水利権を許可するものを暫定水利権と呼称しております。 ・このように、暫定水利権は、豊水条件等のもと、毎年度審査を行った上で許可がなされているものであり、水源確保の措置がない限り解消できるものではありません。 |
| | 30 | 古河市の水需要予測について ・古河市の人口推計は水道施設設計指針に沿っていない。2/20渇水時に水源が不足するなら、欠陥のある計画であり、是認すべきでない。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、古河市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要が確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。古河市においては「古河市水道事業 水需給計画(平成21年3月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 ・この結果、古河市の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。 ・また、古河市が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え将来の必要量を推計していることを確認しております。 ・供給可能量の評価については、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」を参考に、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にした水量と、計画当時の流況を基にした水量を検討主体として算出し、計画一日最大取水量と比較したものを参考として記載したものです。 |
| | 31 | 五霞町の水需要予測について ・五霞町の水需要予測は過大である。 ・五霞町の水源不足は人口減少で解決する。多少の不足は受水量の増加や 未利用水の活用で対応できる。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、五霞町に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。五霞町においては「五霞町の水需給計画について(平成23年2月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 ・この結果、五霞町の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。 ・また、五霞町が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計していることを確認しております。 |

| _ | _ | Š | |
|---|---|---|--|
| h | • | ٥ | |
| | | | |

| 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|------|--|--|
| 32 | 埼玉県の水需要予測について ・埼玉県の水需要予測は過大、計画負荷率が低すぎる。埼玉県が保有水源 を過小評価していることが検証の対象となっていないのは不当だ。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 |
| | | ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、埼玉県に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。埼玉県においては「水需要調査報告書(平成19年3月)」が最新の記画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 |
| | | ・この結果、埼玉県の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。 |
| | | ・また、埼玉県が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、地下水から表流水への水源転換を含めて、安定的な水供線を考え、将来の必要量を推計していることを確認しております。 |
| 33 | 形で書かれていることに問題がある。検討主体が埼玉県内の地盤沈下が継続しているために思川開発事業が必要だと考えるのであれば、「もはや水源 | ・埼玉県においては、かつては地下水の過剰な汲み上げにより地盤沈下が発生したため、地下水汲み上げ量の規制や地下水から表流水への水源転換が図られて地盤沈下は沈静化しているものの、県営水道における許可水利権の約30%は河川水が豊富な時でみに取水できる暫定豊水水利権であり、水源の安定性が低いことから早期の安定化が望まれております。 ・ご意見を踏まえて地盤沈下に係る記述を報告書へ追記いたします。 |
| | 転換が必要でない地盤沈ト」とはどのような状況に至つた地盤沈トなのかを 示すべきである。 | |
| 34 | 北千葉広域水道企業団の水需要予測について ・需要推計は過大であり推計のやり直しを求めるべきだ。2/20渇水時に水源 が不足するなら、欠陥のある計画であり、是認すべきでない。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 |
| | | ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、北千葉広域水道企業団に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したいもの回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。北千葉広域水道企業団においては「八ッ場ダム資設事業に係る水需要予測(平成22年11月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。 |
| | | ・この結果、北千葉広域水道企業団の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しておます。 |
| | | ・また、北千葉広域水道企業団が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を打計していることを確認しております。 |
| | | ・供給可能量の評価については、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」を参考に、近年の20年に2番目の規格の渇水時における流況を基にした水量と、計画当時の流況を基にした水量を検討主体として算出し、計画一日最大取水量と比較したものを参考として記載したものです。 |
| | 32 | 32 埼玉県の水需要予測について ・埼玉県の水需要予測は過大、計画負荷率が低すぎる。埼玉県が保有水源を過小評価していることが検証の対象となっていないのは不当だ。 ・埼玉県内の地盤沈下について ・埼玉県内の地盤沈下は沈静化しており、「地盤沈下が発生している」と現在形で書かれていることに問題がある。検討主体が埼玉県内の地盤沈下が継続しているために思川開発事業が必要だと考えるのであれば、「もはや水源転換が必要でない地盤沈下」とはどのような状況に至った地盤沈下なのかを示すべきである。 北千葉広域水道企業団の水需要予測について ・需要推計は過大であり推計のやり直しを求めるべきだ。2/20渇水時に水源 |

| _ | _ |
|---|----|
| _ | |
| • | ٠, |
| | |

| | | | T |
|-------------------------|------|--|--|
| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
| 4.3 新規利水の観 点からの検討 | 35 | 北千葉地域水道企業団供給区域での地盤沈下について ・北千葉の地盤沈下に言及するなら、沈静化しているか、水源転換が必要か 等について記述すべきだ。 | ・ご意見を踏まえて地盤沈下に係る記述を報告書へ追記いたします。 |
| | 36 | 利水対策案について ・ダム検証を進めるなら、草木ダムの利水容量が40年間未利用のままであることについてどう評価するのかという総括から始めるべきであるが、そのような総括がないまま検証を進めることは「予断なき検証」とは言えず不当である。 | ・新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の検討にあたっては、水利権が付与されていないダム使用権等を他者へ振り替え可能か確認しております。草木ダムについては、足利市、佐野市に確認したところ今後の取水の計画等があることから他者へ振り替えることはできないことを確認しております。 |
| | 37 | 水道事業の便益について | ・水道事業に関する費用対効果については、報告書(素案)P4-65等に記載しております。 |
| | | ・水道事業に関する費用対効果についての記載がないのは不当だ。計算はデタラメだ。 | ・水道事業に関する費用対効果については、「水道事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年7月:厚生労働省健康局水道課)」 に基づき算定を行っております。 |
| 4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討 | 38 | 目標流量について ・「流水の正常な機能の維持」という目的は、水質を考慮すると宣言しながら 実際には考慮しておらず、破綻している。利根川・江戸川の慣行水利権等に よる実際の取水量を正確に把握して維持流量を算定し直すべきだ。 | ・流水の正常な機能を維持するために必要な流量(正常流量)とは、動植物の保護、景観、流水の清潔の保護等を考慮して定める維持流量、及び流水の占用のために必要な水利流量から成る流量であり、低水管理上の目標として定める流量です。 ・正常流量の検討にあたっては、基礎資料として河川流況、河川への流入量・河川からの取水量等を把握した上で検討しております。 |
| 4.6 目的別の総合 評価 | 39 | 洪水調節について ・洪水調節において最も有利な案は「新規遊水地案」である。とあるが、新たな用地買収が必要であり、又、残土の仮置き地等の問題がある。現在の思川開発事業はほぼ用地取得済み(98%)であるので「ダム案」の方が良いと思う。 ・利根川合流量を整備計画目標流量まで低下させるには思川上流部にダム又は遊水地を造ることが有効である。 ・昨年の関東・東北豪雨による大水害の経験を生かし、治水の整備水準を向上させる事が急務である利根川水系においては、早急に思川開発事業を完成させ、洪水調節機能を発揮させる必要がある。 ・安全・安心な利根川水系とする為、今回検討された代替案について、効果的・効率的事業については、河川整備計画を改定し、事業として位置づけ、実施する必要があるのではないか。 ・南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのを止めて、その予算を転用し思川の氾濫防止のために今直ちに必要とされている河床掘削等の河道整備を推進すべき。 ・治水についても、ダム案はコスト面で新規遊水地案とそれほど差はない。 ・土地所有者との調整等、実現性を考慮すると、新規遊水地案は不利で、ダム案の方が有利であると考えられる。 | に対する柔軟性はどうか等は、各対策案の「持続性」、「柔軟性」として評価しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |

| _ |
|---|
| 4 |
| |
| |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|---------------------|------|---|--|
| 4.6 目的別の総合 評価 | 39 | ・この報告書の検証は、既往の河川災害等の資料から得られた結果の最適解と思います。 ・降雨分布や降雨強度(雨の降り方)が変わってきているので、降雨予測や情報伝達といったことがこれまで以上に大事になってくる。気象庁との連携も重要である。将来の気候変動により想定外の災害が起こる可能性があるので、その都度、検討して修正を加えていくことも必要と思われる。 ・事業の進捗状況を考えると速やかに進めることが必要と考えるが、ダムの構築に一方的に頼るべきではない。流域全体の環境、河道整備等、総合的に進めていかなければならないと思う。地球温暖化や気候変動が現実化し始めている今日、樹木の伐採や土砂掘削等の維持管理面を含めきちんとして河道の健全化を図っていくことが重要である。 ・今後、想定以上の降水が生じる可能性もあり、ダム等の少数の施設に頼らず、これら多様なベネフィットが期待できる治水手法を組み合わせることは有効である。 ・事業計画をさらなる長期の期間で考えていくうえでは、その情勢の変化等に柔軟に対応できるような仕組みや、予算措置の方法等を今後は検討していくことが求められる。 | |
| | 40 | 新規利水について ・栃木県南部地域での地盤沈下を抑制するには原因である地下水の汲み上げを止めて河川から安定して取水できる「ダム案」は最良と思う。 ・渇水時において、利水等の観点からもダム案以外では水の供給という対応は厳しい。 ・各利水者の取水地点上流の一利水施設により利水開発することが最も合理的であり、現ダム案が最も優れていることは明らかである。 | ・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。 |

| _ | _ |
|---|---|
| c | ת |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|---------------------|------|---|--|
| 4.6 目的別の総合 評価 | 41 | 流水の正常な機能の維持について ・流水の正常な機能の維持に必要な流量を安定して確保できる「ダム案」は最良と思う。 ・流水の正常な機能の維持を思川で縦断的に満足させるためには、その上流に流量調節が可能な施設を造ることが合理的であり、他流域や思川下流河川での対応は所詮無理であり、新規利水を確保するための対策と一体ではは代表によりによります。 | ・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施事 領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。 |
| | 42 | なければならないことからも、現ダム案が最も優れていることは明らかである。 異常渇水時の緊急水の補給について ・異常渇水時に緊急水を安定して補給出来る「ダム案」は最良と思う。 | ・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施到 領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。 |
| 4.7 検証対象ダムの総合的な評価 | 43 | ************************************ | |

| 16 | |
|----|--|
| | |
| | |
| | |
| | |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|-------------|------|---|--|
| 4.7 検総合的な評価 | 44 | 思川開発事業への賛否について ・必要性がまったくなく、市民に高額の費用負担を強制し、かけがえのない自然環境を喪失させる思川開発事業は直ちに中止すべきである。 ・維持・管理にお金がかかる必要のないダムは絶対につくらないで欲しい。 ・思川開発の四目的、洪水調節、新規利水の開発、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急補給は、いずれも必要性、緊急性がないものであり、思川開発事業を中止しても何も困ることはない。 ・治水にも利水にもメリットがない事業はお金のムダ。 ・こんな所に税金を使うより、もっといかされる所にお金を使うべき。 ・栃木県民に負担を強いようとする不要な思川開発は中止されなければならない。 ・他の川から水をひいてこなければならないダムとは一体何なのか。そのようなダムを作る必要はない。 ・栃木市はもっと別の方向にお金を使うべきではないですか。私たちの税金でムダなダムをつくることは絶対許さない。 ・定められた手順に則り、的確に実施されている。事業継続に賛成です。利根川水系の治水・利水・環境の厳しい状況を改善する為、早急に思川開発事業を完成させる必要がある。 ・欲しいと言っていない人に無理やり買わすような不要な水源開発は、国民や地域住民にとって、負でしかない。こんなやり方は認められない。 ・必要性がまったくなく、県民・市民に高額負担を強制し、さらにかけがえのない自然環境を破壊する「思川事業開発」は即時に中止すべき。 ・ダムによって河川の流水の正常な機能を増進すること等、流水の占用や舟運を除きできないというのが河川法の趣旨だと解さること等、流水の占用や舟運を除きできないというので、見川の歳皆にと解される。渇水時にも確保すべき最低限のろうが、それが河川法の趣旨だと解される。渇水時にも確保すべき最低限のろうが、それが河川法の趣旨でと思えない。 ・治水安全向上のため、事業の早期完成を望みます。「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の推進と、同要細でうたわれている思川開発事業の完成による表流水利用への転換を早期に実施することを望みます。 | ・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。 |
| | | ・検証の内容については理解した。事業を進めることに賛成である。 | |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|--------------------------|------|--|---|
| 4.7 検証対象ダム の総合的な評価 | | 新たな提案について ・治水対策案として、東大芦川ダムの再開を追加すべき。 (東大芦川ダムの方が新規遊水地案よりも低額になる可能性があると思われます。) ・東大芦川ダム・南摩ダム案を検討することを提案します。 〇東大芦川ダムの再開 洪水調節(大芦川、思川、利根川) 流水の正常な機能の維持(大芦川、思川) 新規利水(鹿沼市0.2m³/s) 〇南摩川ダムの規模縮小 洪水調節(南摩川、思川、利根川)・・・・・現計画 流水の正常な機能の維持(南摩川)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)については、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、新規利水については、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 ・ご提案頂いた「東大芦川ダム」については、検証手法に則り治水代替案として、東大芦川に目標と同程度の機能を有する洪水調節専用のダムを建設する方策を検討し、報告書(素案)でお示しした対策案と比較して、コスト面で不利であることを確認しております。 ・また、平成15年に栃木県が中止を決定したダムを対策案に掲げることは実現性も困難なことが考えられます。 ・ご提案いただいた「東大芦川ダム+南摩ダム案」については、黒川の流水の正常な機能の維持の確保ができず、また異常渇水時の緊急水の補給ができないため、同程度の目標を達成するための対策案を立案する観点から、本検証として提案の採用は困難となります。 ・このため、同程度の目標を達成するための対策案として、治水目的については、治水代替案として検討した東大芦川に建設する洪水調節専用ダム案を、新規利水、流水の正常な機能の維持及び異常渇水時の緊急水の補給目的については、それぞれの目的別評価でコストが最も安価であった南摩ダム案として、これらの組み合わせ案「東大芦川に建設する洪水調節専用ダム」を検討し、コスト面で不利であることを確認しております。 |
| 5.1 | 46 | 洪水関節の氾濫ブロック設定について | ・思川開発事業に係る費用対効果分析において、洪水調節については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省 |
| 洪水調節に関する便益の検討 | | ・思川の流量は利根川に影響を与えないから、洪水調節に関する便益の検討で氾濫ブロックを利根川流域に設定しているのは誤りである。 | 河川局)」に基づき、最新データを用いて算定を行っております。 - なお、本検証に係る便益の算定根拠については、「思川開発事業の費用便益比算定資料」を別途お示しいたします。 |
| | 47 | 水調節に関する費用対効果の計算は誤りである。「思川開発事業の年平均被害軽減期待額は、約3,117百万円」の根拠が不明だ。南摩ダムの利根川本川への治水効果はゼロであるから、思川のみの洪水調節だけの費用対効 | ・南摩ダムは、ダム建設地点における計画高水流量130m³/sのうち125m³/sの洪水調節をすることによって、南摩川から思川への洪水の合流量を減少させる治水上の機能を直接的に有するとともに、思川を経由し渡良瀬遊水地へ流入する洪水流量を低減させる効果を有しております。 ・渡良瀬遊水地に流入する思川等では、南摩ダム等の洪水調節施設により洪水流量を計画高水流量以下に低減する計画としております。また、渡良瀬遊水地の洪水調節機能により、渡良瀬川から利根川への合流量が、利根川本川の計画高水流量に影響を与えない計画としております。 ・すなわち、ダム等の洪水調節施設と渡良瀬遊水地により利根川への合流量を洪水調節するものであり、南摩ダムはその一翼を担う洪水調節施設となっております。 ・思川開発事業に係る費用対効果分析において、洪水調節については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)」に基づき、最新データを用いて算定を行っております。 ・平成19年度及び平成23年度は、各評価時点の洪水調節施設や河道等の整備状況を基に、便益算定を行っておりました。今回の算定にあたっては、南摩ダムが完成したと仮定した時点での洪水調節施設や河道等の整備状況を想定し、便益算定を行っております。従って、計算の前提条件が異なっております。また、平成23年度の算定からは、異なる洪水波形による洪水調節効果の変化を考慮し、その便益を平均して用いる方法を採用しております。なお、平成27年度はダム検証中であり、改めて氾濫計算は行わず、平成23年度の結果をデフレータにより換算して算出した便益となっております。 |

| _ | |
|---|---|
| 7 | ~ |
| ι | |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|----------------|------|--|---|
| 5.2 流水の正常な | 48 | 流水の正常な機能の維持に関する便益について | ・流水の正常な機能の維持のための容量の便益算定については、「不特定容量、渇水対策容量を有するダムの事業評価について (平成17年11月30日 河川局事務連絡)」に基づき、最新データを用いて算定を行っております。 |
| 機能の維持に関する便益の検討 | | ・算定方法(代替法)と結果だけしか示されていないが、総便益の約80%を占める当該便益の算定方法(代替法とはどのような方法か)および算定過程をできるだけ詳しく示すべき。 | ・代替法とは、評価対象とする事業と同様な便益をもたらす他の市場財で代替する場合に必要な費用で当該事業のもたらす便益を 計測する手法となっております。 |
| | | ・計算過程が示されていないので、適正かどうか評価できない。計算過程を明らかにすべきである。代替法による場合は、費用対効果が必ず1を上回るのであり、不当である。 | ・なお、本検証に係る便益の算定根拠については、「思川開発事業の費用便益比算定資料」を別途お示しいたします。 |
| 5.3 思川開発事業 | 49 | 便益算定における維持費の算定について | ・思川開発事業の年間維持管理費は約10億円(うち、ポンプ送水費用は、維持管理費と燃料代等で約3億円)としております。 |
| の費用対効果 分析 | | ・維持管理費(年間約2億円)が安い感じがします。適切に算定しているか(特にポンブ送水費用)示してください。 | ・なお、維持管理費約104億円は、完成後50年間の維持管理費(新規利水分を除く)を現在価値化したものです。 |
| - | 50 | その他の便益算定について ・生物多様性を害することをコストに算入しないことは不当だ。 | ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で実施する。(略)7)環境への影響(略)ロ)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしております。 |
| | | ・今後、環境をコストで評価していく手法の検討を進めることも今後の課題。 現時点においては、適用は現実的ではない。取り扱いには十分に注意しながら、評価手法も含めて検討を進めて行く必要がある。 | ・なお、費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)」に基づき実施しておりますが、同マニュアル(案)において、「治水施設の整備によって得られる便益およびその施設整備に要する費用について、過不足なく計上することは現実的には極めて困難(略)」とされており、思川開発事業においては、ダム建設が及ぼす影響を回避するための対策に要する費用を総事業費や維持管理費に含めて算出を行っております。 |
| | | ・開発事業のB/C評価では、生態系への負荷がコストに組み込まれていない。素案で評価されたB/Cを絶対視せず、生態系への負荷の最小化や代償措置を検討する必要がある。 | ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、環境への影響を軽減できるよう努めてまいります。 |
| | 51 | ダム案の費用対効果について ・適正に評価すれば費用対効果は1に達しない。 | ・思川開発事業に係る費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)」及び、「不特定容量、渇水対策容量を有するダムの事業評価について(平成17年11月30日 河川局事務連絡)」に基づき、最新データを用いて算定を行っております。 |
| | | | ・費用対効果の算定根拠については、「思川開発事業の費用便益比算定資料」を別途お示しいたします。 |
| ダム検証の制 度 | 52 | ダム検証の制度について | ・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、期限を設けず、予断を持たずに検討を行っております。 |
| | | ・今回の検証は、ダムの残事業費と代替案の全事業費との比較を行うものである。思川開発が圧倒的に有利になる枠組みでの比較であるから、自動的に思川開発が最良案として選択されるようになっている。 | ・同細目において、「検討主体」は、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局と規定され、また、検証に係る 検討に当たっては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置することとされております。 |
| | | ・ダム検証は「予断なき検証」である以上、期限を切るのは不当である。思川 開発事業の根拠法である水資源開発促進法を適用することの適法性を検証 すべきだ。 | ・なお、検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開する等情報公開を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見を募集しています。また、学識経験を有する者及び関係住民からご意見をいただくとともに、今後、関係地方公共団体の長及び関係利水者からご意見をいただくこととしております。 |
| | | ・整備計画レベルで最適化するという考えには違和感がある。将来を見据えた施設を一気に造るという考えもあるのではないか。 | |
| | | ・検証の主体は、第三者的な立場の機関とすべきである。思川開発事業においては、「検討主体」や「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成員が全員推進派であり、中止の結論が出るはずがない茶番の検証体制である。 | |

| _ | | |
|---|---|---|
| ō | (| 5 |
| | Ī | _ |

| 章 | 整理番号 | ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例) | 検討主体の考え方 |
|------------------|------|---|--|
| 報告書(素案) | 53 | その他のご意見について(1) | ・いただいたご意見は、検討主体としてコメントする立場にありませんが、今後必要に応じて参考とさせていただきます。 |
| の内容以外に 関するご意見 | | ・霞ヶ浦導水は有害無益な事業である。 | ・なお、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水については、平成22年9月28日付けで国土交通大臣から関東地方整備局長に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、検証に係る検討を行い、現計画が最も有利な案とされ、それぞれ、平成23年11月29日、平成 |
| | 54 | その他のご意見について(2) | 26年8月25日に国土交通省の対応方針として「継続」することが妥当であるとの判断がなされております。 |
| | | ・ハツ場ダムは有害無益なダムである。 | |
| <u> </u> | 55 | その他のご意見について(3) | |
| | | ・細川内ダムに係る暫定水利権が継続していることを説明せよ。 | |
| | 56 | その他のご意見について(4) | |
| | | ・東京都に来る水道水の水質が悪いことにもっと地方で取り組んでほしい。家庭や事業所の排出する水質を良くしていただき、美しい水質と地形の過去の川を取り戻し景観的にも重要景観施設と指定する等し、観光資源にしてほしい。そのほうが地域経済の先の長い安定に繋がるはず。 | |
| | 57 | その他のご意見について(5) | |
| | | ・ダムつくるために理屈を創作するより、実績に向き合い真面目に政治を行うべきだろう。これからの人口は坂を転げ落ちるように激減する。担税者が減れば税収もガタ落ちになる。その上1000兆円をこえる借金を抱えている。官僚は自らの持ち場から50年、100年先を考えて政策転換を図らねばこの国は滅びる。 | |
| | 58 | その他のご意見について(6) | |
| | | ・ハッ場ダム:霞ヶ浦導水事業:スーパー堤防:リニア新幹線:石木ダムその他のムダなダムにこれ以上大切な国民のお金をムダに投入することは止めるべきではありませんか。 | |
| | 59 | その他のご意見について(7) | |
| | | ・官僚から水資源機構への天下りの構造がある限り、予断があると思われて も仕方がない。 | |
| | 60 | その他のご意見について(8) | |
| | | ・栃木市長がもっと市民一人一人と顔を合わせ話し合いをする時間を作って いれば市民の感情や思いからかけ離れたこのダムを作る、なんて気持ちは 持てない筈。 | |
| | | ・栃木市長は、市民の税金を大切に必要なところに使うべき。 | |

「思川開発事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する パブリックコメントについて

(平成28年4月12日~平成28年5月11日実施) (全国、延べ43名の方からいただいたご意見)

平成28年7月

国土交通省関東地方整備局 独立行政法人水資源機構

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 1 | 思川の源流域は私が住む小山市からも近く、自然豊かでハイキング等に時々訪れる地域です。また、貴重な動植物も多いと聞いています。しかし、そのような環境に最大の配慮が必要とは考えますが、次のことから事業が進むことを望みたいと思います。 1.水道水の確保と地域の発展について 小山市は道路・鉄道などの交通の要衝でもあることから、近年人口が増加傾向にあり栃木県第二の都市となっています。私が住む間々田地区では、平成10年代からのニュータウン開発により新規の小学校ができるなど人口が増えています。また最寄りの間々田駅や小山駅の利用者も確実に増えていることを実感しています。 本計画に小山市の水道水の確保が盛り込まれています。かつては井戸水などの地下水に多くを頼っていたと聞いていますが、地下水だけでなくダムによる水道水の確保と合わせ安定した水源を確保することは、小山市ひいては間々田地区の今後の発展に欠かせないものだと思います。 |
| | 2.思川の洪水への対応として 昨年9月の集中豪雨では、思川上流部の鹿沼市域で大きな被害が出ました。 小山市でも思川の水位上昇により思川につながるあちこちの川が溢れて、多数の家屋で浸水被害が出ました。また同じ小山市 の下流部では、思川が氾濫するかも知れないほどの水嵩になり避難指示も出されました。 各所で大変な洪水となりましたが、鬼怒川の上流にあるダムが被害の軽減に大いに役立ったとのことです。思川でもダムが出来 れば洪水時に少しでも水位を下げることが期待され、堤防整備などと合わせて、小山市を流れる思川がより安全な川に近づくもの と思います。 |
| 2 | 栃木市の水道は、100%地下水です。東京に住んでいる親戚が、栃木へ来て「栃木の水道の水はおいしいネ」と言います。私は栃木に住んで来年で60年になりますが一度も断水になった事がありません。聞くところによると、南摩ダムを作り、その水が栃木市の水道水になるとの事です。現実に何の心配もない地下水の水道水がなぜ表流水になるのでしょうか?ダムの水は経済的にも割高であり、汚染される確率も高いので安心、安全とはいえません。現実に水道源水が不足していない状況なのになぜダムを作り、おいしくない水道水にしなければならないのでしょうか。ダムを作るには、多額の経費を必要とします。各地にダムを作る計画があるとの事ですが、必要のないダムを作るのはムダな事です。大手建設業者の仕事をなくさないために、このような事業を続けているとも聞きますが、国は国民のためになる事業を行なってほしいと思います。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 3 | 思川開発事業・南摩ダムの建設に反対します。その理由は、南摩ダムを作っても、水は溜まらないと思います。 ・空のダムを作ることは、ムダな公費の支出です。 ・仮に、水が満ちたとしても、私たち栃木市は、年々、人口の減少もあり、水需要は低下する一方で、現に、水源としている地下水で充分で、ムダからの水を必要ありません。 ・また、これ以上、南摩の豊かな自然をこわさないで、県民の憩いの「自然公園」として残してください。 |
| 4 | 該当箇所 3-1 思川開発事業の目的として、南摩ダムによる洪水の調節や水道水の補給を上げているが、そもそも南摩川は流域面積が小さい (12km2)小川のような川で、洪水へのダム効果は微々たるものである。 利水面でも、元々当てにしていた大谷川の取水ができなくなったことで水収支は厳しく、国交省の運用計算でもダムの貯水量は 度々底をつく結果になっている。そのようなダムを建設することは不合理で無駄なのではないか。 |
| | 該当箇所 3-5 環境保全への取り組みとして、事業の影響を受ける植物の移植や猛禽類の保全を実施するとあるが、南摩地区には多彩な野鳥や昆虫、水棲生物も生息している。 ダムを建設すれば、これら貴重な生態系を破壊することになるのは避けられない。 貴重な自然は極力そのままで後世に残して行くのが我々の責務ではないか。 該当箇所 4-63~64 「栃木県では県南地区において地盤沈下や地下水汚染等が危惧されており」とあるが、地盤沈下は15年前から沈静化しており、 該当地区では地盤沈下や水道水源井戸の汚染が問題になったことはない。汚染という観点からは表流水の方がリスクが高いと考 |
| | える。 「将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し」とあるが、過去に該当地 区で水不足が問題になったことはなく、水道水の需要量は1990年代から減り続けている。将来的には流域全体の人口も減少する ので水需要が更に減って行くことは明らかであり、敢えて地下水から表流水に転換する必要性はないと考える。 そもそも、表流水は十分な地下水が確保できない地区でやむを得ず利用するものではないか。また、地下水を一部でも表流水に 転換すれば、水道水はマズくなり水道料金は上がることになる。このことで関係市民の意向も聞かずに転換計画を進めるのは問 題があるのではないか。 該当箇所 4-64 需給計画の中で、思川開発事業で確保する水量は0.403m3/sで、県南地区に水道水を供給することになっているが、その水道供 給計画自体が存在せず、思川から取水して各市町の水道配水池まで送水する施設の建設には巨額の費用がかかる。 使う当てのない水源を抱え、その建設維持費用を栃木県民に負わせるのは止めていただきたい。 |

| 意見 | |
|----|--|
| 番号 | 頂いたご意見 |
| 5 | ・あんなに自然豊かな場所を破壊してまでダムをつくる必要がどこにあるのですか。絶対にありません。 |
| | ・人口減が目に見えていて、水需要が減っているのも明白なのに、莫大な費用を使って作る必要があるのですか。必要ありません。 ・私達今の世代は後の世代の事を考えねばなりません。高い水道代に後の世代が先人達をうらむ事のないようにしておきたい。それには莫大な費用をかけて、税負担を後々まで重くするような事をしてはならないと思います。 ・後の世代が精神的にも金銭的にも安心して暮らせるよう、バカな借金や、無駄な出費を出来るだけ抑えて、バトン・タッチしていきたいです。 ・維持・管理にお金がかかる、必要のないダムは絶対につくらないで欲しいです。 |
| 6 | (1)大谷川からの分水中止で、思川開発は水収支が成り立たなくなり、南摩ダムの貯水量が頻繁に底をつくことが国交省の水運 用計算結果として示されている。思川開発事業はこのような虚構の利水計画でつくられている。 |
| | (2)南摩川は小川のように小さな川である。南摩ダムは流域面積が非常に小さいので、思川や利根川の治水に寄与するはずがなく、その治水効果は微々たるものである。 |
| | (3)利根川流域6都県の水道用水は減少の一途を辿っていて、水余りがますます顕著になってきているので、思川開発等による 新規の水源開発の必要性は皆無となっている。 |
| | (4)思川開発の暫定水利権は取水に支障をきたすことはほとんどなく、安定水利権と変わらないのであるから、水利権許可制度の 改善で暫定の解消が可能である。 |
| | (5)「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」の二つの目的は緊急的な必要性がなく、ダムの規模を大きくするための増量剤である。 |
| | (6)思川開発と並行して進められている栃木県の県南水道用水供給事業は栃木市民等に高額の費用負担とまずい水道水の飲用 を強制するものとなる。 |
| | (7)今回の検証は、思川開発についてはすでに支出した事業費を除く残事業費を事業費とし、それと実現性の稀薄な代替案の全事業費との比較を行うものである。思川開発が圧倒的に有利になる枠組みでの比較であるから、自動的に思川開発が最良案として選択されるようになっている。 |
| | (8)思川開発の四目的、洪水調節、新規利水の開発、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急補給は、いずれも必要性、 緊急性がないものであり、思川開発事業を中止しても何も困ることはない。 |
| | (9)必要性がまったくなく、市民に高額の費用負担を強制し、かけがえのない自然環境を喪失させる思川開発事業は直ちに中止 すべきである。 |
| | 詳細は別紙に述べるとおりである。 |

意見 頂いたご意見 番号 6 【別紙】 (1)大谷川からの分水中止で頻繁に貯水量が底をつく南摩ダム、国交省の計算でも水収支が成り立たない虚構の利水計画 南摩川は流域面積が非常に小さく(12 km²)、小川のような川であるので、ダムを造っても水が貯まらない。思川開発の現計画では 黒川と大芦川から導水することになっているが、かつての思川開発計画では日光から流れ出る大谷川からも導水して南摩ダムに 貯水することになっていた。この大谷川からの取水計画に対して 旧・今市市に思川開発大谷川取水反対期成同盟が結成され、今 市市あげての絶対反対の運動が展開された。その結果、2002年に思川開発計画が変更され、図1のとおり、大谷川からの導水計 画は中止になった。 黒川と大芦川からのみ導水することになったことにより、南摩ダムの総貯水容量は半減され(1億100 万㎡から5100 万㎡へ)、開 発水量が半分以下になった(都市用水7.1 m/ノ秒(最大)、かんがい用水1.5 m/ノ秒(かんがい期平均)から都市用水2.984m/ノ秒 (最大)へ)。 しかし、大谷川からの導水は思川開発計画の根幹をなすものであったから、その導水中止で、南摩ダムの貯水池運用はきわめ てきびしいものになった。 中禅寺湖 油川 大谷山政外被流工 図 1 行川ダム地点 人黒川取水放流工



| ۳ | • |
|---|---|
| , | |
| | |
| | |

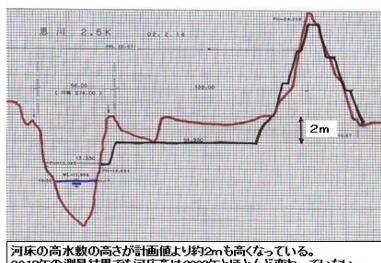
意見 頂いたご意見 番号 6 国交省は1955 年~1984 年の30 年間の流量データを用いて南摩ダムの運用計算を行っている。それを見ると図2、図3のとお り、30年間のうち、延べ12年は最低貯水量になる期間があって、その期間が7ヵ月におよぶ年もある(1962~63年)。 このように、南摩ダムをまともに運用すれば、貯水量が底をつくような事態が頻繁に訪れることを国交省の計算結果が示してい る。思川開発の利水計画、すなわち、南摩ダムからの補給によって2.984 ㎡/秒の水道用水を新規に開発し、渇水時に大芦川・黒 川・思川・利根川の流量を維持するという利水計画は現実には成立しない虚構の計画なのである。このような虚構の利水計画で つくられた思川開発事業を推進してはならない。 最低貯水量 南摩ダムの運用計算結果(国交省) 1971~1984年度 最低貯水量 南摩ダムの運用計算結果(国交省) 1955~1970年度 図2 図3 4,000 4,000 \$ 3,000 2,000 1,000 5,000 4,000 \$ 3,000 8,000 2,000 (注)最低貯水量を1,000万㎡(異常渇水時緊急補給容量)とした場合の計算 (注)最低貯水量を1,000万㎡(異常渇水時緊急補給容量)とした場合の計算

| | ٦ | r | ۱ |
|---|---|---|---|
| | | | , |
| _ | | | |
| | | | |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 | | |
|----------|---|--|--|
| 6 | (2)南摩ダムの流域面積は非常に小さいので、その治水効果は微々たるもの | | |
| | 南摩川は小川のような川であるから、そこに南摩ダムをつくっても思川や利根川の治水に寄与するはずがない。流域面積で比すると、次のとおりである。 南摩ダム予定地 12.4 km 思川・乙女地点 760 km 利根川・栗橋地点 8,588 km 利根川・栗橋地点 8,588 km 南摩ダム予定地の流域面積の比率は思川・乙女地点に対して1.6%、利根川・栗橋地点に対して0.14%であり、このごく小さな比率から見て、思川や利根川の洪水に対する南摩ダムの効果は微々たるものである。 国交省の思川治水計画でも南摩ダムの治水効果は次のとおり、わずか60 m / 秒、計画流量の1.6%のピークカットである。流量観測の誤差範囲でしかなく、微々たるものである。 | | |
| | 思川・乙女地点 河道整備の計画流量 3,700 ㎡/秒 南摩ダムなしの流量 3,760 ㎡/秒 さらに、利根川に対しては思川最下流部に巨大な渡良瀬遊水地(洪水調節容量約1 億7000万㎡)があって、その洪水調節作用が働くので、南摩ダムの治水効果はゼロである。なお、2015 年9 月の関東東北豪雨では、思川流域の各地で観測史上最大の雨量を記録した。思川下流の乙女地点の観測水位は計画高水位を1.2mも超えた。しかし、この水位異常上昇の原因は図4のとおり、思川下流部の河床の高水敷が2mも高くなっていることにある。 | | |

意見 頂いたご意見 番号 6

思川・乙女より1.6km下流地点の河道断面図(2002年測量)



2013年の測量結果でも河床高は2002年とほとんど変わっていない。

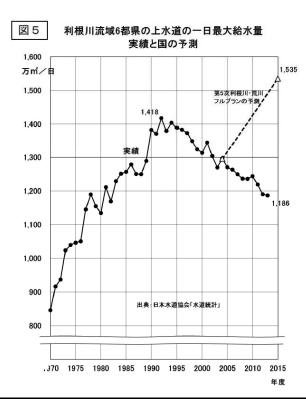
思川の河川管理者である国交省及び栃木県が河床掘削を怠ってきたことが水位の異常上昇を引き起こしたのであって、河床を 計画通りに掘削すれば、2015年9月洪水規模の洪水が来ても、計画高水位以下のレベルで流下させることが十分に可能である。 昨年9月の鬼怒川の堤防決壊は、国交省が不要不急の湯西川ダムの建設ばかりに力を入れ、流下能力が著しく低く、氾濫の危 険性がある鬼怒川下流部の河道整備をないがしろにしてきたことによって引き起こされたものである。

鬼怒川と同様、南摩ダムに巨額の河川予算を投じることが、今直ちに必要とされている河道整備をなおざりにする要因になって いる。思川においてはわずかな治水効果しかない南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのを止めて、その予算を転用し、今直ち に必要とされている河床掘削等の河道整備を推進すべきである。

意見 番号 頂いたご意見

6 (3)利根川流域6都県の水道用水は減少の一途を辿っており、新規の水源開発の必要性は皆無

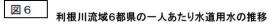
利根川流域6 都県(茨城・東京・千葉・埼玉・群馬・栃木)の上水道の一日最大給水量は図5のとおり、1990 年代に入ってからほぼ減少の一途を辿るようになり、1992年度から2013 年度までの21 年間に232 万㎡/日も減った。この減少量は思川開発事業の開発水量約26万㎡/日の9 倍にもなる。ところが、国交省は同図のとおり、第5次利根川荒川フルプラン(水資源開発基本計画)で水道用水は実績の傾向とは逆方向に急速に増加し続けるという架空予測を行っている。

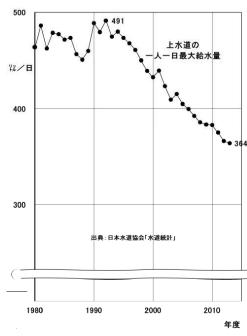


意見 番号 頂いたご意見

6

6都県の水道用水が最近約20年間、減少の一途を辿ってきたのは、一人当たり給水量が年々減ってきたことにある。図6のとおり、1992年度の491 以7日から2013年度の364以7日へと、26%も減っている。一人一日最大給水量の減少要因は、①節水型機器の普及等による節水の進行、②漏水防止対策による漏水の減少、③一年を通しての生活様式の平準化による給水量の変動幅の縮小である。今後も節水型機器の開発と普及が進んでいくので、一人一日最大給水量の減少傾向が続く。

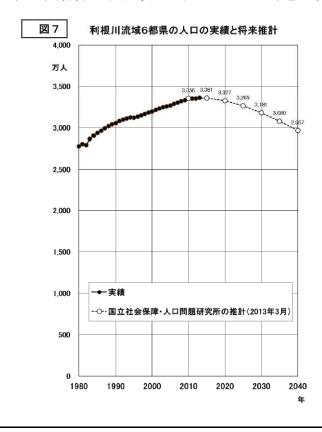




6

意見 番号 頂いたご意見

一方、人口については6 都県全体としてはわずかに増加傾向にあるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、図7 のとおり、2015 年以降は減少傾向に変る。このように、今後は一人当たり水量だけではなく、人口も減少傾向に向かうから、水道 用水の需要が縮小の一途を辿っていくことは確実である。以上述べたように利根川流域は今後は水需要が一層縮小し、水余りがますます顕著になる時代になっていくから、思川開発やハッ場ダムといった新規の水源開発は今や無用のものになっている。



意見 番号 頂いたご意見

6 (4)思川開発の暫定水利権は水利権許可制度の改善で暫定の解消が可能

思川開発の開発水量2.984 ㎡/秒のうち、0.901 ㎡/秒は表1のとおり、暫定水利権として一部の利水参画者がすでに使用している。その中の最大は古河市の0.465 ㎡/秒である。これらの暫定水利権は思川開発なしでは安定した取水が困難であるかというと、決してそうではない。古河市について見ると、1974 年から使い続けていて長年の取水実績があり、取水に支障をきたしことはほとんどなく、安定水利権と変わらない。

古河市等の暫定水利権は思川開発がなくても、実際に取水が可能であるが、しかし、ダム事業者であり、水利権許可権者でもある国交省は、思川開発を推進するため、利水者に対してダムを前提とした暫定水利権しか許可せず、ダム事業への参画を強制している。

すなわち、水利権の許可権がダム事業の推進の手段として使われているのであって、現在の水利権許可制度を合理的・民主的なものに改めれば、暫定水利権の問題は解消されるのである。

| | | (単位 m/秒) | |
|------------|-------|-------------------|--|
| 利水者 | 開発水量 | 暫定水利権 (平成25年度) | |
| 栃木県 | 0.403 | 0 | |
| 鹿沼市 | 0.200 | 0 | |
| 小山市 | 0.219 | 0.114 | |
| 古河市 | 0.586 | 0.465 | |
| 五霞町 | 0.100 | 0.044 | |
| 埼玉県 | 1.163 | 0.278 | |
| 北千葉広域水道企業団 | 0.313 | 0 | |
| 合計 | 2.984 | 0.901 | |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 6 | (5)「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」はダムの規模を大きくするための増量剤 |
| | 思川開発には「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」という渇水時の補給という目的がある。これら二目的の貯水容量は2,825万㎡で、有効貯水容量5,000万㎡の56%も占めている。しかし、これらの目的は緊急的な必要性がなく、いわば、ダムの規模を大きくするための増量剤として加えられたものである。利根川水系では上述のように水需要の規模縮小で水余りが進行してきたこともあって、渇水が起こりにくくなってきている。2000年代に入ってからの渇水は、2001年、2013年、2014年にあったが、いずれも初期段階である取水制限が短期間行われただけであって、給水制限は行われていない。節水への協力呼びかけだけであるから、生活への影響は皆無であったといってよい。雨の降り方は変動があり、自然現象であるから、渇水が時折来ることは避けられないが、水余りの状況が顕著になってきたことで、渇水の影響がより小さくなってきた。このような時代において「流水の正常な機能の維持」、「異常渇水時の緊急水の補給」という緊急的な必要性が稀薄な目的のために巨額の費用を要するダムを建設すべきではない。 |
| | (6)栃木県の県南水道用水供給事業は栃木市民等に高額の費用負担とまずい水道水の飲用を強制する |
| | 栃木県が思川開発事業に参画するために巨額の費用を要し、地下水を切り捨てる県南水道用水供給事業の計画を推進してい る。 |
| | 栃木県は思川開発の水源0.403 m²/秒を得ることになっているが、その水源を使う水道事業計画がない。そこで、栃木県は、思川 開発への参画の理由をつくるため、2013 年度に「県南広域的水道整備事業検討部会」を設置して、県南水道用水供給事業の具 |
| | 体化の検討を進めてきている。 その給水対象は県南地域の栃木市、下野市、壬生町で、これらの市町は水道水源の100%を地下水に依存している。県の計画 では3 市町水道の地下水依存率を40%まで引き下げることになっている。 |
| | しかし、県南地域の地盤沈下は15 年前から沈静化してきており、また、同地域の水道水源井戸は非常に清浄で、地下水汚染の心配もないので、地下水依存率を下げなければならない理由は皆無である。栃木県が思川開発事業に参画する理由をつくるため |
| | に、3 市町の水道水源を地下水から表流水に転換しようというのである。 もし水道水源を地下水から表流水に切り替えれば、水道水の味が大幅に低下することは必至である。 それだけではない。表2に示すように栃木市、下野市、壬生町は巨額の費用負担を強制されることになる。思川開発と県南広域 |
| | 的水道整備事業およびその維持管理費の合計負担額は起債の利息を除いて、327 億円にもなる。 自担額が最も大きいのは栃木市で、上記三つの合計負担額は起債の利息を除いて、194 億円にもなる。 市民1 世帯当たり31 万 |
| | 円(栃木市の2016 年3 月末の世帯数 63,352 世帯)で、市民はきわめて多額の費用負担を背負うことになる。 このように栃木県の県南水道用水供給事業は栃木市民等に高額の費用負担とまずい水道水の飲用を強制するものとなる。 |

意見 頂いたご意見 番号 6 表 2 県南広域的水道整備事業経費試算 水源開発費 施設建設費 (浄水場、管路) 維持管理費 (20年間) 水 量 計 36億円 207億円 84億円 割合(%) m3/日 m3/s 億円 4 2 3 1 2+3+4 36*(1)/100 207*(1)/100 84*1)/100 44.3 172.6 19.0 109.3 栃木市 18,424 0.213 52.8 52.2 21.2 82.5 9.1 8,785 0.101 25.2 下野市 13.0 50.7 32.1 0.063 15.5 5.6 壬生町 5,425 野木町 2.3 13.4 5.5 21.2 岩舟町 2,275 0.026 6.5 327.0 36.0 207.0 84.0 合計 34,909 0.403 100 栃木県「平成25年度 県南広域り水道整備事業検討部会(第2回)(2013年11月5日)」

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| | 頂いたご意見 (7)ダム検証のあり方に根本的な誤りがあり、公正な検証ではない 2010 年度から全国の84 ダム事業の検証が進められてきているが、このダム検証は公正な検証ではなく、ダム推進のお墨付きを得るためのセレモニーと化している。 基本的に次の五つの問題がある。 i ダムの事業者である地方整備局、道府県みずからが検証作業を担い、第三者による検証ではない。 ii ダム推進を強く主張する「関係地方公共団体からなる検討の場」の意見を聴きながら、検証作業を進める。 iii ダム事業の見直しを求める市民は形だけのパブリックコメントや公聴会で意見を出すだけであって、検証作業から排除される。 iv ダム事業の前提となっている計画や予測の見直しを一切しないで、ダム案と非現実的な代替案との費用比較を行うだけである。 v ダム案の費用はすでに支出した事業を除く残事業費とし、代替案の全事業費との比較を行うので、ダム案が圧倒的に有利にな |
| | る枠組みでの比較となり、自動的にダム案が選択されるようになっている。 今までに全国で72 ダム事業(直轄ダム、水資源機構ダム、補助ダム)について検証が行われ、48 事業が推進、24 事業が中止 の結果になっているが、中止ダムのほとんどはダム事業者の意向によって中止になったものであり、適切なダム検証が行われたこ とによるものではない。注目されているダムはほとんど全部が、「推進が妥当」という検証結果になっている。 思川開発事業についても同様に形だけの検証が進行中である。検証報告素案の内容を目的別にみると、次のとおりである。 ① 新規利水の開発 コストが最も低い代替案は、実現性ゼロのダム再開発(湯西川ダムと下久保ダムの嵩上げ)+地下水取水で、事業費が約970 億 円、一方、思川開発の残事業費のうち、「新規利水」の負担額は252 億円であるから、思川開発は代替案に対して圧倒的に有利で |
| | ある。 ② 流水の正常な機能の維持(黒川、大芦川、思川、利根川の利水基準点で正常流量を確保) コストが最も低い代替案はダム再開発(湯西川ダムと下久保ダムの嵩上げ)で事業費が約1010 億円、一方、思川開発の残事業費のうち、「流水の正常な機能の維持」の負担額は432 億円であるから、思川開発は代替案に対して圧倒的に有利である。 ③ 異常渇水時の緊急補給(利根川の異常渇水時に緊急水を補給) コストが最も低い代替案はダム再開発(下久保ダムの嵩上げ)で事業費が約320 億円、一方、思川開発の残事業費のうち、「異常渇水時の緊急補給」の負担額は237 億円であるから、①、②ほどではないが、思川開発は代替案に対してかなり有利である。 |

| _ | | | |
|----|---|--|--|
| 意見 | 頂いたご意見 | | |
| 番号 | JQV パンピ 心 元 | | |
| 6 | | | |
| | ④ 洪水調節 | | |
| | ー コストが最も低い代替案は思川上流遊水地の新設+河道掘削の増で、事業費が約110 億円、一方、思川開発の残事業費のうち | | |
| | 「洪水調節」の負担額は120 億円で、④に関しては思川開発の方が少し割高になっている。これは(2)で述べたように思川開発の | | |
| | 洪水調節の効果があまりにも小さいことによるものである。 | | |
| | しかし、他の三目的だけのダムをつくると、次のとおり、合計事業費が割高になるので、④も思川開発を選択することが有利との | | |
| | こから、他の二百時に100ヶムとうべると、久のとおり、日前事業員が制制になるので、今の心川開発と送択することが何利との 結論になっている。 | | |
| | ・ 思川開発4目的の残事業費 1040 億円 | | |
| | | | |
| | ・「思川開発の3 目的だけのダムを造った場合の残事業費」1050 億円+「思川上流遊水地の新設等」110 億円=1160 億円 | | |
| | このように、検証報告素案で行った検証とは、思川開発についてはすでに支出した事業を除く残事業費を事業費とし、それと実 | | |
| | 現性の稀薄な代替案の全事業費を比較するものである。思川開発が圧倒的に有利になる枠組みでの比較であるから、自動的に | | |
| | 思川開発が最良案として選択されるようになっている。結論が最初から決まっている茶番の検証劇でしかないのである。 | | |
| | | | |
| | (8)総括 | | |
| | | | |
| | (2)~(5)で述べたように、「洪水調節」、「新規利水の開発」、「流水の正常な機能の維持」、「異常渇水時の緊急補給」の目的は | | |
| | いずれも必要性、緊急性がないものであり、思川開発事業を中止しても何も困ることはない。しかも、(1)で述べたように大谷川か | | |
| | らの分水中止で、南摩ダムが頻繁に貯水量が底をつき、思川開発は水収支が成り立たないことが国交省の水運用計算の結果と | | |
| | して示されている。このような虚構の利水計画でつくられた思川開発事業は推進してはならない。 | | |
| | さらに、(6)で述べたように思川開発と並行して進められる栃木県南水道用水供給事業で栃木市民等は高額の費用負担とまず | | |
| | い水道水の飲用を強制される。また、(2)で述べたように南摩ダムに巨額の河川予算を投じることが、今直ちに必要とされている | | |
| | 思川の河床掘削等の河道整備をなおざりにする要因にもなっている。 | | |
| | ぶ川の河水温的中の河道豊富さな85と71とする女園に8なりといる。 また、南摩ダムの予定地は、クマタカなど、国内希少野生動植物種が生息・生育するかけがえのないところであり、ダム建設がそ | | |
| | なた、円屋ノユの「たたに、フィンガなこ、国内1110岁野工動植物性が上述、工口するがイガッたのなりにこうであり、ノユ建設がで れらの生息・生育に深刻な影響を与えることも強く危惧されている。 | | |
| | ^10500±&-±自に床列な影音を与えることも強い危険されている。 以上のとおり、必要性がまったくなく、市民に高額の費用負担を強制し、かけがえのない自然環境を喪失させる思川開発事業は | | |
| | 以上のとのり、必安住がようたくなく、川氏に高額の負用負担を強制し、かりかえのない自然環境を表大させる芯川開光事業は 直ちに中止すべきである。 | | |
| | 旦りに出生すべきにめる。 | | |

| • | | ï | ٦ |
|---|--|---|---|
| ٠ | | | , |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 7 | ●南摩川は流域面積が小さく(12km)、小川のような川ですから、思川や利根川の洪水に対する南摩ダムの効果は微々たるもので |
| | す。わずかな治水効果しかない南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのを止めて、その予算を転用し、思川の氾濫防止のために 今直ちに必要とされている河床掘削等の河道整備を推進すべきです。 |
| | ▼ |
| | は厳しく、国交省の運用計算ではダムの貯水量は度々底をつきます。そのようなダムを建設するのは極めて不合理で、反対です。 |
| | ●利根川流域の水道水の需要は1990年代から減り続けています。節水型機器の普及等により、一人当たりの給水量が減ってい |
| | るからです。将来は流域全体の人口も減少するので、水道用水がさらに減っていくことは確実です。このような時代に思川開発に よる水源開発は時代錯誤で不要です。 |
| | よる水源開光は時代顕誤で不安です。 ●栃木県は、県南地域が水道水源を全量地下水のみに依存すると、地盤沈下や地下水汚染が危惧されるから、河川水も利用す |
| | べきだと、「県南地域・水道用地下水の削減方針」という机上プランをつくりました。しかし、地盤沈下は15年前から鎮静化し、水道 |
| | 水源井戸は清浄で全く問題ないので、河川水を使う開発計画に反対します。 |
| | ●栃木県が思川開発で確保する水利権は0.403㎡/秒で、県南地域に水道水を供給することになっていますが、その水道供給計画 |
| | │が存在せず、思川から取水して各市町の水道配水池まで送水する新たな施設の建設に巨額な費用がかかります。使う必要がな │い水源を抱え、費用を栃木県民に背負わせることに反対します。 |
| | ●このような多額の負担を都に求めるのはやめてほしい。 |
| | 私は東京都に来る水道水の水質が悪いことにもっと地方で取り組んでほしいと思います。各家庭や事業所の排出する水質を良くし |
| | ていただき、美しい水質と地形の過去の川を取り戻し景観的にも重要景観施設と指定するなどし、観光資源にしてほしいと思いま |
| | す。そのほうが地域経済の先の長い安定に繋がるはずです。 |

意見 頂いたご意見 番号 8 1) そもそも、無理のある自然改造計画である。 2)水道用水供給事業にも、合理性はない。 以上、2点である。 所定用紙内には書ききれないため、別紙を追加する。 【別紙】 意見1)そもそも、無理のある自然改造計画である。 かつて、アラル海は世界4位の大きな湖だった。66.000㎞ (1960 年代)と、日本の東北地方とほぼ同じ大きさの湖沼面積を誇って いた。しかし、今は見る影もない。半世紀で約5分の1に縮小した。ソ連が建設したカラコラム運河が原因である。人間の文明、科 学などもろく、自然の摂理に逆らった改造は大きな悲劇をもたらすことを教えてくれる事例である。 思川開発は、そうした「自然改造の悲劇」を後追いしているように思える。行川ダム計画を撤回したとはいえ、大谷川などから南 摩ダムに送水する計画は、まさに自然改造計画である。しかも、1 番の問題はそうした自然改造が「必要悪」ですらないことである。 南摩ダムの集水面積はわずか12 km。小川のような河川における治水効果は、たかが知れている。また、後述するように、利水上 の必要性は極めて乏しい。治水・利水・環境の総合管理が問われる現在において、かかる建設は全くの有害無益である。 集水面積わずか12 km の南摩川では、5100 万mのダムに水はたまらない。そこで、南摩ダム計画では、大芦川と黒川から導水 することにより、その流量不足を補うことになっている。しかし、その2つの河川からの導水によっても、南摩ダムの貯水量は十分な ものにならないことが明らかになっている。国交省の運用計算によっても、ダムの貯水量が度々底をつくことになっている。そのよう なダムを建設するのは極めて不合理である。 意見2)そもそも、無理のある自然改造計画である。 思川開発における栃木県の役割は水道用水供給事業であり、同開発で確保する水利権は0.403 ㎡/秒、県南地域に水道水を供 給することになっている。しかし、その水道供給計画が未だに存在しない。そうした中で進められる思川開発は、手続き上も重大な 瑕疵がある。 また内容的にも大きな瑕疵がある。地下水に依存する自己水源を表流水に転換した自治体は数多くあるが、ダムに依存する新 規の水源開発では、①送水設備など多額の費用を強いられ(従って水道料金が値上がり)し、②かつ、水質は悪化し、更に③肝心 の渇水耐性は、却って悪化する。渇水時、あるいは震災時など、「危機管理」としての強さは地下水の方が遥かに優位である。地 盤、水下が沈静化している以上、地下水保全を進め、計画的に取水・給水できる仕組みの研究・開発こそが望まれている。 というより、そうした不合理性がわかっているからこそ、自治体は計画に慎重になり、水道供給計画ができないのであって、これ 以上、違法・脱法行為を進めることは許される話しではない。

| _ | | _ |
|---|---|---|
| c | χ | 5 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 9 | 思川開発事業に反対します。 利根川流域の水道水の需要は1990年代から減り続けています。 節水型機器の普及等により、一人当たりの給水量が減っているからです。 将来は流域全体の人口も減少するので、水道水の需要はさらに減っていくことは確実だと思います。このような状況の中、巨額の 費用をかけての思川開発は全くの無駄です。 思川開発事業に反対です。豊富な地下水があるのに、巨額をかけてダムを作るのはおかしいです。今の水道水はおいしいですが、 |
| 10 | ダムを作って川の水を飲むようになれば、まずくてしかも高くなると聞いています。そんなことには断固反対します。 思川開発事業に反対です。治水にも利水にもメリットがない事業はお金のムダです。即刻、やめてください。 |
| 10 | 栃木市に60年住んで地下水100%の水道水で何も不満はありません。思川開発事業では地下水の汚染や枯渇などに備えて表流水を水道水源に混ぜるとのことですが、むしろ表流水の方が枯れやすいし、汚染の可能性が高いのではないでしょうか。原発事故で県北の山林は県南地区より放射性物質による汚染がひどかったし、除染されたわけではありません。ダム計画の当初には予想もしなかった汚染があるのに、計画がそのまま継続されているのは不思議です。水需要も人口減により減っています。表流水を使えば、設備投資水質管理で水道料金にはね返ってきます。地下水の方がおいしいし、それでまかなえるならあえて表流水を使う必要はないと思います。枯渇の心配について、雪どけ水や雨水など自然の恵みで補充されるより多く摂取しない限り問題ないとされ、現に栃木市では水が出なくなったことは全くありません。子孫まで安全で安定した地下水を残したいと思います。そのために一層自然環境をよくしていきたいと考えます。水の少ない南摩川によそからわざわざ水を導いてダムをつくり、水資源を確保することが国民のためになるのか、否、生物環境にとって良いのか、私はとても疑問に思えてなりません。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 11 | 思川開発事業は、1964年に構想が発表されてから半世紀がたちました。この間2000年大谷川分水計画中止・2002年行川ダム建設中止。更に、思川開発とは密接な関連性がある補助多目的ダム東大芦川ダムが2003年建設中止。今や、南摩ダムも建設の正当性が無く中途とはいえ、事業の中止を求めます。もともと「南摩ダムは水の貯まらないダム」で、大谷川からの取水が無くなった時点で、この思川開発事業は破綻したと思います。以下は、私が、栃木市議会の傍聴などによって知った「利水面」から考えた「事業中止要求の理由」です。まず、一言で言えば『旨くて、安い水がいい』です。不味くて高い水はゴメンです。少し詳しく述べます。国土交通省関東地方整備局と水資源機構による「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で、栃木県が水需要も水利用計画もないまま、南摩ダム建設に参画していることが明らかとなり検討の進行が滞っていた(H23~H24年頃)。県には「広域水道整備計画」がなかった。そこで「県南地域の水道が地下水に大きく依存している、危機管理上表流水とのバランスが必要」として水道の地下水依存率を下げる計画案をつくりパブコメを実施した(私はその折「栃木市は美味しくて安い豊富な地下水100%で良い」との意見を提出)。その後県は県南関係市長の意見も聞き、水源を思川開発に求める利水計画を国に提出し、それをうけて南摩ダム事業が「再起動した」ように思います。確かに現在、県南関係市町(栃木市、下野市、壬生町等)の水道の地下水依存率は100%です。それで問題は発生していません。先日栃木市の水道課に確認したところ、栃木市は「良質で豊かな水源がある、水深80~10mの深さで安全に取水」と |
| | のことでした。つまり、今のままでいいのです。水源を多重確保し、管理していけば表流水より安全ではないかと考えます(フクシマ原発事故を思えば、特に)。 地下水は水質がよくコストも安いため、水道の地下水依存率を下げる必要は全くありません。県の計画「平成42年に地下水依存を40%まで下げる計画」は意味不明です。貴水資源機構において、栃木県の「利水計画」の精査をお願いします。何のため、誰のための事業なのか根本的な疑問があります。私たち納税者である市民には「ムダなダム」には反対です。 |
| 12 | ・現在の水道水は100%地下水で大変おいしい。地下水汚染と計画では言っているが河川水を入れる方が心配。 ・思川から各市町に送水する施設建設に巨額な費用がかかり住民に負担を強いるのは反対。 ・これから人口減の社会。節水により一人当りの水使用量は減っている。現在で充分足りているのに巨額な税金を投入する必要は全くない。 ・結論、こんな所に税金を使うより、もっといかされる所にお金を使って下さい。 |
| 13 | 堆砂量は約732千m ³ と推定されることから現計画1,000千m ³ の妥当性が確認できたとしていますが、約250千m ³ の過大な計画になっていると思います。 お水対策案として、東大芦川ダムの再開を追加すべきと思います。東大芦川ダムの建設費用は、事業費約310億円から平成11 年度までの執行額約120億円を差し引いた金額190億円のうち洪水調節にかかる分の約90億円ほどと考えられ、南摩ダムと同程 度の洪水調節効果とした場合は、さらに低額となり、新規遊水池案よりも低額になる可能性があると思われます。 |

| 意見 | 頂いたご意見 |
|----|--|
| 番号 | 3只V /ここ 心力じ |
| 13 | 渇水対策容量の必要性が分かりません。まずは、異常渇水の定義を示したうえで、異常渇水の過去における発生状況および将来における発生の可能性を示すべきと思います。そして、渇水対策容量1,000万㎡の根拠と費用対効果を含めた必要性を示すべきと思います。なお、2.2.4に「昭和39年、平成6年、平成8年に大規模な渇水に見舞われ」とあります。仮にこれらの渇水を異常渇水と呼ぶとした場合、昭和39年以降には数多くのダムが完成し、また、平成8年以降には、湯西川ダムが完成し、さらに、八ッ場ダム |
| | が完成しつつあることから、これらのダムによる流水の正常な機能の維持の効果によって当該渇水被害は軽減されるのではないかと考えられます。 |
| | 治水、利水の必要性が確かであれば、それらの目的を達成する方法としてダムは有効と思います。しかし、南摩ダムは、他流域との導・送水があるため、一般のダムよりも建設費および管理費が高くなる弱点があると思います。特に、鹿沼市の水道用水および黒川、大芦川の流水の正常な機能の維持のためだけにポンプ送水を行うのは、過剰な感が否めません。また、ポンプ送水によりCO₂が排出されるため、CO₂削減に逆行すると思います。そこで、これらの弱点等を緩和するために、次のような東大芦川ダム+東京が人家を検討することを想象します。 |
| | 南摩ダム案を検討することを提案します。 〇東大芦川ダムの再開 ・洪水調節(大芦川、思川、利根川) 流水の工営な機能の維持(大芦川、思川) |
| | ・流水の正常な機能の維持(大芦川、思川) ・新規利水(鹿沼市0.2m³/s) ○南摩川ダムの規模縮小 |
| | ・洪水調節(南摩川、思川、利根川)・・・・・現計画 ・流水の正常な機能の維持(南摩川)・・・・貯水容量を減らす。 ・渇水対策容量・・・・全廃 |
| | ・新規利水・・・・鹿沼市分の貯水容量を減らす。 ・堆砂容量・・・・600,000m³に減らす。 ・黒川導水路・・・・全廃 |
| | ・大芦川導水路・・・・導水だけ ・南摩機場および送水路・・・・全廃 なお、上記の案では、黒川における流水の正常な機能の維持の目的が果たせませんが、それだけのために導水路を建設してポ |
| | ンプ送水するのは、費用対効果が小さいと考えられるため、流水の正常な機能の維持の必要性が高いのであれば、別の方策(例えば、低低水路を設けて川幅当たりの流量を増やすなど)を検討すべきと思います。また、平成27年の洪水被害を鑑みると、黒川流域に新たな治水ダムの建設を検討してもよいかもしれません。 |
| | 流水の正常な機能の維持に関する便益について、算定方法(代替法)と結果だけしか示されていませんが、総便益の約80%を占める当該便益の算定方法(代替法とはどのような方法か)および算定過程をできるだけ詳しく示すべきと思います。 維持管理費(年間約2億円)が安い感じがします。適切に算定しているか(特にポンプ送水費用)示してください。 |

| 意見 | ー - 頂いたご意見 |
|----|--|
| 番号 | |
| 14 | 目的別の総合評価(洪水調節) |
| | 洪水調節において最も有利な案は「新規遊水池案」である。とあるが、新たな用地買収が必要であり、又、残土の仮置き地等の |
| | 問題がある。現在の思川開発事業は、ほぼ(98%)の用地取得済みであるので「ダム案」の方が良いと思う。 |
| | 目的別の総合評価(新規利水) |
| | 栃木県南部地域での地盤沈下を抑制するには原因である地下水の汲み上げを止めて河川から安定して取水出来る「ダム案」は |
| | 最良と思う。 |
| | 目的別の総合評価(流水の正常な機能の維持) |
| | 流水の正常な機能の維持に必要な流量を安定して確保できる「ダム案」は最良と思う。 |
| | 目的別の総合評価(異常渇水時の緊急水の補給) |
| | 異常渇水時に緊急水を安定して補給出来る「ダム案」は最良と思う。 |
| | 検証対象ダムの総合的な評価の結果 |
| | 検証対象ダムの総合的な評価の福来 検証対象ダムの総合的な評価において、最も有利な案は「ダム案」である。とあるが、最も有利であると思う。一人の県民として、 |
| | 検証対象タムの総合的な評価において、最も作利な業は「タム業」である。このるが、最も作利であると思う。一人の集氏として、 思川開発事業の早期完成により、洪水の無い、又、新規利水等の安定供給による生活の安定を望みます。 |
| | 芯川開発争未の平朔元成により、洪小の無い、乂、初院利小寺の女に供祏による生活の女にを呈めより。 │ |
| 15 | 南摩ダム建設予定地と南摩川を視察しているが、南摩川は流水が極めて少なく春先であっても水が無い箇所が数箇所ある。その |
| | トめ大芦川と黒川から導水することになっているが、ダムの水収支は厳しく国土交通省の運用計算でもダムの貯水量は度々底を |
| | ついている。水の貯まらないダムを建設し、その水を栃木市水道水の安定供給のために使い地下水とのバランスをとるという計画 |
| | は全く不合理です。 |
| 16 | - ^ - ^ - ^ - ^ - ^ - ^ - ^ - ^ - ^ - ^ |
| '0 | |
| | │ 給計画が存在せず"、思川から取水して各市町の水道配水池まで送水する新たな施設の建設に巨額な費用がかかります。 │ 体表の悪様ない水源なわる。悪界な様で見見に悲なないることに際用し対します。利提出液域の水道水の悪悪が1999年代から |
| | 使う必要がない水源を抱え、費用を栃木県民に背負わせることに断固反対します。利根川流域の水道水の需要が1990年代から |
| | 減り続けている"事実"を知っています。 |
| | 熊本震災では多大な被害を受け、現在苦しまわれている多くの市民が存在している日本の状況、あるいは"パナマ文書"によって |
| | 明らかにされた巨額な税逃れをしている日本企業、日本人個人が野放しにされているこの"あってはならない"異常な状況で、栃木 |
| | 県民に負担を強いようとする不要な思川開発は中止されなければなりません。以上の意見をふまえて、御検討をお願いします。 |
| | |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 17 | 思川開発事業は、不要な事業です。 ・まず第一に他の川から水をひいてこなければならないダムとは一体何なのか。そのようなダムを作る必要はありません。 ・私は栃木市に住んでいます。栃木市の水は地下水100%で、今まで渇水したことはありません。安全でおいしい水です。栃木市の地下水は"とちぎの水"として売られているほどです。 高くてまずい水を飲む必要はなく、昨今の原発問題を考えると、表流水のほうがリスクが大きいと思われます。 |
| | ・人口減少や家電などの節水設備や節水意識の向上を考えると、水が不足することは考えにくいです。 ・栃木市では緊急時の水対策として、地域にある"井戸"の利用と保存がすすめられています。それほど、地下水の豊富な地域なのです。 ・昨年9月の水害については、栃木市はまだ原因と対策が明らかになっていませんが、既存の川の治水対策をしっかりやるべきではないでしょうか。 |
| 18 | 思川開発事業・南摩ダムの建設に反対します。その理由は、南摩ダムを作っても、水は溜まらないと思います。 ・空のダムを作ることは、ムダな公費の支出です。 ・仮に、水が満ちたとしても、私たち栃木市は、年々、人口の減少もあり、水需要は低下する一方で、現に、水源としている地下水で充分で、ダムからの水を必要ありません。 ・また、これ以上、南摩の豊かな自然をこわさないで、県民の憩いの「自然公園」として残してください。 |
| 19 | また水問題ですか?鍋山で充分勉強しました。栃木市の水は安心でおいしくて、市民は安心して水を飲めるすばらしいと。栃木市はもっと別の方向にお金を使うべきではないですか。まず貧しい若い家族と老人に手を差しのべて下さい。ムダなダムをつくることは絶対許せません。私たちの税金で。若い人たちに借金を残してはいけません。野木町の方々は幸せです。市長がもっと市民一人一人と顔を合わせ話し合いをする時間を作っていれば市民の感情や思いからかけ離れたこのダムを作る、なんて気持ちは持てない筈です。南摩ダムの敷地の中には小さな川が流れているだけです。市長、市民の税金を大切に必要なところに使って下さい。鈴木市長ならできる筈です。 |
| 20 | 思川開発事業・南摩ダムの建設に反対します。その理由は、南摩ダムを作っても、水は溜まらないと思います。 ・空のダムを作ることは、ムダな公費の支出です。 ・仮に、水が満ちたとしても、私たち栃木市は、年々、人口の減少もあり、水需要は低下する一方で、現に、水源としている地下水で充分で、ダムからの水を必要ありません。 ・また、これ以上、南摩の豊かな自然をこわさないで、県民の憩いの「自然公園」として残してください。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 21 | 栃木県が「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」に基づき、地下水と表流水のバランスを確保するという方針で思川開発事業に参画している。栃木市は水道水源を100%地下水としており、これまで水量、汚染ともに全く問題はない。将来に渡っても、人口が減少している事実から水需要量が不足するとの予測は当らない。バランス確保は渇水と地下水汚染に備えるためというが、地下水が涸れる心配も、水道水源の深層地下水の汚染の心配もないといって過言でなく、栃木市の水道水源に表流水を取り組むことに絶対反対です。事業の目的に「思川および利根川中下流の洪水被害の軽減」があげられているが、南摩ダムは流域面積からみて思川、利根川の洪水に対する治水効果は極めて微々たるものである。計画流量の1.6%で流量観測の誤差の範囲、しかも思川最下流の渡良瀬流水地の治水機能を作用させれば、南摩ダムの治水効果 |
| | はゼロに等しい。 |
| 22 | 【意見1 目的別の総合評価(洪水調節)】 ダム案も含め5案について、7つの評価軸ごとの評価結果の概要が示されているが、思川沿川の治水対策として河道掘削・引き 堤・堤防嵩上げを実施した場合には利根川への合流量が整備計画レベルより60m3/s分大きな流量となり、思川の合流点から河口までの治水対策が必要になる。 このため、利根川合流量を整備計画目標流量まで低下させるには思川上流部にダム又は遊水地を造ることが有効である。 【意見2 目的別の総合評価(新規利水)】 新規利水は、開発地点(清洲橋地点、乙女地点及び栗橋下流)の下流からそれぞれ取水する必要があるが、比較案では川筋違いや上流取水となるものが多く、開発した水をどのように利水者が取水可能な地点の上流に導水してくるかが示されていない。 しかし、各利水者の取水地点上流の一利水施設により利水開発することが最も合理的であり、現ダム案が最も優れていることは明らかである。 |
| | 【意見3 目的別の総合評価(流水の正常な機能の維持)】 流水の正常な機能の維持を思川で縦断的に満足させるためには、その上流に流量調節が可能な施設を造ることが合理的であり 他流域や思川下流河川での対応は所詮無理であり、新規利水を確保するための対策と一体でなければならない。 そのことからも、現ダム案が最も優れていることは明らかである。 【意見4 目的別の総合評価(3つの目的)】 |
| | は思えず、目的別の総合計画(3.500日的)】 以上述べたように、3つの目的ごとの最適施設案はあるものの、3つの目的を一つの施設で対応でき、最も合理的かつ経済的な 手法は現ダム案以外にないと考える。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 23 | 南摩川は流域面積が12k㎡と小さく、小川のような川である。したがって、思川や利根川の洪水に対する南摩ダムの効果はわずかなものである。わずかな治水効果しかない南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのは止めて、その予算を思川の氾濫防止のために振り向け、今直ちに必要とされている河床掘削等の河道整備を推進すべきである。 南摩川は流量がわずかなため、ダムができても南摩川だけでは水が貯まらない。そのため同じ思川支流の大芦川と黒川から導水することになっているが、この2本の川からの導水があっても南摩ダムの水収支は大変に厳しい。国交省による運用計算によっても、1955年~1984年の30年間のうちのべ12年はダムの貯水量が底をつく状況であり、その期間が7か月に及ぶ年もある(1962~63)。2002年の事業実施計画の変更で大谷川からの導水がなくなった時点で思川開発事業は破たんしているのである。そのようなダムを建設するのは極めて不合理で、反対である。 利根川流域の水道水の需要は1990年代から減少傾向にある。節水型機器の普及により、1人当たりの給水量が減っているからである。将来は流域全体の人口も減少するため、水道用水の需要がさらに減って行くことは目に見えて確実である。このような時代に思川開発による水源開発事業を進めることは時代錯誤と言うべきであり、思川開発は全く不要な事業である。栃木県は、県南地域が水道水源を全量地下水のみに依存すると地盤沈下や地下水汚染が危惧されるから河川水も利用すべきだとして、「県南地域が水道水源確保に関する検討」を行い、2013年に水道用地下水の机上の削減プランを作った。水道水源を地下水から河川水に切り替えを進め、そのためには思川開発の水が必要だとしている。しかし、そもも地下水から河川水に切り替える必要性は全くない。何故なら栃木県南地域の地盤沈下はすでに15年前から鎮静化しており、水道水源井戸には地下水汚染などの問題は全く起こっていないからである。県南地域の水道水源を地下水から河川水に切り替える必要は全くないので、思川開発計画は必要ない。 |
| | また、栃木県が思川開発で確保する水利権は0.403㎡/秒で、県南地域に水道水を供給することになっているが、その水道供給計画は存在しない。また、思川から取水して各市町の水道配水池まで送水するあらたな施設の建設には巨額な費用がかかる。使う必要がない水源を抱え、費用を栃木県民に背負わせることには反対である。 南摩ダムで水没する地域に生息する希少動植物を保全地に移植したというが、西之入保全地は水没する県道からのアクセスルートしかないため、ダム本体工事が始まれば移植地に立ち入ることはできなくなり、移植の成否すら曖昧となる。そもそも微妙に異なる環境の下で生きてきた多様多種の希少生物種を、移植地というほとんど同一の環境の下に集めて植えても、保全されるとは思われない。移植したから保全された、というのはアリバイ作りに過ぎない。 南摩ダムで影響を受けるとされる4~5種の希少な植物種が、ほぼ同じ地域にまとまって生育する場所は全国的に見てもめずらしい。異なった植物種が同居しているということは、この場所がいかに複雑な環境条件を有し、また自然史的によく保存されてきた豊かな場所であるかを物語っている。このような豊かな自然を保存するための最良の方策は、不要不急のダム建設を中止することである。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 24 | ■治水について 南摩ダムは大芦川、黒川からの導水でやっとなりたつダムだ。それに治水目的を持たせること自体ナンセンスではないか。昨年の 9月洪水を思えば、巨額なダム予算は思川の堤防強化にあてるのが筋だろう。 |
| | また私は茨城県民だが、思川など渡良瀬水系の洪水は渡良瀬遊水地で吸収され、利根川への洪水負荷はゼロだ。その下流にあたる茨城県などに治水負担させる(する)国や都県は誰のための治水政策を行っているのか。 ■利水について |
| | 栃木県および県南部が南摩ダムのために泥縄的に水需要をつくりだしたドタバタは栃木県民の評価にまかせるが、茨城県の古河 市、五霞町も新たな水需要はまったく無用だ。 |
| | 古河市の09年実績は日量50,705トン。自己保有水源は62,047トン。県供給水量2,600トン。この上思川開発分50,630トンを引き受けたら余剰は115,277トンにも上る。これは無駄ばかりではなく、市民の水道料金高騰になり、国による反社会的な行為と言わざるを得ない。 |
| | 五霞町は09年実績5,862トン。自己水源8,600トン。これだけで十分なのに思川開発分8,640トンを引き受けたら余剰は11,378トンに も上る。古河市民と同様に五霞町の町民も水道料金の高騰という水難に遭うことは必定だ。 |
| | ダムつくるために理屈を創作するより、実績に向き合い真面目に政治を行うべきだろう。これからの人口は坂を転げ落ちるように激 減する。担税者が減れば税収もガタ落ちになる。その上1000兆円をこえる借金を抱えている。官僚は自らの持ち場から50年、100 年先を考えて政策転換を図らねばこの国は滅びる。 |
| 25 | 思川開発事業の是非の検証結果について、「ダム案」が最も有利との評価が出された事に、安堵している。 何故なら、昭和39年から平成13年12月までの37年間、ダムに翻弄され、その中で微力ながらも水没者としてその事業の必要性を 総意により確認した上で、移転の決断を総括した調印式を過去としながら、別の評価が出ることを仮想する苦しさは図るに絶えず、 此処に至っては「生」有るうちに1日も早い着工と完成、そして誤りの無い事業決断であった事実確認をしたいと願うものである。 |
| 26 | 栃木県が県南市町の広域的水道計画を立て、水道水源を地下水から表流水に替えることになっているが、この計画は南摩ダムを 建設するための水需要を無理やり作りだすもので、このような計画を国交省は認めるべきでない。 栃木県は具体的な新規水需要がないので、ダム建設参画できない。 住民にダム建設費用、それに伴う水道料金の値上げを具体的に示すべき。 |
| 27 | 南摩川は流域面積が小さく、小川のような川です。 洪水への効果は微々たるものです。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|-------|--|
| 27 | 利水面でも流量がわずかなため、大芦川と黒川から導水することになっていますが、ダムからの水収支は厳しく、ダムの貯水量は 国交省の運用計算では、度々底をつきます。 そのようなダムを建設するのは、きわめて不合理であり、税金の無駄遣いであるため、反対です。 |
| 28 | 栃木市の水道水は、地下水を水源にしておいしい水です。地下水100%水源で次の世代に引継ぎたいです。 南摩川の小ささ、今後の水利用の減少、地盤沈下の心配なし、治水効果もないに等しいのに、巨額の税金を使うことを知りました。 地下水から表流水への転換は、高くてまずい水になることが目に見えています。 無駄な事業だと思うので、思川開発事業に反対です。 |
| 29 | 栃木県県南地域は長年にわたり地下水を使用してきました。地下水が減少するという科学的根拠はなく、また、地盤沈下も15年前から鎮静化していることから、今後も地下水を有効に活用していくべきであると考えます。巨額な費用を使って河川水を使うための新たな施設を作る必要はありません。 南摩川は小川のような川であり、洪水対策としてダムを作る必要はなく、巨額な費用を使うダム建設は中止すべきです。 |
| 30 | 1.1 検証に係る検討手順 定められた手順に則り、的確に実施されている。事業継続に賛成です。 1.1.1 治水 利根川水系の治水対策については、段階的な整備目標(利根川・江戸川河川整備計画、思川圏域河川整備計画)に基づく整備途上の河川である。 昨年の関東・東北豪雨による大水害の経験を生かし、治水の整備水準を向上させる事が急務である利根川水系においては、早急に思川開発事業を完成させ、洪水調節機能を発揮させる必要がある。 1.1.2 新規利水 利水者の要望に基づき、早急に思川開発事業を完成させ、新規利水者が供給する地域の方々の水利用の安定を図る必要がある。 1.1.3 流水の正常な機能の維持流水の正常な機能の維持流水の正常な機能の維持流水の正常な機能の維持流水の正常な機能の維持が達成される事により、初めて川の本来の姿が保たれる。水利用(取水等)により搾取された河川の本来の姿を回復する為、早急に思川開発事業を完成させる必要がある。 1.1.4 異常渇水時の緊急水の補給利根川水系では、渇水が頻発している。計画対象規模以上の渇水への対策については、水循環基本計画・今後の水資源政策のあり方(答申)・水災害分野における気候変動適応策のあり方について(答申)・国土交通省気候変動適応計画 等で危機的な渇水への対策が求められている。現在利根川水系では、異常渇水時の緊急水の補給施設が未整備であり、早急に思川開発事業を完成させ、準備しておく必要がある。 |

| | |
|----------|---|
| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
| 30 | 3. 検証対象ダムの概要 思川開発事業は、用地補償については、平成20年に水没する全戸の移転が完了し、環境影響評価についても環境保全対策の |
| | 考え方を公表し、環境保全への取組が実施されている所である。 |
| | 主な残事業は、ダム本体関連工事であり、ダム完成まであと一歩である。 |
| | 利根川水系の治水・利水・環境の厳しい状況を改善する為、早急に思川開発事業を完成させる必要がある。 |
| | 2.4.2 利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 |
| | 河川整備計画は当面の整備水準を目標としている。 安全・安心な利根川水系とする為、今回検討された代替案について、効果的・効率的事業については、河川整備計画を改定し、 |
| | 事業として位置づけ、実施する必要があるのではないか |
| 31 | 小さい川にダムを作る。しかし水が溜まらないから、よその川から水を引く。しかし、その水は必要とされていない。欲しいと言って いない人に無理やり買わす。いらない人に押し売りをする。 |
| | 「いない人に無理やり負わり。いらない人に押し売りをする。 「脱ダム」や「ダムに頼らない治水」には賛否あっても、不要な水源開発は、国民や地域住民にとって、負でしかない。こんなやり方 |
| | は認められない。 |
| 32 | 流域面積の小さい小川のような南摩川にダムを造っても治水効果は全く期待できません。 |
| | だからと言って、大芦川と黒川から導水するという、屋上屋を重ねるような無駄な事業をさらに行うなどあまりに馬鹿げています。こ |
| | の二つの川から導水しても、国交省の運用計算でさえダムの貯水量が度々底をつくことになっています。無意味な南摩ダムの建 設にこだわることは、将来世代へのツケ回しです。 |
| | 昨年の鬼怒川洪水でも露呈したように、河川管理は不備なところがたくさん残されています。国民の税金は無駄なダム建設に浪費 |
| | するのではなく、思川の氾濫防止のために直ちに必要とされている河床掘削等の河道整備などに使ってください。 |
| | また、栃木県が思川開発で確保する水利権は0.403㎡/秒で、県南地域に水道水を供給することになっていますが、その水道供 |
| | 給計画自体が存在しません。思川から取水して各市町の水道配水池まで送水する新たな施設の建設に巨額な費用がかかること |
| | になります。この人口減少時代に、使う必要がない水源を抱えこみ、巨額な費用を栃木県民に押し付けることは許されません。 |
| | 時代錯誤で理不尽な思川開発事業の中止を求めます。 |
| 33 | ●南摩川は流域面積が小さく(12km)、小川のような川ですから、思川や利根川の洪水に対する南摩ダムの効果は微々たるもので |
| | 」す。わずかな治水効果しかない南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのを止めて、その予算を転用し、思川の氾濫防止のために 今直ちに必要とされている河床掘削等の河道整備を推進すべきです。 |
| | 「今直らに必要とされている河床掘削寺の河道釜禰を推進すべきです。 ●南摩川は流量がわずかなため、大芦川と黒川から導水することになっていますが、この二つの川からの導水ではダムの水収支 |
| | は厳しく、国交省の運用計算ではダムの貯水量は度々底をつきます。そのようなダムを建設するのは極めて不合理で、反対です。 |

| 意見 | 頂いたご意見 |
|-----------------|---|
| <u>番号</u> 33 | ●利根川流域の水道水の需要は1990年代から減り続けています。節水型機器の普及等により、一人当たりの給水量が減っているからです。将来は流域全体の人口も減少するので、水道用水がさらに減っていくことは確実です。このような時代に思川開発による水源開発は時代錯誤で不要です。 ●栃木県は、県南地域が水道水源を全量地下水のみに依存すると、地盤沈下や地下水汚染が危惧されるから、河川水も利用すべきだと「県南地域・水道用地下水の削減方針」という机上プランをつくりました。しかし、地盤沈下は15年前から鎮静化し、水道水源井戸は清浄で全く問題ないので、河川水を使う開発計画に反対します。 ●栃木県が思川開発で確保する水利権は0.403㎡/秒で、県南地域に水道水を供給することになっていますが、その水道供給計画 |
| | │が存在せず、思川から取水して各市町の水道配水池まで送水する新たな施設の建設に巨額な費用がかかります。使う必要がな │い水源を抱え、費用を栃木県民に背負わせることに反対します。 |
| 34 | 栃木県県南の水はおいしく、今後、河川水を導水すると以下の問題があります。他の改善予算にふりむけるべきです。 1. おいしくない水になる可能性があります。 2. ダム建設の予定があるようですが、多額の費用がかかり又、維持管理もたいへんなことになります。 |
| | 3. 今後、人口減が予想される中、無駄な投資となり、市県民に負担をおしつけることになります。 |
| | 地下水だけでは、地盤沈下の心配をされての方策だと思いますが、15年前から鎮静化しているときいています。 無駄なことはやめましょう。 |
| 35 | ①南摩川は流域面積が小さく(12km)、小川のような川ですから、思川や利根川の洪水に対する南摩ダムの効果は微々たるものです。わずかな治水効果しかない南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのを止めて、その予算を転用し、思川の氾濫防止のために今直ちに必要とされている河床掘削等の河道整備を推進すべきです。 ②南摩川は流量がわずかなため、大芦川と黒川から導水することになっていますが、この二つの川からの導水ではダムの水収支は厳しく、国交省の運用計算ではダムの貯水量は度々底をつきます。そのようなダムを建設するのは極めて不合理で、無駄な投資になりますので反対です。 |
| | ③利根川流域の水道水の需要は1990年代から減り続けています。節水型機器の普及等により、一人当たりの給水量が減っているからです。将来は流域全体の人口も減少するので、水道用水がさらに減っていくことは確実です。このような時代に思川開発による水源開発は時代錯誤で不要です。 ④栃木県は、2013年3月、水道事業の認可に代わるものとして、県南地域の水道用水の地下水の比率を、現状のほぼ100%から最 |
| | 終的には40%まで削減する旨の「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」を策定しました。しかし、県南地域の地盤沈下は15年前から鎮静化している上、その原因は農業用水の集中的な汲み上げにあることがはっきりしているので、地盤沈下対策のために、表流上に転換する理由はありません。また、県南地域の水道水源井戸は豊富且つ清浄なので、渇水や汚染対策のために表流水に転換する必要はありません。にもかかわらず、わざわざ費用をかけた表流水に転換することは、県南の住民にマズくて高い水を使わせるもので、不合理で許されません。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 35 | ⑤南摩ダム予定地周辺は、クマタカ、ハヤブサ、サンシュクイ等の絶滅危惧者が生息する生物多様性に富んだ里山的環境の地域です。このような地域の環境を一変するダム建設事業は、環境保全の見地からも許されません。 |
| | 以上の理由から、思川開発事業は中止されるべきです。 |
| 36 | 1. 率直に申し上げます。 |
| | このパブコメを書くに当って、●●●●さんの諸論文を参考にしました。 |
| | 彼の論文はいつ読んでも論旨明快です。国交省は、かかる人物をアドバイザーとしてお知恵を拝借すべきだと思います。この感想は、国交省職員の方も(本音としては)共有して頂けると考えます。 |
| | 2. 一応、主張として論点をいくつか整理します。 1) 利根川流域の水道用水需要は減少の一途です。今後長期に亘ってこの傾向は変わりません。思川開発その他による新規水 |
| | ールーが低川流域の水道用水需要は減少の一速です。予後で熱に亘ってこの傾向は変わりません。心川開光での他による新焼水 - 源開発の必要性はありません。 |
| | 2)「暫定水利権」は形式上の問題です。事実上は安定水源ですから、「水利権許可行政」を実態に合わせて改善すれば済むだけ |
| | のことです。 |
| | 3) 南摩川は小川です。その流域面積も12.4km²しかなく、南摩ダムが利根川の治水への寄与度は殆ど無視できます。 |
| | 4) 大谷川からの分水が中止されて、思川開発は水収支が成立しなくなりました。虚構に基づく計画。 |
| | 5)「流水の正常な機能の維持」「異常渇水時の緊急水の補給」はいずれも必要性はありません。 |
| | 6) 思川開発と同時に進められている「栃木県の県南水道用水供給事業」は「水道供給計画」さえ存在しない栃木県民等に高額な 負担と、まずい水道水の飲用を強いるものです。 |
| | 7) 必要性がまったくなく、県民・市民に高額負担を強制し、さらにかけがえのない自然環境を破壊する「思川事業開発」は即時に 中止すべきです。私は埼玉県民ですが、本事業は埼玉県民にも起債金利及び「水源地域整備事業費」を除いて114億円もの巨額 |
| | の負担を強います。 |
| | 3. ご存知の通り、日本の財政状況は危機的です。しかも今後ますます進む少子高齢化に伴って増えざるを得ない福祉関係費用 |
| | 及び戦後70年を経て積みあがった公共事業の老朽化対策にお金はいくらでも必要です。 |
| | 八ッ場ダム;霞ヶ浦導水事業;スーパー堤防;リニア新幹線;石木ダムその他のムダなダムにこれ以上大切な国民のお金をムダに 投入することは止めるできではありませんか。これは国交省職員にとっても同感されることだと考えます。公務員は、「省益」ではな |
| | - 投入することは正めるできではありませんか。これは国文省職員にとっても同窓されることにと考えます。公務員は、「省益」ではな - く「国益」に従って行動して頂きたい。「君子は豹変」して下さい。 |
| | 国民のお金は大切に使って頂きたい、と切に願います。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 37 | 思川開発事業は必要ないと思います。 その理由は、①流域全体の人口は減少するので水道用水の利用量は確実に減少する。 ②地下水は豊富にあり、今後減少するという根拠がない。 |
| | ③南摩川の水量は非常に少なく、洪水対策としてダムを作る意味がない。 |
| 38 | 利根川流域の水道水の需要は1990代以降減り続けています。節水型機器の普及等により一人当たりの使用量・給水量が減少しているためです。 将来はさらに流域全体の人口も減少の見込みであり、必要な水道水量は減っていくことが確実です。 このような時代に思川開発による水源開発は、栃木県民に過重な費用負担を強いるものであり、反対致します。 |
| 39 | ダムによる洪水調節の効果が微々たるものであったことは常総市水害で証明済み。 ダム予算を堤防整備に振り替え、安心できる堤防を造ってもらいたい。 南摩ダム建設に反対します。 |
| 40 | ダム建設はすでに時代遅れとなっているはずなのに、いまさら建設する意味が分かりません。その目的の一つとして県南地域に水を供給することがあるようですが、少なくともこの件に関しては全く無意味ですので、(他にも問題点は多いのですが)この点に関してのみ書きます。 |
| | 現在下野市では複数の井戸を利用して地下水を供給しています。この水は他の地域(例えば小山市)に比べて非常においしく、住民は皆満足しています。これに河川からとった水を加えることは、「まずい水」が供給されることになります。それに加え、この事業にかかわる費用を水道料金として負担させられるということですから、とんでもないことです。 県南地域で地下水のくみ上げによる地盤沈下を防止するとのことですが、近年地盤沈下がどんどん進んでいる証拠はありません。また、この地域で将来的に水需要が増えるという明確な予測もありません。 |
| | 以上のような理由でこの開発事業に反対いたします。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [予断のある検証体制から予断なき検証体制に変えるべきである] ・国土交通省は、「今後のダム事業の検証の進め方について」(2010年11月16日。下記URL)で「予断なき検証」を行うとする。 ・そうであれば、検証の主体は、第三者的な立場の機関とすべきである。 ・また、ダム検証にかかわる人員を予断なき検証ができる構成に変えるべきである。ダムの効果に疑問を持つ人を検証メンバーから完全に排除する構成は不当であり、半数程度は加えるべきである。 ・思川開発事業においては、検討主体が事業者である水資源機構と関東地方整備局で、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成員が関係地方公共団体の首長で、その幹事会の構成員が関係地方公共団体の幹部職員なのであるから、全員が推進派であり、中止の結論が出るはずがない茶番の検証体制である。 ・なお、検証対象の84ダムのうち、これまで24ダムが中止となったが、大半はダム事業者も大義名分が立てられず予算の獲得が難しい等の理由であきらめていたものを一応検証の俎上に乗せたものであり、適切な検証の結果ではない。 http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000275.html |
| | [現在進めているダム検証は、「予断なき検証」ではない] ・国土交通省は、2004年に栃木県民が起こした3ダムに係る住民訴訟において、「利根川水系の治水対策の基本は、役割分担に応じた各施策毎に、着実に整備を進めることにより、全体としての治水安全度を向上すべきものであり、どれか一つが欠けても利根川水系の治水計画は成立しないものである。」(2008年9月24日付け国関整河計46号、国土交通省関東地方整備局長菊川滋から栃木県知事福田富一あて「湯西川ダム及び南摩ダムについて(回答)」p18)と主張する。 ・つまり、国土交通省は、利根川で2008年9月現在進めている治水政策は、「どれか一つが欠けても利根川水系の治水計画は成立しない」と考えているのであるから、中止すべきダム事業など一つもないと考えているということである。 ・政権が交代したからといって、国土交通省という官僚機構の持つ予断が消えるわけではない。 ・このような予断を持った国土交通省が「予断なき検証」を進められるはずがない。 ・「予断なき検証」をやるなら、第三者機関がやるしかない。 |
| | [官僚から水資源機構への天下りの構造がある限り、予断があると思われても仕方がない] ・思川開発事業の事業者である水資源機構の理事長・甲村謙友氏は元国土交通省技監で、副理事長の佐藤具揮氏は農林水産省農村振興局からの天下り。5人の平理事のうち2人も元官僚である。7人の役員のうち4人が天下りである。 ・甲村理事長だけではなく、同機構の歴代トップは全員が元河川官僚。前理事長の青山俊樹氏も元河川局長、前々理事長の近藤徹氏も元河川局長である。 ・水資源機構に上記のような天下りの構造があるのであるから、思川開発事業は霞ヶ関官僚の生涯賃金を増やすための道具であると見られても仕方のない状況がある。 ・したがって、検討主体は予断を持っている。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 41 | 「検証作業を急ぐべきではない」 ・国土交通省の思惑は、検証作業をできるだけ早期に終了し、本体着工の工事費を8月の概算要求に載せたいということであろう。 ・しかし、ダム検証は「予断なき検証」である以上、期限を切るのは不当である。検証に要する時間が多少延びても、きちんとした検証を行うべきである。 |
| | [検証の内容を分かりやすいものにすべきである] ・思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第6回幹事会で千葉県県土整備部長代理の木村氏は、「ダムの効果に つきましては、関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊等がございましたので、県民の関心も高まっております。わかりやすく丁寧な説 明を引き続きお願いしたいと思います。」(議事録p18)と述べた。 第6回幹事会議事録 |
| | http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/pdf/omoigawa/06_giji.pdf |
| | ・同じく第6回幹事会で茨城県土木部長代理の西野氏は、「昨年、茨城県では、関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊ということがあり、そのときには鬼怒川上流ダム群が非常に効果を発揮したということで、ダムの効果への関心が県内で高まっております。その辺のところは、県民の理解を得るためにも、今後はダムによる治水効果について、引き続き、よりわかりやすく丁寧な説明をお願いしたいと思います。」(議事録p18)と述べた。 |
| | ・要するに、幹事会のメンバーが「南摩ダムが予定どおり完成していれば、昨年の水害は防げたかもしれない」、「ダムの治水効果については県民の関心も高いので、分かりやすく丁寧な説明をお願いしたい」と発言しているのであるから、昨年の水害が南摩ダムで本当に防げたのかどうかを検証し、その結果を分かりやすく説明するべきである。 ・上記幹事会のメンバーの意見を無視するのであれば、幹事会を開催して審議する意味がない。 |
| | |

| • | |
|---|---|
| c | J |
| - | |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 41 | [2015年9月洪水の被害を南摩ダムでどれだけ軽減できるかを検証すべきだ] ・思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第4回幹事会において、栃木県県土整備部長の印南洋之氏は、次のように発言した。 |
| | 「茨城県さんの堤防決壊の状況などを見ましても、堤防だけで治水対策を推進するというのは現在非常に難しい状況になっているのではないかと思います。なおかつ、思川などの典型的な事例は、思川の水が今度は小河川に逆流しますので、それで内水が氾濫する。もちろん護岸の整備等は非常に重要ですが、できるだけ計画高水位を下げるという河川整備がこれからは重要ではないかと、 |
| | 私は強く感じたところです。そういった意味でも、ダムであり貯留施設であるこういったものは非常に重要ではないかと考えています。」(議事録p16) 第4回幹事会議事録 |
| | http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/pdf/omoigawa/04_giji.pdf |
| | ・印南部長は、第6回幹事会では、もっとはっきり次のように述べた。 「当初計画どおり進んでいれば、今回の水害はあるいは防げたかもしれないと思うわけです。」(議事録p21) ・思川を擁する栃木県の県土整備部長が南摩ダムがあれば、2015年9月水害は防げたかもしれないと言うのであるから、それが事実かどうかを確認しなければ、今行っている検証は、検証の名に値しない。 ・被害も効果も仮定の上での費用対効果の計算よりも、現実に計画雨量と同程度のおおよそ1/100確率の雨量が発生して、これによる思川及び利根川の状況が明らかになったのであるから、「南摩ダムがあれば、2015年9月水害は防げた」のかどうかを検証すべきである。それこそが幹事会のメンバーが言う「分かりやすい検証」である。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|--------------|--|
| <u>番号</u> 41 | 「史上最大の洪水を対象とした検証をすべきだ] 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」p3には、次のように書かれている。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」 http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/kasen_04_saimoku.pdf 「基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」 ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目は、「過去の洪水実績」について「詳細に点検を行う。」ことを求めているのである。 ・2015年9月洪水では、思川流域で観測史上最大の雨量と水位を記録した。 [出典] 「甲成27年9月関東・東北豪雨出水報告会」 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr.content/content/000638759.pdf ・素案の2-26にも「平成27年9月洪水では、流域内で観測史上最大の雨量を記録し、思川の乙女地点では計画高水位を Im 以上上回る洪水となり、思川の水位上昇に伴う内水被害や支川のはん濫により多くの床上・床下浸水の被害が発生」との記述がある。・そしてその時の降雨の生起確率は、鬼怒川と同様、1/110程度と思われ、思川治水の計画規模である1/100とほぼ等しいのであるから、最大限に重視して詳細に検討する必要がある。 ・確かに「思川開発事業の検証における計画の前提となっているデータの点検結果について」(2016年4月)において、「利根川水系においては、平成17年度に利根川水系河川整備基本方針を策定し、平成25年度に利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 「大臣管理区間」が策定されている。思川開発事業の検証においては、上記計画等の前提となっている思川流域の代表的な洪水の雨量データ及び流量データを点検した。」と書かれているが、「代表的な洪水」とは、2007年9月洪水までの決水であり、それ以降の洪水については点検されていない。 ・2015年9月に計画降雨に匹敵する降雨があったのであるから、点検の対象にしないのは不当である。 「ダムの効果を検証するなら史上最大の洪水のデータを分析し公表すべきだ」 ・2015年9月に鬼怒川流域でも未曾有の豪雨があり、無量である。にダムの数果を検証するなら史上最大の洪水のデータを分析し公表すできた。 ・2015年9月に鬼怒川流域でも未曾有の豪雨があり、東曾有の被害が出たにもかかわらず、雨量確率、流量確率及びダムによる流量と水位の低減効果を公表していない。 ・下予断なき検証」をするなら、史上最大の洪水についての雨量確率、流量確率及びダムによる流量と水位の低減効果を公表すべきである。 |
| | |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 41 | [「予断なき検証」というのであれば、思川開発事業の根拠法である水資源開発促進法を適用することの適法性を検証すべきだ] ・水資源開発促進法第1条には、「この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定されている。 ・「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」が存在することが、この法律の適用の大前提であるが、そのような地域が存在するのか等、この法律の立法事実が存在するかをまずは検証すべきである。 ・立法事実を喪失した水資源開発促進法を廃止しないのは立法府の怠慢だが、当該法律をそこに定める要件を無視してまで漫然と執行することは行政府の責任であり、ダム検証の対象となる。 [「都市人口の増加」が見込めないのに水資源開発促進法を適用することは違法である] ・2015年6月27日に開催された八ツ場ダム事業認定に係る公聴会において、国土交通省の小宮氏は、2020年以降も東京都の特別区と千葉県柏市や成田市では人口が増える見込みがあると言ったが、東京都自身が人口のピークは2020年であるという推計をしており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、柏市の人口のピークは2025年であり、成田市のそれは2030年である。・思川開発事業の完成は、早くとも2024年であろう。「都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」がダム完成後数年で人口が |
| | ピークを迎える地域を意味しないことは文脈上明らかである。「都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」は存在しない。 ・都市人口の減少が確実に見込まれる中で水資源開発促進法を適用することは、立法事実を喪失した法律を発動することであり 違法である。 |
| | [「産業の開発又は発展」が見込めないのに水資源開発促進法を適用することは違法である] ・「産業の開発又は発展」が見込めるかどうかは、人口の見通しほど容易ではない。 ・しかし、水資源開発促進法でいう「産業」とは、水を大量に使う重厚長大産業であることは文脈から明らかである。 ・水を大量に使う産業が今後日本で発展することがないであろうことは、容易に想像できるのであり、水資源開発促進法はかつてはあったかもしれない立法事実を喪失している。 |
| | [「利用の合理化の促進」がなされていないのは法律の恣意的な運用であり、適正に運用すれば水資源の開発は不要だ] ・水資源開発促進法では、立法事実が備わっていたとしても、水資源の開発とともに、「利用の合理化の促進」もなされなければならないことが規定されている。 ・しかし、現実には、水資源開発ばかりが行われていて、「利用の合理化の促進」はなされていないと思われる。 ・「利用の合理化の促進」がなされているのであれば、国土交通省は、水融通をなすべき開発水の量と、そのうち融通がなされた水量を明らかにすべきである。水融通をなすべき開発水の量は、取得後何年間未利用状態であったかで判定が可能である。 |

| C | |
|---|---|
| C | " |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | 「緊急性がないのに水資源を開発することは違法だ」 ・水資源開発促進法第3条第1項には、「国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは」、「水資源開発水系として指定する。」と規定されている。 ・「第一条に規定する地域」は最早存在しないのであるが、仮に存在するとしても、法律は広域的な用水対策を実施しる場合には、緊急性を要件としている。 ・思川開発事業では、少なくとも栃木県に関しては、水道用水供給事業の認可が得られておらず、知事に対する市町からの広域的水道整備計画策定の要請(水道法第5条の2)さえなされていないのであるから、広域的な用水対策に緊急性がないことは明らか |
| | である。 ・緊急性のない水源開発を進めることは、水資源開発促進法第3条第1項に違反する。 [これまでの水源開発の反省の上に検証すべきだ] ・例えば足利市は草木ダムに0.3m3/sの工業用水を所有しており、佐野市は草木ダムに0.3m3/sの水道用水を所有している。草木ダムの完成は1976年であり、40年間未利用のままである。緊急性がないのに水源開発をした証拠である。 ・今回ダムを検証するなら、このような40年にもわたる未利用水を生む水源開発をどう評価するのかという総括から始めるべきであるが、そのような総括がないまま検証を進めることは「予断なき検証」とは言えず不当である。 [人口実績については最近の国勢調査速報値を踏まえて検証すべきだ] ・2015年の国勢調査速報値は、2016年2月下旬に公表されたのであるから、人口実績については、これを踏まえて検証すべきである |

意見 頂いたご意見 41 [人口については見通しを書くべきだ] ・2-1からは流域及び河川の概要について書かれている。大部分が現況についての記述であることはやむを得ないが、人口について現在までの推移だけを記述するのは不当である。 ・利根川流域の1都5県の人口の推移について「緩やかな増加傾向にある」という認識は一面では正しいが、利水参画をしていない東京都を含めるからそう言えるのであって、利水に関係する4県の合計人口は、2015年国勢調査速報値の方が2010年国勢調査結果よりも10,472人減少しているから妥当でない。 ・そして、社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後は、埼玉県及び千葉県の人口も減少に転じていくのである。・埼玉県及び千葉県の人口がピークにさしかかっている現在において南摩ダムを建設すべきかを検証しているのに、今後の人口の見通しを示さず、これまでの推移のみに言及することは妥当でない。

・「緩やかな増加傾向にある」という認識は、利水参画をしていない東京都を含んでいること、国勢調査速報値を踏まえていないこ

単位:人

| | 2015 年 | 2010年 | 増減 |
|-----|-------------|-------------|----------|
| 茨城県 | 2, 917, 857 | 2, 969, 770 | -51, 913 |
| 栃木県 | 1, 974, 671 | 2, 007, 683 | -33, 012 |
| 埼玉県 | 7, 261, 271 | 7, 194, 556 | 66, 715 |
| 千葉県 | 6, 224, 027 | 6, 216, 289 | 7, 738 |
| 合計 | 18,377,826 | 18,388,298 | -10,472 |

[河道掘削を実施していない]

- ·「河道掘削等を実施中である。」という記述があるが、事実に反し妥当でない。
- ・図2.2-2にあるように、乙女地点から上流約11km、第一思川橋梁付近では、2015年3月現在、河道の現況断面で見る河床は計画標準断面で見る河床よりも高くなっている。
- ・また、乙女地点より約1.6km下流地点の2002年2月測量の河道断面図を見ても、河床の高水敷の高さが計画値より約2mも高くなっており、おそらくは現在もそのままなので、2015年9月洪水で乙女地点の水位が異常に上昇した。
- ・したがって、「河道掘削等を実施中である。」という記述は妥当でない。

と、及び今後の人口の見通しを欠いていることが不当である。

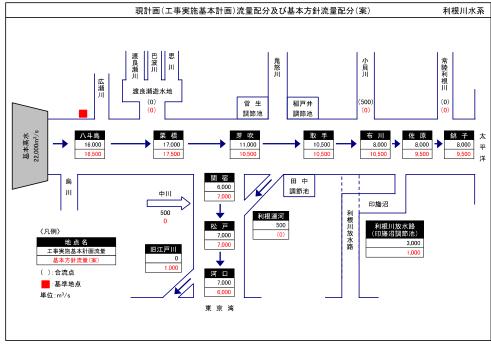
| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [2015年9月洪水が南摩ダムが不要であることを証明した] ・「平成27年9月洪水では、流域内で観測史上最大の雨量を記録し、思川の乙女地点では計画高水位を 1m 以上上回る洪水となり思川の水位上昇に伴う内水被害や支川のはん濫により多くの床上・床下浸水の被害が発生」との記述があり、思川での被害は、内水被害や支川のはん濫によるものであり、本川での破堤はなかったという認識が示されている。 ・また、国土交通省は、鬼怒川流域における上記洪水時の雨量確率を1/110と公表しており、このことから思川でも1/100程度の雨量であったと推測される。 ・以上のことから、思川では計画降雨があって基本高水流量が発生して、しかも思川の乙女地点で計画高水位を 1m 以上上回っても、なお思川本川の堤防は決壊しなかったのであるから、南摩ダムがなくても計画高水流量を超えて洪水を流下させる能力を河道が持っていたことを意味する。 |
| | ・したがって、南摩ダムは不要である。 ・ちなみに、「ダムで思川本川の水位を低下させることができれば内水被害の軽減に寄与するので、南摩ダムに意味はある。」という反論があるかもしれず、その反論には一理はある。国土交通省がこの反論を援用するなら、南摩ダムで水位がどれだけ下がるのかをどこかの章で明らかにすべきである。 [最近20年間、利根川流域で30%の取水制限が起きていないことの意味を検証すべきだ] ・「利根川の近年の渇水状況としては、昭和 47 年から 平成 25 年の間に概ね 3 年に 1 回の割合にあたる 15 回の渇水が発生している。」との記述があるが、利根川・江戸川で30%の取水制限があったのは、1996年が最後である。 ・利根川・江戸川では、1972年から2015年までの44年間で30%の取水制限があったのは3回にすぎない。 ・洗濯機やトイレも節水型となって使用水量が減り、洗濯日和に多くの世帯が一斉に洗濯をするという時代でもなくなっているという認識を検討主体が欠いていることを示している。 ・検討主体は現代は水余りの時代であることを認識すべきである。 |
| | ・「平成8年の渇水では、過去に経験のない深刻な状況であった。渡良瀬川では上水道への供給に重大な支障を招きかねないとの判断から、水道用水及び工業用水で最大40%、農業用水で最大60%過去最大)の取水制限が行われた。」と書かれているが、思川開発事業と関係のない話であり、印象操作である。この記述を削除すべきである。 [取水制限率10%は社会生活に影響がなくダム建設の理由にならない] ・検討主体は、近年においても取水制限率10%の渇水が起きることをダム建設の理由にしたいのだと思うが、理由になっていない。 ・取水制限率10%は、給水制限に至らないので、市民生活に影響はなく、被害とは言えず、ダム建設の理由とはならない。 ・取水制限率がもっと高くなり、減圧給水に至っても、ユーザーが気付くことはまれであり、生活に影響がない。 ・取水制限率10%を大げさに、被害のように記述することは不適切である。 |

意見 頂いたご意見 番号 41 [南摩ダムで渇水が減るのかを検証すべきだ]

- ・南摩ダムで渇水が絶無になるわけではないであろう。
- ・検討主体が「渇水」が頻繁にあることを強調するなら、南摩ダムによって発生頻度がどれほど軽減されるのかを検証すべきである。 「南摩ダムで殊更利水安全度が増すわけではない」
- ・利根川水系での目標とする利水安全度は1/5であり、南摩ダムはその達成のための手段であるから、南摩ダムが完成したからと いって、殊更利水安全度が増すわけではない。

洪水調節に関する便益の検討で氾濫ブロックを利根川流域に設定しているが、誤りである。

- ・思川の流量は、利根川に影響を与えないからである。
- ・「利根川水系河川整備基本方針」(2006年2月)には、「渡良瀬川の合流量は渡良瀬遊水地の調節により(利根川)本川の計画高 水流量に影響を与えないものと(する)」(p22)と書かれており、素案の2-46でも引用されている。
- ・このことは、下図のとおり、渡良瀬川の合流量だけでなく、思川の合流量も巴波川の合流量も渡良瀬遊水地で全量を調節し、利 根川の計画高水流量に影響を与えないという意味である。



「出典]2005年12月6日社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会資料p11

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/051206/pdf/ref3.pdf

| 応じた各施策毎に、着実に整備を進めることにより、全体としての治水安全度を向上すべきものであり、どれか一つが欠けても利用川水系の治水計画は成立しないものである。」(2008年9月24日付け国関整河計46号、国土交通省関東地方整備局長菊川滋ら栃木県知事福田富一あて「湯西川ダム及び南摩ダムについて(回答)」p18)と主張する。・このことは、「思川の洪水は渡良瀬遊水地で全量調節される計画になっており、利根川に影響を与えない」という住民側の主張の反論でもあると思われる。・即ち、渡良瀬遊水地と南摩ダムに限定して言えば、「渡良瀬遊水地は、南摩ダムが洪水調節効果を発揮してこそ、思川の洪水影響を利根川に及ぼさないことができる。思川上流ダム群で乙女地点の基本高水流量4,000m3/sを3,700m3/sに低減してくれるらこそ、渡良瀬遊水地は本来の機能を発揮できる。」という主張と解される。・しかし、渡良瀬遊水地の治水容量は17,680万m3あるとされ(環境省の下記URLのp1-1)、この容量は南摩ダムの洪水調節容量500万m3/sの34倍である。2015年9月洪水時に計画規模に匹敵する豪雨があっても、使った貯水容量は約8,600万m3であり(利利川上流河川事務所発行の「利根川だより」第174号)、8,400万m3の貯水容量は余っていた。・南摩ダムの洪水調節容量500万m3は、昨年の豪雨で渡良瀬遊水地で使われなかった貯水容量8,400万m3の約6%にすぎないしたがって、渡良瀬遊水地がある以上、南摩ダムがあったからといって、利根川の流量が増えるわけではない。・別の言い方をすれば、利根川にとって南摩ダムは、渡良瀬遊水地の治水容量を約2.8%増やすだけであるから、大勢に影響のい存在でしかない。・また、思川上流ダム群といっても、思川上流には、南摩ダムしか計画がなく、上流ダム群による300m3/sの計画削減量に対し、摩ダムでは65m3/sしかカットできないのであるから、乙女地点の3,700m3/sは、いつまでたっても達成不可能な目標にすぎない。 | 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|--|----------|---|
| の」ではない。 | | ・国土交通省は、2004年に栃木県民が起こした3ダムに係る住民訴訟において、「利根川水系の治水対策の基本は、役割分担に応じた各施策毎に、着実に整備を進めることにより、全体としての治水安全度を向上すべきものであり、どれか一つが欠けても利根川水系の治水計画は成立しないものである。」(2008年9月24日付け国関整河計46号、国土交通省関東地方整備局長菊川滋から栃木県知事福田富一あて「湯西川ダム及び南摩ダムについて(回答)」p18)と主張する。 ・このことは、「思川の洪水は渡良瀬遊水地で全量調節される計画になっており、利根川に影響を与えない」という住民側の主張への反論でもあると思われる。 ・即ち、渡良瀬遊水地と南摩ダムに限定して言えば、「渡良瀬遊水地は、南摩ダムが洪水調節効果を発揮してこそ、思川の洪水の影響を利根川に及ぼさないことができる。思川上流ダム群で乙女地点の基本高水流量4,000m3/sを3,700m3/sに低減してくれるからこそ、渡良瀬遊水地は本来の機能を発揮できる。」という主張と解される。 ・しかし、渡良瀬遊水地の治水容量は17,680万m3あるとされ(環境省の下記URLのp1-1)、この容量は南摩ダムの洪水調節容量500万m3/sの34倍である。2015年9月洪水時に計画規模に匹敵する豪雨があっても、使った貯水容量は約8,600万m3であり(利根川上流河川事務所発行の「利根川だより)第174号)、8,400万m3の貯水容量は余っていた。・南摩ダムの洪水調節容量500万m3は、昨年の豪雨で渡良瀬遊水地で使われなかった貯水容量8,400万m3の約6%にすぎない。したがって、渡良瀬遊水地がある以上、南摩ダムがあったからといって、利根川の流量が増えるわけではない。・別の言い方をすれば、利根川にとって南摩ダムは、渡良瀬遊水地の治水容量を約2.8%増やすだけであるから、大勢に影響のない存在でしかない。・また、思川上流がム群といっても、思川上流には、南摩ダムしか計画がなく、上流ダム群による300m3/sの計画削減量に対し、南摩ダムでは65m3/sしかカットできないのであるから、乙女地点の3,700m3/sは、いつまでたっても達成不可能な目標にすぎない。・とたがって、利根川本川にとっては、「(利根川水系の治水政策は)どれか一つが欠けても利根川水系の治水計画は成立しないもの」ではない。・確かにダムに近い範囲の南摩川流域に南摩ダムの治水効果はあるだろうが、そのような便益だけでは、費用対効果が成り立たない。・確かにダムに近い範囲の南摩川流域に南摩ダムの治水効果はあるだろうが、そのような便益だけでは、費用対効果が成り立たない。環境省のホームページ |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| | 頂いたご意見 「当初構想の治水効果は思川までの想定だった」 ・「思川開発事業」(1988年2月、建設省関東地方建設局・水資源開発公団)のp7-3には、当初構想の治水計画では南摩ダムが「南摩川、思川の洪水被害を軽減する。」というものだった。 ・それが、1994年5月の計画変更時に治水計画が「南摩川、思川、利根川の洪水被害を軽減する。」と変わってしまったのである。 ・南摩ダムの治水効果が利根川まで及ぶのであれば、なぜ当初構想からそのような内容の構想にしなかったのかを国土交通省は説明すべきである。 ・1994年に国土交通省が南摩ダムの治水効果が及ぶ範囲を拡大したのは、その恣意によるものであり、許されない。 「「思川開発事業の年平均被害軽減期待額は、約3,117 百万円」の根拠が不明だ] ・「思川開発事業の年平均被害軽減期特額は、約3,117 百万円」とあるが、根拠がどこにも記載されておらず、適正に算出されたものか確認のしようがない。 ・計算過程をブラックボックスにしておいて、意見を言えと言われても困る。 「南摩ダムの洪水調節だけの費用対効果は0.39となる] ・国土交通省が2002年ごろに公表した思川開発事業の治水の費用対効果計算では、 便益=444億7900万円 費用=197億3900万円 費用=197億3900万円 費用=197億3900万円 カンミとなった。 ・しかし、その前提として、年平均被害軽減期待額は、 利根川本川で25億3100万円 思川で5億3100万円 といっていた。 ・しかし、南摩ダムの利根川本川への治水効果はゼロであるから、上記444億7900万円の治水便益は、比例計算すると 444億7900万×5億3100万円/30億6500万円=77億円 といっことになる。 ・したがって、思川のみの費用対効果は、 77億円/197億3900万円=0.39 |
| | であり、1をはるかに下回るから思川開発事業は実施すべきでないことになる。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [思川開発事業の年平均被害軽減期待額約31億円は不当だ] ・素案に記載された年平均被害軽減期待額約3,117百万円は、2002年ごろの計算の30億6500万円と5,200万円しか差がないので、おそらく同様の内訳になっていると推測される。 ・そうだとすると、利根川本川での年平均被害軽減期待額が約26億円とすることは不当である。利根川本川は、1949年のキティ台風以来破堤しておらず、本川での破堤による被害は毎年ゼロであるから、被害額が毎年約26億円減ると計算することは余りにも現実を無視しており不当である。 ・思川での年平均被害軽減期待額が5億円を超えるとすることについても、現実無視の虚構の計算である。思川本川では破堤は長年ないのであるから、思川本川での被害額は毎年ゼロであり、思川流域住民が南摩ダムによって毎年5億円を超える便益を受けることはあり得ないからである。 |
| | ・百歩譲って思川流域の内水氾濫による被害が南摩ダムによって軽減できると仮定しても、内水氾濫による被害額は年平均5億円を超えていないはずであるから、やはり思川での年平均被害軽減期待額が5億円を超えるとする計算は虚構である。 [洪水調節に係る便益はデタラメだ] 思川開発事業の水道事業に係る事業評価(再評価)(2009年2月)p34、 http://www.water.go.jp/honsya/honsya/torikumi/jigyohyoka/pdf/h20_omoigawa-risui_sai.pdf 思川開発事業の再評価資料(2015年11月25日)p14 |
| | http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000636643.pdf 及び素案によれば、南摩ダムの洪水調節に係る便益は、467億円(2007年)⇒1,230億円(2011年)⇒1,401億円(2015年)⇒470億円(2016年)と変遷した。 便益の額が3倍もの幅でめまぐるしく揺れ動くということは、計算がデタラメであることの証拠である。 |
| | [流水の正常な機能の維持に関する便益の計算過程を明らかにすべきだ] ・「流水の正常な機能の維持に関する便益については、代替法にて算定を行った結果、約 2,048 億円となった。」とあるが、計算過程が示されていないので、適正化どうか評価できない。計算過程を明らかにすべきである。 ・少なくとも、身替り建設費をダム整備期間中の各年度に割り振って計上して現在価値化しているのか、身替り建設費をダム完成の翌年度等にまとめて計上して現在価値化しているのか、身替り建設費をダム完成で現在価値化しているのかを明らかにすべきである。 |

| 意. | | 頂いたご意見 |
|----|---|---|
| 41 | [代替法は不当な算定方法だ・「流水の正常な機能の維持に 法である。 | 関する便益については、代替法にて算定を行った」とあるが代替法は現実を無視した不当な算定方 |
| | 正常な機能の維持に関する例 | Eの維持のための容量のみを貯水するダム建設する費用(通称「身替り建設費」)を推定して流水の 益として算定しているものと推察される。 ナて流水の正常な機能の維持のための専用ダムを建設したとしても、500億円以上の便益を得られ |
| | ・要するに、代替法による場合 | 、代替法によれば、必ず500億円以上の便益を得られるとみなすことになる。 は、費用対効果が必ず1を上回るのであり、不当である。 『についての記載がないのは不当だ〕 |
| | | についての記載がないのは不当である。 |
| | http://www.water.go.jp/honsy ・そこには、水道事業に関する ・利根川水系では、1996年以 | 見の計算はデタラメだ] 見については、水資源機構が2013年度に実施した計算がある。 /honsya/torikumi/jigyohyoka/pdf/h25_omoigawa_hyoka.pdf 総便益が31兆円を超えると書かれている(p6)。 30%の取水制限はなく、ましてや渇水による断水は極めて限定的にしか起きていない。 引水被害を受けていないのであるから、南摩ダムがあったからといって31兆円もの便益を受けるはす |
| | | ストに算入しないことは不当だ] を金銭的に評価する方法はあるにもかかわらず、外部不経済と切り捨てて費用対効果を計算する |
| | 能の維持に関する便益の計算 | 限は1に達しない] .3と計算されているが、南摩ダムの治水効果が利根川についてはゼロであること、流水の正常な機 が代替法によっており不当であること、及び環境へのダメージがコストに計上されていないことを勘 ▇ダムの費用対効果が1を上回ることはあり得ない。 |

| 意見 | |
|----|--|
| 番号 | 頂いたご意見 |
| 41 | [暫定水利権の問題は、歪んだ水利権行政を改めれば解消する] ・「安定的な水源を確保することにより、暫定豊水水利権を安定化する必要がある。」と書かれているが、机上の計算のことを言っているにすぎない。 ・実際には、古河市について見ると、0.465㎡/秒の暫定水利権を1974年から40年以上使い続けていて長年の取水実績があり、取水に支障をきたしことはほとんどなく、安定水利権と変わらない。現実の方が正しいのである。 ・国土交通省は、水利権の許可権限を道具として、利水者に対してダム事業に参画することを強要しているにすぎない。 |
| | ・ダム事業者と水利権許可権者が分離されていない以上、ダム事業を強制するために水利権許可権限を恣意的に行使しているとしか評価できない。 「細川内ダムに係る暫定水利権が継続していることを説明せよ] |
| | ・「安定的な水源を確保することにより、暫定豊水水利権を安定化する必要がある。」のであれば、安定的な水源を確保しない場合には、暫定豊水水利権を許可すべきでないことになるはずである。 |
| | ・ところが、2000年度に中止となった細川内ダムに係る暫定水利権(那賀町工業用水道)が現在も更新継続して利用されている。 ・国土交通省は、「安定的な水源を確保することにより、暫定豊水水利権を安定化する必要がある。」と言うのであれば、那賀町工 業用水道における暫定水利権が現在も許可され続けている理由を説明すべきである。 |
| | [安定供給能力低下論はダム建設を続けるための道具だ] ・「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(平成28年1月一部変更)では、近年の降雨状況等による流況の変化に より、水資源開発施設等による安定供給能力が低下していることが示されている。」と書かれているが、国土交通省がダム建設を 継続したいための作為である。 |
| | ・国土交通省はフルプランにおいて2/20渇水年には基準渇水年より取水可能量が低下するという安定供給能力低下論を唱えているようだが、2004年から始まったハツ場ダム住民訴訟では、原告ら計算方法の開示を求めても容易には開示しなかったのであり、このことは、この理論がダム造りのための道具であることを示している。 |
| | [安定供給能力低下論を考慮すべきでない] ・国土交通省が利根川・荒川水系の第5次フルプランから言いだした渇水時安定供給能力低下論は、基準地点を鬼怒川と小貝川という大きな支流の直上流の栗橋に機械的に設定し、それら支流からの流入量(冬季で20m3以上)を度外視することによりダムで確保すべき流量を過大に計算したり、上流で取水された用水の還元流量を冬季で約14m3/sも考慮しないことにより河川流量を過小評価したりするなどの卑怯なテクニックが使われており、虚構の計算である。 ・国土交通省が裁判で計算根拠を隠したがった理由はここにあると思われる。 |
| | ・渇水時に計画どおりの取水ができないのであれば、契約不履行に相当するダム建設負担金を利水参画者に返還すべきであるが それをしないのは、上記理論がダム事業を継続するための便法として考えられたものにすぎないからである。 ・2/20渇水時安定供給能力低下論は、上記テクニックが使われた虚構の計算であり、ダム検証に当たり考慮に値しない。これを考 慮すれば、考慮すべきでない事情を考慮することになる。 |

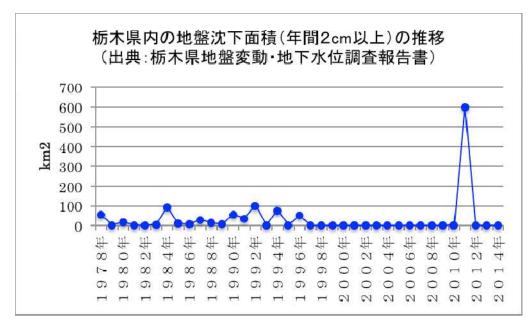
意見 番号 頂いたご意見 41 [安定供給能力低下論は基準になっていない] ・安定供給能力低下論を水需給計画の妥当性を判断する基準とするならば、2/20渇水時の供給可能量に満たない水源しか確保 しない水需給計画を厚生労働大臣は認可してはならないはずである。

しない水需給計画を厚生労働大臣は認可してはならないはずである。
・ところが、ダム検証においては、2/20渇水時の供給可能量を満たしていようがいなかろうが、南摩ダムに参画する水需給計画は

・ところが、ダム検証においては、2/20渇水時の供給可能量を満たしていようがいなかろうが、角摩ダムに参画する水帯給計画は すべて妥当であるとするものであり、2/20渇水時の供給可能量は水需給計画の妥当性を判断する基準なっていないのであるから、 ダム検証に際しての考慮要素にしてはならない。

[栃木県南部の地盤沈下は沈静化している]

- ·「栃木県南部地域では、水源を地下水に依存する割合が高く、地盤沈下が発生している。」と現在形で書くのは適切でない。
- ・下図のとおり、栃木県内で年間2cm以上沈下した地域は1997年以降はほとんどなく、栃木県内の地盤沈下は過去のものとなりつつある。



| _ | |
|----------|--|
| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
| 41 | 「栃木県南部の地盤沈下の原因は農業用水だ」 ・確かに近年でも年間2cm以上沈下する地域が発生することがあるが、「概ね5月~8月の降水量が少なかった年に、沈下量・沈下面積ともに大きくなる傾向を示している。」(栃木県地盤変動・地下水位調査報告書2014年版p2)のであり、このことは、かんがい期に大量の地下水を採取する農業用水が原因であることを示している。 ・素案の記述は、水道用の地下水採取が原因で地盤沈下が起きているという前提に立つ表記であり、適切でない。 ・栃木県南における地下水採取量のうち水道用水の占める割合や地盤沈下との因果関係を無視したすり替えの論理を使うことは不当である。 ・農業用の地下水採取が地盤沈下の原因であることを明記すべきである。 ・「現在でも思川流域下流部周辺を含む関東平野北部は、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」(平成3年 地盤沈下防止等対策関係閣僚会議)に地下水採取目標量を定められた地域となっている。」とだけ書くのは不当である。 ・1985年に7.3億m3だった保全地域における地下水採取量は2012年には4.9億m3にまで減少し、要綱に定める地下水採取目標量(年間4.8億m3)は、ほぼ達成されつつあり(根拠は下記URLの国土交通省の資料)、その結果、関東平野北部の地盤沈下は沈静化していることまで書くべきである。 国土交通省のホームページ http://www.mlit.go.jp/common/001069859.pdf |
| | ・検討主体が沈静化していないと考えるのであれば、沈静化の判定基準を理由とともに明らかにすべきである。 ・「(栃木県南部地域では)将来にわたり安全な水道水の安定的な供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し地下水と表流水のバランスを確保することが課題となっている。」とあり、地下水と表流水のバランスを確保すれば安全な水道水の安定的な供給を確保できるようなことを書いているが不当である。 ・この記述は、水道用水供給事業の計画がないため、その認可を得ていない栃木県が認可に代わるものとして2013年3月に「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」を作成し、県南2市2町の水道水源の地下水依存率を40%というバランスにすれば、将来にわたり安全な水道水の安定的な供給を確保することができるとする理論を示したことを指すが、栃木県は、地下水依存率40%がなぜベストバランスなのかについての科学的根拠は示さず、県内他地域の平均にならって「政策的に」決めたと正直に書いている。 ・結局、栃木県は、国の進める思川開発事業に協力するために、「地下水と表流水のバランスを確保すること」を自己目的化させているにすぎない。 ・経験則から確実に言えることは、地下水依存率100%を40%に低下させれば、渇水に対する安全度は低下するはずであるが、栃木県の水源検討報告書では、そのことがまともに検討されていないだけでなく、地下水から表流水に転換すれば渇水リスクにも強くなるものとして記述されている(p24)ことからも、同報告書は無意味かつ誤りであり、水道用水供給事業の認可に代わる資料にはなり得ない。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | ・「(利根川の)計画高水流量は、八斗島において 16,500m3/sとし、それより下流の広瀬川等の支川合流量をあわせ、渡良瀬川の合流量は渡良瀬遊水地の調節により本川の計画高水流量に影響を与えないものとして」と書かれている。 ・「渡良瀬川の合流量は渡良瀬遊水地の調節により本川の計画高水流量に影響を与えない」ということは、巴波川の洪水も思川の洪水も渡良瀬遊水地の調節により利根川の計画高水流量に影響を与えないということである。 ・したがって、南摩ダムの治水効果は、利根川に及ばないので、及ぶことを前提とした洪水調節に関する費用対効果の計算は誤りである。 |
| | [現行の利根川の治水計画は破綻している] ・現行の利根川の治水計画は洪水調節施設による調節流量を5,500m3/s(八斗島地点)とするが、この目標を達成するには八ツ場 ダムのほかにダムを十数基建設する必要があると思われ、達成は永遠に不可能である。 ・現行の利根川の治水計画は、絶対に達成できない目標を設定しており、破綻している。 |
| | ・「南摩ダムが独立行政法人水資源機構により建設中であり、完成すると思川沿川の治水・利水安全度の向上が図られる。」と書かれているが、南摩ダムには、治水上も利水上も効果がないので誤りである。 ・その理由は、本状の他の箇所に記載した。 |
| | 「ハツ場ダムは有害無益なダムである」 ・治水については、基本高水流量22,000m3/sはカスリーン台風時の実績流量であるが、国土交通省は根拠を説明できないこと、計画高水が八斗島で16,500m3/sであるところ、国土交通省の試算では、既存のダムによる洪水調節により16,750m3/sまでの流下能力が河道にはあり、仮に計画高水16,500m3/sを前提としても河道改修で対応できること、カスリーン台風洪水が再来した場合には八ツ場ダムの効果がゼロであることに象徴されるように、ダムによる治水はギャンブル的であることから成り立たない。・利水については、水需要の減少が確実に見込まれる中、虚構の水需要予測によってねつ造された需要に基づいていること、暫定水利権については歪んだ水利権許可行政を合理的なものに改善することによって解決できること、渇水時に取水の安定度が低下するとの理論は虚構の計算に基づいていることから不要である。・地域の生活と吾妻渓谷と豊かな生態系を破壊することから有害である。 |
| | ・霞ヶ浦導水は有害無益な事業である。 ・利根川と霞ヶ浦間の利根導水路は1989年に完成し、1995年に試験通水を行ったが、利根川でシジミの大量死が発生、漁業協同 組合の反対があって使用されず「開かずの門」なっていることからも明らかなように、霞ヶ浦の水が河川を汚染するので、水融通は 不可能である。 ・また、河川の水も栄養塩を多く含むので、霞ヶ浦の浄化に効果がない。 ・水需要も実績を無視した架空の過大需要である。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | ・「南摩ダムの建設される地点における計画高水流量130m3/sのうち125m3/sの洪水調節を行う。」が思川開発事業の目的の一つとされるが、洪水調節を自己目的化した表現であり不当である。 ・ダム湖に流入した130m3/sのうち125m3/sしか放流しないことは、手段であり目的ではないはずである。 ・治水ダムの目的は、洪水による被害を防止することであるにもかかわらず、そのように書けないのは、南摩ダムには被害を防止する効果がないことを国土交通省が自覚しているからであろう。 |

意見 頂いたご意見 番号 41 「南摩ダム予定地における計画高水流量 130m3/sは過大だ(その1)] ・国土交通省は、実測のない1991年8月20日洪水の南摩ダム予定地における流量を90m3/sと推計した値を含めて1936年から91年 までの64洪水から1/100確率の流量を130m3/sとしたが、1991年8月20日洪水の推定流量は誤りであり、したがって、計画高水流 量 130m3/sも誤りである。 ・当然のことがなら、下図のとおり、ダム予定地の流量と乙女地点の流量とには相関関係がみられるが、1991年洪水のダム予定地 の推計流量は突出して大きい。 ・乙女地点で約3,000m3/sの流量があったときでも、ダム予定地では64m3/sしか出ていないというのが観測結果である。乙女地点 で2,200m3/s程度しか出ていないのに、ダム予定地で90m3/sも出ているはずがない。 ・国土交通省が1991年8月20日洪水でダム予定地で90m3/sの流量があったという推計が正しいと主張するなら、その洪水が乙女 地点に到達する前にどこに消えたのかを説明すべきである。 ・おそらく、途中で氾濫したという説明になると思うが、1991年8月20日洪水でどこで堤防が決壊し、どれだけの量の氾濫があったの かを説明すべきである。 思川・乙女と南摩ダム予定地の年最大流量の関係 100 80 30 20

(出典:2004年提訴の栃木県に対する住民訴訟の資料)

1500 2000 2500

思叶乙女 m3/秒

http://www.yamba.jpn.org/shiryo/tochigi_k/tochigi_k_g_togo.pdf

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [南摩ダム予定地における計画高水流量 130m3/sは過大だ(その2)] ・国土交通省は、南摩ダム予定地における流量の確率を計算するに当たり、SLSCの解釈を誤って運用している。 ・マニュアルによれば、SLSCが0.03以下のものがあればそれらを対象とすべきものであり、0.04以下でも対象とするのは、0.03以下のものが一つもないので計算が進まないような特別の場合であるにもかかわらず、国土交通省は、0.03以下のものがあるにもかかわらず、最初から0.04以下の数値で判断している。 ・国土交通省は、不当な確率計算をしている。 [南摩ダム予定地における計画高水流量 130m3/sは過大だ(その3)] ・2015年9月洪水でも130m3/sが過大であることが証明された。 ・2015年9月洪水では、鬼怒川流域に1/110規模の降雨があったので、思川流域でもその1/100程度の規模の降雨があったと考えるべきである。 ・水資源機構からの開示資料によれば、2015年9月洪水におけるダム予定地の最大水位は2.15mであり、これを直近のHQ式(2014年10月14日~12月31日)にあてはめれば、最大流量は76m3/sとなる。 ・ダム予定地の1/100確率の降雨のときの流量が76m3/sであるとすれば、130m3/sはその2倍も過大な計算をしていることになる。 [南摩ダムの流域面積は小さいので、投資額に見合った効果があるはずがない] ・以下の各地点の流域面積は以下のとおりである。 南摩ダムの流域面積は、乙女地点の1.6%、栗橋地点の0.14%にすぎない。 ・したがって、南摩ダムによる治水効果が極めて小さいことは、流域面積の比率を見るだけでも明らかである。 |

意見 頂いたご意見 番号 41 [南摩ダム治水容量は過大に設計されており、相当雨量からの検証が必要だ]

万 m3

- ・下表のとおり、南摩ダムの相当雨量(洪水調節容量を流域面積で除した数値)は403mmであり、他の利根川水系のダムと比較し て突出して大きく、第2位の湯西川ダムを大きく引き離して第1位の値である。
- ・南摩ダムは相当雨量を異常に大きくして設計されており、南摩ダムの治水目的は、ダムの規模を大きくしてゼネコンの利益を増や すための増量剤であると考えざるを得ない。

mm

・相当雨量の観点からの計画の妥当性を検証すべきである。

km2

利根川水系ダムの相当雨量

| | KIIIZ | 73 1110 | 111111 |
|-----|-------|---------|--------|
| | | 洪水調節容 | |
| ダム名 | 流域面積 | 量 | 相当雨量 |
| 矢木沢 | 167.4 | 2210 | 132 |
| 奈良俣 | 60.1 | 1300 | 216 |
| 藤原 | 401 | 2120 | 53 |
| 相俣 | 110.8 | 940 | 85 |
| 薗原 | 493.9 | 1414 | 29 |
| 下久保 | 322.9 | 3500 | 108 |
| 八ツ場 | 707.9 | 6500 | 92 |
| 草木 | 254 | 2000 | 79 |
| 南摩 | 12.4 | 500 | 403 |
| 川俣 | 179.4 | 2450 | 137 |
| 川治 | 323.6 | 3600 | 111 |
| 五十里 | 169.2 | 3480 | 206 |
| 湯西川 | 102 | 3000 | 294 |

(梶原健嗣著「戦後河川行政とダム開発」p228から加工)

| 意見 | |
|----|--|
| 番号 | |
| 41 | [基本高水流量の約1.6%のピークカットは意味がない] ・「思川圏域河川整備計画」(栃木県)の治水計画は、乙女地点の基本高水流量を4,000m3/sとし、計画高水流量を3,700m3/sとす |
| | るものである。 ・そして、水資源機構は、南摩ダムによって乙女地点で約65m3/sのピークカットを行うと説明する(2014年10月2日付け独立行政法人水資源機構から思川開発事業を考える流域の会あての回答書)。 ・基本高水流量の約1.6%のピークカットは、流量観測の誤差の範囲内であり、そのためのダムを建設する意味はない。 |
| | [思川の治水計画は達成不可能な目標を掲げており破綻している] ・乙女地点の基本高水流量を4,000m3/sとし、計画高水流量を3,700m3/sとするということは、洪水調節施設で300m3/sの流量を調 節するということである。 |
| | ・しかし、思川流域において洪水調節施設は南摩ダムしか計画されておらず、その調節量は乙女地点で約65m3/sであるから、残る235m3/sをダムや遊水地で調節しなければならないが、国土交通省は何らその方策を示していない。 |
| | ・2001年には、国土交通省は、思川上流ダム群として南摩ダムのほかに、遠ノ木ダムと中ノ畑ダムを想定した(2000年度思川開発 事業治水経済調査検討業務報告書(2001年3月、株式会社建設技術研究所No.134)が、国土交通省に確認すると、遠ノ木ダムと 中ノ畑ダムは南摩ダムの費用対効果を計算するために想定した架空のダムであり、建設計画は存在したことがないとのことであっ |
| | た。 ・永遠に達成されない治水計画は破綻している。 |
| | 「環境への影響では南摩ダムの流域面積が極めて小さいことが考慮されるのに、治水効果では考慮されないのはご都合主義であ り許されない] |
| | ・4-253には、「「ダム案」については、ダム直下の南摩川では河床材料の粗粒化等が生じる可能性が考えられる。(なお、思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約 1%であることから、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる。)」と書かれている。 |
| | ・つまり、環境への影響を検討する際には、南摩ダムの流域面積が思川全体の流域面積のうち約1%にすぎないことが考慮されるのに、利水や治水の効果を検証する際には、そのことが全く考慮されていないのは、ご都合主義であり、許されない。 |
| | ・南摩ダムの治水効果が流量観測の誤差と同じくらい小さいのであるから、代替案の検討は不要である。 ・国土交通省が南摩ダムに治水効果があると主張するならば、せめて治水基準地点で何センチメートル水位が低下するのかを示 すべきである。 |
| | - 9 へっとめる。 ・市民団体が2014年8月30日に上記事項について水資源機構に質問したのに、同年10月2日付けの回答書で回答しないことは、極 - めて不当である。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [地盤沈下の沈静化の定義を明確にさせよ] ・検討主体が「栃木県においても県南地域の地盤沈下は、近年、沈静化の傾向にあるものの、依然として継続している状況にある」という栃木県の認識を是認するのであれば、沈静化した状況と沈静化の傾向にあるものの、依然として継続している状況との境界を明確にさせてから検証すべきである。 ・栃木県は、地盤沈下が沈静化していないから県南市町の水道水源を転換するという方針を立てたのであるから、当該政策の科学的な根拠を示すのは当然だからである。 |
| | [地盤沈下の量を地下水の過剰採取由来のものとそうでないものに区別せよ] ・地盤沈下の原因は、地下水の過剰採取だけではない。地震で沈下する場合もあれば、地層が自然に収縮する場合も考えられる。 ・今起きている地盤沈下が地下水の過剰採取が原因でないとすれば、地下水の採取量を減らしても効果がないのであるから、水源転換が効果があることを栃木県と水資源機構に証明させて検証すべきである。 ・水資源機構は、下記URLにおいて「現在地域で見ると、栃木県南部で特に地盤沈下量が多くなっています。栃木県は他県と比べて河川水への切り替えが遅れており、特に栃木県南部地域では、水道水源の配給量ベースの約7割が地下水に依存しており、これが地盤沈下進行の一因と考えられます。」と書いているのであるから、水道水源を転換すれば地盤沈下を防止できると言っていることになり、水資源機構もその因果関係を証明する責任がある。 思川開発建設所のホームページ |
| | http://www.water.go.jp/kanto/omoigawa/jigyou/genjyou/chinka-riyuu.html [水資源機構の地盤沈下への認識は誤りだ] ・水資源機構は上記のとおり、「現在地域で見ると、栃木県南部で特に地盤沈下量が多くなっています。栃木県は他県と比べて河川水への切り替えが遅れており、特に栃木県南部地域では、水道水源の配給量ベースの約7割が地下水に依存しており、これが地盤沈下進行の一因と考えられます。」と書いているが、誤りである。 ・保全地域で見た場合、農業用の地下水採取量は、水道用の地下水採取量の6倍もあるのに、水資源機構は農業用の地下水採取量の存在を完全に無視しているからである。 ・検証は、水資源機構が示す上記誤った認識に基づいて進められている。 ・「予断なき検証」というなら、水資源機構が示す上記誤った認識も検証すべきである。 [地下水採取の用途別に寄与度を示させるべきだ] ・地下水の採取が地盤沈下の原因となっている場合でも、栃木県の方針は、農業用の地下水採取には代替水源を用意せず、水道 |
| | 水源のみを転換することによって地盤沈下を防止しようとするものであるから、水道水源としての地下水採取が地盤沈下にどの程度寄与しているのかを明らかにさせて検証すべきである。 |

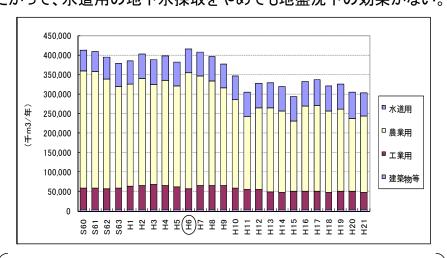
意見 番号 【水道用地下水の地盤沈下への寄与度は小さい】 ・国の対策要綱に基づく栃木県内の保全地域をカバーする小山市、野木町及び旧藤岡町における地下水採取量のうち、水道用の採取量が占める割合は、下表のとおり7.9%にすぎない。 ・他方、農業用のそれは61.3%である。 ・水道用の地下水採取の地盤沈下への寄与度は小さく、これを表流水に転換しても地盤沈下防止の効果が小さいことは明白である。 小山市、野木町及び旧藤岡町における地下水採取量(1998 年) 単位:百万 m3/年

旧藤岡 小山市 野木町 合計 構成比 (%) 町 工業用 0.55 18.6 0.52 19.67 26.5 建築物 2.56 3. 17 0.6 0.01 用 4.3 5.87 7.9 水道用 3.32 0.07 2.48 農業用 32.02 9.25 61.3 4.14 45.41 56.5 10.47 7.15 74. 12 100

(出典:環境省のホームページの「全国地盤環境情報ディレクトリ」)

http://www.env.go.jp/water/jiban/directory/09tochigi/kantoukita/detail.html#D1-1

意見 番号 頂いたご意見 41 [水道用の地下水採取をやめても地盤沈下の効果がないことは栃木県環境審議会でも示唆している] ・下図は、栃木県南地域(対策要綱に基づく保全地域及び観測地域)における地下水採取量の推計値の推移である。 ・1985年以降で最大の採取量を記録した年は、戦後最大規模の渇水年と言われる1994年である。その年の栃木県内の2cm以上 沈下した地域の面積は、76km2となったが、その前後の年の2cm以上沈下した地域の面積は1km2にすぎない。 ・下図を見れば分かるように、1994年のような渇水年において地下水取水量を増やすのは農業用水である。他方、工業用水と水 道用水は、毎年ほぼ一定の量を採取していることが見て取れる。 ・以上のことからも、栃木県内の地盤沈下の原因は、農業用水としての地下水採取であることが分かる。 ・したがって、水道用の地下水採取をやめても地盤沈下の効果がない。

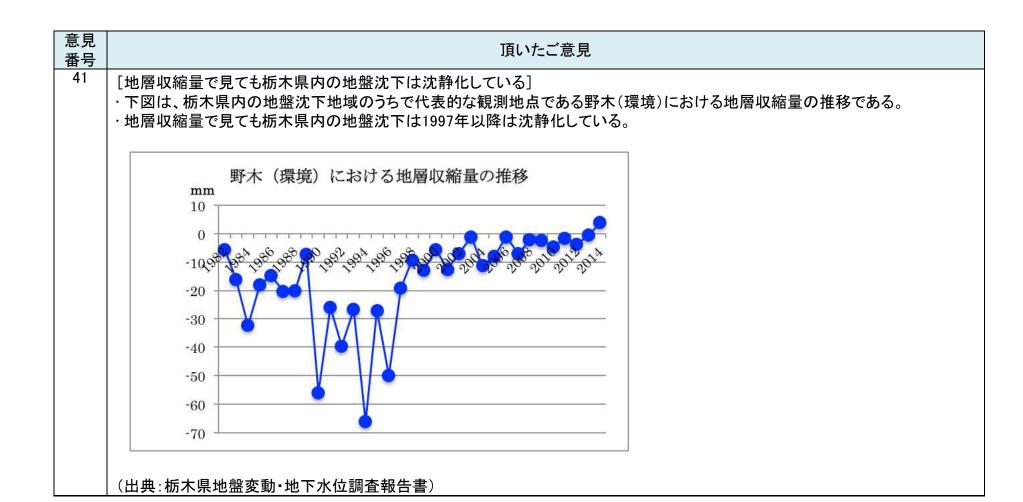


推計方法:水道用水…水道統計から算出、工業用水…工業統計から推計、農業用水…昭和 60 年は農業用地下水利用実態調査結果(農林水産省)、昭和 61 年以降は作付面積等から推計、建築物用水等…国土交通省及び栃木県の過去の調査から推計

図-4 県南地域における地下水採取量(推計値)の推移

(出典:栃木県環境審議会地盤沈下部会報告書 地盤沈下防止対策のための地下水採取規制のあり方について(2012年1月 26日))p4

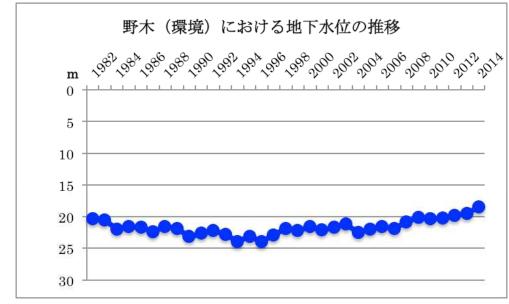
http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/jiban/documents/toushinn.pdf



意見 頂いたご意見 番号

41

- 「地下水位で見ても栃木県内の地盤沈下は沈静化している]
- ・下図は、栃木県内の地盤沈下地域のうちで代表的な観測地点である野木(環境)における地下水位の推移である。
- ・地下水位は、1997年以降上昇傾向にあり、地下水位で見ても栃木県内の地盤沈下は1997年以降は沈静化の兆候を示しているこ とが分かる。



(出典:栃木県地盤変動・地下水位調査報告書)

[栃木県のダム担当課長も地盤沈下の防止には農業用水としての地下水採取規制が必要であると言っている]

- ・2013年7月17日に行われた栃木3ダム訴訟の証人尋問において、栃木県県土整備部砂防水資源課長だった印南洋之氏は、住民 側代理人から「地盤沈下を防ぐためには、この時期(5月から8月まで)の農業用水の急激な採取、揚水、これを制限しなければい けないですね。」と聞かれて「当然そういうことであります」と答えた。
- ・栃木県のダム所管課長が地盤沈下の原因は農業用水だと言ったのだから、水道用水としての地下水を転換することは矛盾して いる。

| 意見 | |
|----|---|
| | 頂いたご意見 |
| 41 | 「栃木県のダム担当課長も栃木県内の地盤沈下の主因は農業用水であると言っている] ・上記証人尋問において、印南課長は、住民側代理人から「1997年以降2cm以上の沈下がほとんど起きなくなっている原因をどのように認識していますか」と聞かれて「農業用水の水量が減少してきたということは考えられます。」と答えた。 ・次に「そうすると、地盤沈下の原因は農業用水のベタル上げにあるんだと、こう理解してよろしいですか。」と聞かれて、印南課長は「全体の地下水のベみ上げにあると思います。」と答えた。 ・地下水の採取は農業用だけではないのだから、当然の答ではあるが、地盤沈下の主因は農業用の地下水採取であることを栃木県のダム担当課長も認めている。 ・したがって、原因としてほとんど寄与しない水道用水を転換してもほとんど効果はない。 「栃木県のダム担当課長は地盤沈下を防止するために水道水源の転換を図るのではないと言っている] ・上記証人尋問において、印南氏は、「地盤沈下を防止するために(水源の)転換を図ろうと言っているのではなく」と発言した。 ・これは、水源転換をしても地盤沈下防止の効果はないという意味である。 ・他方、水資源機構は、「現在地域で見ると、栃木県南部で特に地盤沈下量が多くなっています。栃木県は他県と比べて河川水への切り替えが遅れており、特に栃木県南部地域では、水道水源の配給量ペースの約7割が地下水に依存しており、これが地盤沈下進行の一因と考えられます。」「下記URL)とホームページに書いている。 http://www.water.go.jp/kanto/omoigawa/jigyou/genjyou/chinka-riyuu.html ・これは、栃木県南地域の水道水源を地下水から表流水に転換すれば、地盤沈下が防止できるという意味になる。 ・水資源機構と栃木県のダム担当課長が全く矛盾することを言っているのであるから、どちらの言うことが正しいのかを検証すべきである。 「栃木県の水源転換方針は破綻している] |
| | ·4-63は、栃木県が作成した「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」(2013年3月。以下「水源検討報告書」という。)に書かれていることを書いている。 |
| | ・4-63の「栃木県では、県南地域において、地盤沈下や地下水汚染等が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない」という記述は、普通に読めば、地盤沈下防止が水源転換の理由であるという意味になる。 ・ところが、栃木県のダム担当課長(現在の県土整備部長)が「地盤沈下を防止するために水源転換をするのではない」と裁判で証言したのであるから、「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」は、破綻している。 |
| | [「栃木県環境白書」も水道水源の転換を地盤沈下防止対策としていない] ・栃木県では、水道水源の転換が地盤沈下防止対策にならないことは、「栃木県環境白書」(p80下記URL)も水道水源の転換を地盤沈下防止対策としていないことからも明らかである。 |
| | http://www.pref.tochigi.lg.jp/d01/eco/kankyou/hozen/documents/h27_hakusyo_2_p78-96.pdf ・「栃木県では、県南地域において、地盤沈下や地下水汚染等が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望 ましくない」とあるが、「等」の意味を明記すべきである。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [抽象的な可能性のレベルの地下水汚染の危惧は水源転換の理由にならない] ・「栃木県では、県南地域において、地盤沈下や地下水汚染等が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない」とあるが、地下水汚染の危惧は、抽象的な可能性のレベルにとどまるものであり、水道企業会計における巨額な投資(ダム事業参画による水源転換)の根拠とすべきものではない。 ・「水源検討報告書」には、地下水汚染について書かれているが、水道水源井戸と一般家庭の井戸とを同一の次元に置いて発生頻度を比較するなど、科学性のある議論ではない。 |
| | ・また、発生頻度は低いかもしれないが、放射性物質に汚染されやすい表流水がいったん汚染されたら、重大な健康被害が生じること軽視する誤りも栃木県は「水源検討報告書」で犯している。 [表流水への水源転換は渇水リスクへの備えにならない] |
| | ・「異常気象による渇水リスクが高まる中、県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がなく、新たな水資源開発に は相当な期間を要することから、長期的展望に立って、事前対策を講じる必要がある」との記述があり、異常気象による渇水リス クに備えるために水源転換を図るという意味であるが、経験則違反又は事実誤認がある。 |
| | ・地下水100%の水道水源を地下水40%の水道水源に変えたら、渇水リスクへの対応力が低下し、安定供給を阻害することは、経験則上常識である。 |
| | ・このような明らかな経験則違反又は事実誤認に基づいて検証を進めるべきでない。 ・「長期的展望に立って、事前対策を講じる必要がある」との記述があるが、長期的展望に立てば、人口は減少し、水需要も減少し、 料金収入も減少するのであり、水道施設の耐震化や更新需要が増えていくことが確実に予想できるのであるから、水源開発に参 画して巨額の費用を負担することが誤った政策であることは明らかである。 |
| | [地下水依存率100%を40%にすれば、なぜ「将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保する」ことができるのかを検証せよ] ・「将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、地下水と表流水のバラ ンスを確保する」との記述があり、そのバランスとは、「水源検討報告書」によれば、地下水:表流水=4:6がベストバランスだそう である。 |
| | ・しかし、その科学的根拠は書かれておらず、単に2010年度における県内他地域のバランスの平均値に合わせただけであり、「政策的に」決めたにすぎない。 |
| | ・バランスの確保を自己目的化するのは、論点をすり替える詭弁である。 ・地下水依存率100%を40%に下げれば、なぜ「将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保する」ことができるのかを検証す べきである。 |
| | ・その前に、そもそも地下水依存率100%は地下水40%よりも安定供給の面で劣っているのかを検証すべきである。 |

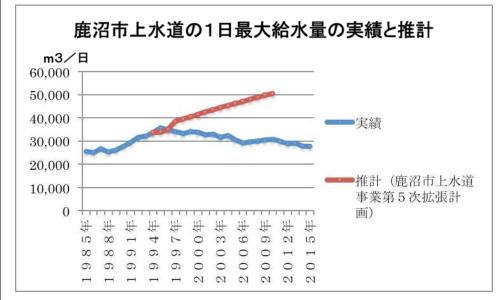
| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | 「栃木市長や下野市長はダムの水を買うとは言っていない] |
| | ・「栃木県の県南地域における水道事業は、厚生労働省の認可は未取得であるが、思川開発事業による開発量の利用を見込んだ |
| | 広域的水道整備の推進を図るため、県及び関係市町による協議会が設置されており、将来的な水道事業認可に向けて必要な協 |
| | 議の促進が図られていることを確認している。」とあり、水道事業認可がなくても問題ないかのように書くが、問題はある。 |
| | ・鈴木俊美・栃木市長は、2013年3月1日の栃木市議会一般質問において、「(栃木市が栃木県の作成した「水源検討報告書」に理 |
| | 解は示せるという答をしたからといって)市は表流水を買わざるを得なくなるのかということでありますが、そういうことではありませ |
| | ん。」と答弁した。 |
| | ・つまり、栃木市長は、栃木市が南摩ダムの水を使わない可能性があると言っている。下野市長も同月の市議会で同様の発言をし |
| | ている。 |
| | ・検討主体が水需要の確認において水道事業認可を確認することとしたのは、開発された水が使われることの確実性を明らかに |
| | するためであろう。 |
| | ・栃木市長と下野市長が南摩ダムの水を買うとは限らないと言っているのであるから、思川開発事業で開発された水が使われるこ kの確実性は今く思さかになってない。 |
| | との確実性は全く明らかになってない。 ・したがって、栃木市、下野市及び壬生町が水道法に基づいて広域的水道整備計画の策定の要請を県に対してしない限り、栃木 |
| | 「したがって、栃木川、下野川及び土土町が水道法に塞ったで広域的水道霊禰計画の泉たの安誦を宗に対してしない限り、栃木 県の参画意思を認定すべきでない。 |
| | 「栃木県確保分の需要量の推計は水道施設設計指針に沿っていない] |
| | 「伽不県確保力の需要量の推削は水道施設設計預算に沿っていない」 ・栃木県確保分について「将来需要量の推計は、水道施設設計指針に沿っており、将来人口に原単位、計画有収率、計画負荷率 |
| | * 柳木宗曜床ガにプログロイス需要量の推計は、水道池設設計預測に沿っており、将木八口に原単位、計画有収率、計画負荷率 を考慮して推計していることが確認できた。」とあるが、事実誤認がある。 |
| | ・栃木県確保分の需要量の推計は水道施設設計指針に沿っていない。 |
| | ・「水道施設設計指針2012」には、「水道用水供給事業の場合の計画給水量は、受水する水道事業毎に算出した給水量を基に、 |
| | 各水道事業の自己水源充当量を勘案し、さらに受水する水道事業者間での水融通の可能性や、日別給水量の変動パターンなど |
| | を踏まえた上で、受水する水道事業者と調整し、算出する。」(p20)と書かれている。 |
| | ・栃木県確保分の要望水量は、水道用水供給事業に使われることになっていながら、栃木県が推計した需要量は、受水する水道 |
| | 事業ごとに算出しておらず、受水する水道事業者間での水融通の可能性や、日別給水量の変動パターンなどを踏まえたものでは |
| | ない。 |
| | ・したがって、栃木県確保分の需要量の推計は水道施設設計指針に沿っていない。検討主体は、自分で決めたルールを守るべき |
| | である。 |
| | ・このことについて検討主体は、栃木県の推計は試算にすぎないので、水道施設設計指針に沿っていなくても構わないと言うかもし |
| | れないが、そうであれば、最初から「需要量の推計に使用する基本的事項(給水人口等)の算定方法について、水道施設設計指針 |
| | 等の考え方に基づいたものか確認。」するというルールを設定すべきでない。 |
| | ・ルールに例外を認めることはおかしくないが、素案には例外を認める理由が示されておらず不当である。 |

| | 7 | ٦ |
|---|---|---|
| • | • | • |
| - | - | ^ |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [野木町は脱退しているのだから栃木県は推計をやり直すべきだ] ・栃木県は栃木県南地域2市2町(栃木市、下野市、壬生町、野木町)の計画一日最大給水量を96,200m3/日と推計した。 ・しかし、栃木県が開催した2013年度栃木県南広域的水道整備事業検討部会(第2回)(2013年11月5日開催)の資料「県南広域的 水道整備事業経費試算」には、野木町の使用予定水量が記載されておらず、事実上撤退が認められたものと思われる。 ・そうであれば、野木町を除いた必要水量の推計をすべきである。 |
| | [野木町は保有水源を栃木県の水道用水供給事業に供出しない] ・「将来需要量として推計した計画一日最大給水量 96,200m3/日は、栃木県南地域 2 市 2 町が所有する水源(地下水)として 65,000m3/日、完成している水資源開発施設等による水源として 11,318m3/日に加え、思川開発事業の参画量 34,819m3/日 (0.403m3/s)で確保することとしている。」とあるが、「完成している水資源開発施設等による水源として 11,318m3/日」とは、野木町が渡良瀬遊水地に持つ水利権のことであり、上記のとおり、野木町は栃木県の水道用水供給事業に参加しないのであるから、その所有する水利権を栃木県の水道用水供給事業のために供出することはあり得ない。 ・また、栃木県は、今に至るも野木町の水利権の広域的水道における利用について、野木町と交渉していないことが情報公開請求で確認されている。 ・したがって、水道事業者を2市1町とした需要量の見直しすることが絶対に必要である。 [栃木県の需要推計はやり直しが必要だ] ・思川開発事業からの撤退が決定的となっている野木町が含まれた需要推計であるだけでなく、水道事業者ごとに需要量が算定されておらず、水道施設設計指針に違反して推計されているので、推計のやり直しが必要である。 |
| | ・思川開発事業からの撤退が決定的となっている野木町が含まれた需要推計であるだけでなく、水道事業者ごとに需要量 |

意見 頂いたご意見 番号 41

- 「鹿沼市の上水道では冬季に井戸枯れを起こしていない」
 - ·「(鹿沼市の)上水道水源では冬季に井戸枯れを起こしており、給水制限を余儀なくされるなどの問題が生じている。」とあるが、誤 りである。
 - ・鹿沼市上水道で減圧給水を実施したのは、2000年度ころまでであり、少なくとも2005年度以降に渇水による給水制限を実施して いないことは、市への情報公開請求で確認されている。
 - ・検討主体が「問題が生じている。」と言うのであれば、いつどの程度の給水制限があって、どのような損害がユーザーに生じたの かを記載すべきである。
 - ・鹿沼市では、2001年度以降減圧給水を実施していないのは、水需要が減少したことが原因と思われる。
 - ・素案の記述は、下図のとおり鹿沼市の水需要が減少傾向にあることを無視して、昔の話を穿り出しているのであり、不当である。



(出典:鹿沼市上水道のあらまし、栃木の水道)

「減圧給水は被害ではない〕

- ・確かに、鹿沼市上水道で2000年ころまでは減圧給水を実施したこともあったが、市民への被害は全くなかった。
- ・減圧給水をしていることに気付いた市民はおそらく皆無だったと思う。
- ・素案が鹿沼市の給水制限を上記のように被害であるかのように記述して水不足をあおることは不当である。

25,000

20,000

H 8

適正利用量^{※2}:23,187m3/日

10

11 12

13

図 4.2 水量の実績

14

15

意見 頂いたご意見 番号 41 [鹿沼市上水道における地下水適正利用量は不適切だ(その1)] ・「鹿沼市水道ビジョン(最終案)」によれば、鹿沼市上水道水源井戸における取水可能量(地下水の揚水試験結果から得られた取 水が可能な量)は、下図のとおり36,290m3/日であり、2001~2003年度に鹿沼市が地下水調査を実施した当時、鹿沼市が決めた 適正利用量は23.187m3/日であった。 ·素案では、これに近い数値21,600m3/日が用いられている。 ・しかし、適正利用量を22,000m3/日程度の数値とすることは不当である。 ・まず、未開発の井戸1,300m3/日があるため、正しい取水可能量は36,200+1,300=37,500m3/日である。 ・公益社団法人日本地下水学会のホームページには、「限界揚水量の通常80%程度を適正揚水量としている」(下記URL)と書か れており、取水可能量=限界揚水量と考えてよいと思われる。 地下水学会のホームページ http://www.jagh.jp/jp/g/activities/torikichi/faq/107.html ・そうだとすると、37.500m3/日×80%=30.000m3/日を適正利用量とすべきである。 ・鹿沼市上水道では、長年にわたって21.600m3/日を超えて取水してきたが、井戸に障害が起こっていないことから、21.600m3/日 を適正利用量とすることは誤りである。 40.000 取水可能量^{※1}:36.290m3/日 ※1 地下水の揚水試験結果から得られた取水が可能な量 35.000 8次量 (m3//s -■- 1日最大給水量

※2 井戸枯れ等、地下水障害を引き起こさず、安定的に利用出来る地下水量

16

17 18

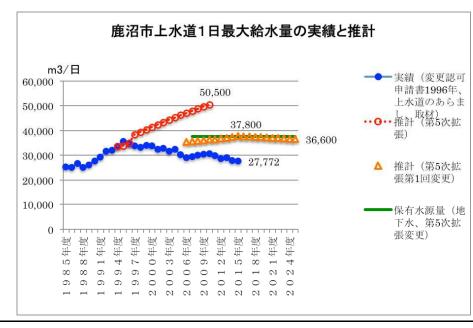
| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [鹿沼市上水道における地下水適正利用量は不適切だ(その2)] ・上記のとおり、鹿沼市は、地下水調査実施時に、上水道における地下水適正利用量を23,187m3/日としたが、通常の方法とかなり異なっている。 |
| | ・通常は、上記のとおり、地下水学会が書いているように適正利用量は限界揚水量の8がけである。 ・上記地下水調査の報告書(2004年3月)によれば、「本調査では、給水制限が各水源井に定められた警戒水位を指標として実施 されていることから、上水道水源の地下水適正利用量を、警戒水位を下回らない地下水揚水量とみなした。」(p36)のであり、かな |
| | り異例である。 ・「警戒水位」とは、「給水制限実施の指標水位で、鹿沼市ではほぼ井戸の集水管(スクリーンなど)の位置及び運用時の実績を基 |
| | に警戒水位と定めている。」(上記報告書p36)とされる。 ・上記地下水調査の委託料は、4,620万円であり、その原資は水資源機構から出ていたとも言われており、元々鹿沼市の水不足を 演出するための調査だったと推察される。 |
| | [鹿沼市上水道における地下水適正利用量は不適切だ(その3)] ・鹿沼市上水道における地下水適正利用量の算出の手順は、「地下水揚水量の異なる3種類の検討ケースについて、地下水流動 シミュレーションモデルを用い、渇水期の最低井戸水深を予測する。」(上記報告書p36)ことから始まる。 ・つまり、渇水期を基準に決めたということである。 |
| | ・渇水期を基準に算定した地下水適正利用量を渇水期に適用することは理解できるとしても、水量の豊富な夏季においても適用することはナンセンスである。 |
| | ・夏季と冬季では、利用できる地下水の量は異なるべきだと考える。 [平成27年度には計画給水人口86,000人は過大であることが明らかだ] ・「平成27年度には計画給水人口86,000人」と書かれているが過大である。 |
| | ・鹿沼市の2015年度の給水人口の実績値は未発表だが、2014年度の給水人口の実績は、79,500人であり、1年後に86,000人になっているはずがない。 ・おそらくは、2015年度も8万人に達していないであろう。 |
| | ・検討主体が鹿沼市の給水人口について7.5%も過大な推計を是認したまま検証を進めることは許されない。 |

意見 番号 41

頂いたご意見

[2015年度の計画1日最大給水量は過大推計だ]

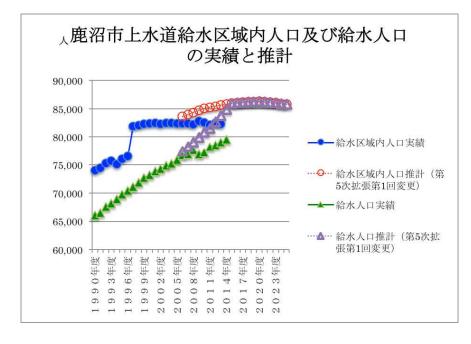
- ・「平成27年度には計画給水人口86,000人、計画一日最大給水量37,800m3/日と推計している。」とあるが、2015年度の1日最大給水量は下図のとおり27,772m3/日であり(鹿沼市水道部に電話問い合わせ)、推計が36%も過大だったことが明らかとなった。
- ・このような過大な需要予測を是認したまま検証を進めることは許されない。



意見 番号 頂いたご意見

41 「鹿沼市による給水人口の推計は過大だ」

- ・「平成元年から平成25年までの実績の給水人口は増大しており、計画給水人口は現状と比べ増大すると推計している。」とあるが、下図のとおり過大であることは明らかである。
- ・確かにこれまで給水人口は増加傾向にあるが、給水区域内人口は2009年度の82,791人をピークに減少し始めており、鹿沼市水道事業第5次拡張計画第1回変更計画での推計は、給水区域内人口を超えて給水人口が増加する推計となっており、現実を無視した架空の推計であることは明らかである。



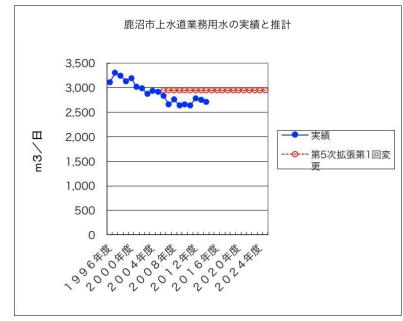
(出典:鹿沼市上水道のあらまし、栃木の水道)

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 41 | [鹿沼市の水需給の点検は誤りだ] ・「将来需要量として推計した計画一日最大給水量37,800m3/日は、市が所有する水源(地下水)として21,600m3/日に加え、思川開発事業の参画量17,280m3/日(0.200m3/s)で確保することとしている。」と書かれているが、この需給計画は不適切であり、是認すべきではない。 |
| | ・計画一日最大給水量37,800m3/日(2015年度)が誤りであることは、実績値が証明している。 地下水適正利用量21,600m3/日が不適切であることは、上記のとおりである。 地下水適正利用量は3万m3/日とすべきであり、2015年度の1日最大給水量は27,772m3/日であり、今後も減少していくから、思川開発事業の参画量17,280m3/日は不要である。 |
| | [2/20渇水に対応できない計画を是認すべきでない] ・「この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発 基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と比較した場合 は不足する」とあるにもかかわらず、問題がないかのように書かれているのは問題である。 |
| | ・2/20渇水時に水源が不足するなら、欠陥のある計画であり、是認すべきでない。 ・2/20渇水時に対応できない計画を是認するなら、なぜ2/20渇水時の安定供給能力の低下の問題を持ち出すのか検討主体は説 明すべきである。 |
| | [人口推計が誤りであることを実績値が証明したのにそのまま検証を進めることは許されない] ・2015年度の人口が105,457人と書かれているが、誤りである。 ・2016年2月26日に公表された2015年国勢調査結果速報値によれば、鹿沼市の2015年10月1日現在の人口は、98,384人であり、 鹿沼市による推計より7,073人も少ない。推計は、約7.2過大だったことになる。 |
| | [給水区域内人口が水道施設設計指針に沿って算定されていない] ・給水区域内人口の推計手法について「上記で設定した行政区域内人口に、H17年度末現在における行政区域内人口と給水区域内人口の比率を考慮して設定。」と書かれている。 |
| | ・しかし、水道施設設計指針2012のp18には、「計画給水区域内人口は、行政区域内人口の予測値から計画給水区域外人口の予測を差し引いて設定する。」と書かれている。 ・したがって、鹿沼市の給水区域内人口は、水道施設設計指針に沿って算定されていない。 「給水人口が2015年度に86,000人は誤りだ] |
| | 「船水人口が2013年度に86,000人は誤りた」 ・上記のとおり、2014年度の給水人口の実績値が79,500人であるのに、翌年度に6,500人も増えるわけがない。 ・このような過大推計を是認して事業を進めることは許されない。 |

意見 頂いたご意見 番号 41 「生活用水原単位の推計は過大だ」 ・過去5年間の生活用水原単位実績の平均値により2015年度の生活用水原単位を239L/人・日としたとあるが、下図のとおり過大 推計であったことが明らかである。 ・最近5年間の実績値は次のとおりである。 2010年度 233 L/人·日 2011年度 229 L/人·日 2012年度 227 L/人·日 2013年度 226 L/人·日 2014年度 222 L/人·日 平均 227 L/人·日 ・推計値は、約5.3%過大であった。 ・計画時の実績値と最近の実績値でこれほどの乖離が出ているのであるから、推計をやり直すべきである。 鹿沼市上水道生活用水原単位の実績と推計 L/人·日 300 280 260 一実績(第5次拡張第 240 1回変更、鹿沼市統 220 計書) 200 180 ⋯⋯ 推計(第5次拡張) 160 140 120 △ 推計 (第5次拡張第 1回変更)

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 41 | [業務・営業用水有収水量の推計は過大だ] ・過去5年間の業務・営業用水有収水量の平均値により2015年度の業務・営業用水有収水量を2,942m3/日としたとあるが、ことおり過大推計であったことが明らかである。 ・最近5年間の実績値は次のとおりである。 2010年度 2,651m3/日 2011年度 2,639 m3/日 2012年度 2,781 m3/日 2013年度 2,747 m3/日 2014年度 2,704 m3/日 平均 2,704 m3/日 ・推計値は、約8.8%も過大であった。 ・計画時の実績値と最近の実績値でこれほどの乖離が出ているのであるから、推計をやり直すべきである。 |
| | 3,500 |

下図の

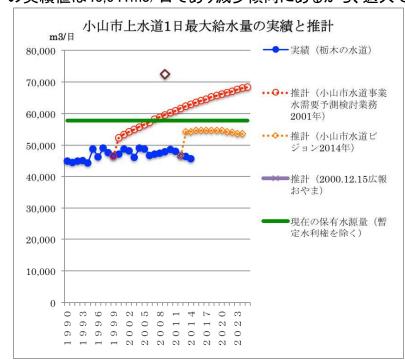


(出典:第5次拡張計画第1回変更計画、鹿沼市統計書)

| 意見 番号 | 頂いたご意見 | | |
|----------|--|--|--|
| 41 | ・鹿沼市の2015年度の負荷率を75.2%としているが、2005年度から2014年度までの10年間の負荷率の最小値は85.9%であり、10.7ポイントの乖離があり、過小であったことが明らかである。 ・これだけ乖離があるのだから、推計をやり直すべきである。 ・鹿沼市の計画1日最大給水量37,800m3/日は、上記のとおり実績値が否定している。 ・したがって、推計をやり直すべきである。 ・「地下水流入量に対して、地下水揚水量が上回っている」とあるが、事実誤認がある。 ・事実であるとすれば、いつの時代のことを言っているのか、どれだけ上回っているのか、原因者はだれなのかを明らかにすべきである。 ・また、常識的に考えても「地下水流入量に対して、地下水揚水量が上回っている」のであれば、地下水位はどんどん低下し、井戸が枯渇してしまうはずであるが、鹿沼市内の井戸が続々と利用不能になったという話は聞かないのであるから、そのような事実はない。 ・少なくない鹿沼市上水道においては、毎年度適正利用量を超えて取水しても、2001年度以降は給水制限を実施していないのであるから、流入量を超えて利用しているという事実はない。 ・「市全域の地下水賦存量を考慮した適正揚水量で取水するために「鹿沼市地下水調査専門会議(H15年度)において定められた地下水適正利用量23,187m3/日」とあるが、上水道における地下水適正利用量23,187m3/日は、市全域の地下水賦存量と関連づけて決定されたものではない。 ・上水道における地下水適正利用量は、渇水期(鹿沼市では冬季)における最低井戸水深と各浄水場を代表する井戸の警戒水位という二つの要素から決めたものである。 ・鹿沼市の2015年度の給水人口が86,000人となるはずがないことは、前年度までの実績から明らかであることは前記のとおり。このような過大予測がまかり通ってよいはずがない。 ・ 鹿沼市の2015年度の1日最大給水量は既に出ており、27,772m3/日であり、37,800m3/日が36%も過大であったことは明らかなのであるから、推計をやり直すべきである。 ・ 鹿沼市の水需要予測が過大であることは、グラフから明らかである。 | | |

41

・小山市の計画1日最大給水量53,600m3/日は、小山市水道ビジョン(2014年)によるものであるが、下図のとおり直近(2014年度)の実績値は45,641m3/日であり減少傾向にあるから、過大であることは明らかである。



- ・「将来需要量として推計した計画一日最大給水量53,600m3/日は、市が所有する水源(地下水、河川水)として35,424m3/日に加え 思川開発事業の参画量 18,922m3/日(0.219m3/s)で確保することとしている。」と書かれているが、不当である。
- ・上記のとおり計画一日最大給水量53,600m3/日は過大であり、小山市の1日最大給水量は今後も5万m3/日を超えることはないと思われる。
- ・他方小山市は、思川開発事業に係る暫定水利権を除いて下記のとおり58,000m3/日の水源を持つのであるから、暫定水利権なしでも運営が可能であるが、余裕を確保させるならば、1995年から20年間も安定的に取水している暫定水利権の安定化を国土交通省は認めるべきである。
- ・なお、地下水の利用量の増加は地盤沈下を招くから採用できる政策ではないとの反論が予想されるが、小山市が仮にあと 5,000m3/日程度地下水採取量を増やしたとしても、保全地域における採取量の2%程度であり、農業用の採取量に比べれば少ない量であり、地盤沈下に大きな影響があるとは考えられない。もともと栃木県では、地盤沈下被害はないのであるから、どうしても 影響を懸念するなら「見試し」をして採取可能量を確認することが可能である。

| 小山市上水道の水源構 | 成 | | |
|------------|--------------|------------------|--|
| 種別 | 水量(m3/ 日) | 備考 | |
| 渡良瀬遊水地の水利権 | 30,240 安況 | 定水利権 | |
| 思川自流 | 5,184 安気 | 定水利権 | |
| 地下水 | 18,600 深刻 | | |
| 地下水 | 4,000 | 井戸、若木浄水場予 | |
| 合計 | 58,024 | | |

- ・小足か最初から予定されている欠陥計画を是認すべきでない。
- ・是認するのであれば、2/20渇水など持ち出すべきではない。
- ・小山市の人口を168,800人(2023年)と推計しているが過大である。
- ・「小山市人口ビジョン」(2015年)の推計では、2025年に166,416人であり、約2,000人は過大になると思われる。
- ・したがって、4-73記載の計画給水人口152,100人も同様に2,000人ほど過大と考えるべきである。

「暫定水利権の安定化を認めるべきだ」

- ・古河市の2013年度の暫定水利権は0.465m3/sにもなり、その安定化が必要だという理屈が思川開発事業参画の理由となってい るが、古河市の水利権は1979年から37年間にわたり使い続けており、安定した取水実績もあるのであるから、国土交通省は安定 水利権として認めるべきである。
- ・暫定水利権であることに問題があるのではなく、水利権の許可権者とダム事業者が同一官庁であることに問題がある。

| 意見 | | | |
|----|--|--|--|
| 番号 | 頂いたご意見 | | |
| 41 | | | |
| | ・「平成元年から平成19年までの実績の給水人口は増大し、平成20年からは若干減少しているが、計画給水人口は現状と比べや | | |
| | や増大すると推計している。これは将来的な新規開発計画(古河駅東部周辺)を見込んだ結果である。」という記述があるが、2008 | | |
| | 年度から減少傾向にある給水人口が再び増加に転じることは考えにくく、都合のよい推計である。 ・また、上記記述は、給水人口についての記述ではあるが、大元の行政区域内人口の大量増加を見込んだということである。 | | |
| | ・また、工能能速は、福水人口についての能速ではあるが、人元の11政区域内人口の人量増加を見込んだということである。 ・しかし、「古河市人口ビジョン」(2015年。下記URL)は、「将来的な新規開発計画(古河駅東部周辺)」があることを承知の上で、古 | | |
| | つかし、「日内市人口とフョン」(2010年。下記5代)は、「特米的な新規開発計画(日内歌(米部周辺万があることを承知の主て、日 河市の人口は、直線的に減少するという推計をした。 | | |
| | ・したがって、素案に記載された古河市の水道事業計画と「古河市人口ビジョン」は整合しない。 | | |
| | ・「水道施設設計指針2012」には、「行政区域内人口の予測値については、通常、地方公共団体が策定する基本構想等や広域的 | | |
| | 水道整備計画と整合していることが望ましい。」(p18)と書かれている。 | | |
| | ・確かに「整合していること」は「望ましい」としているが、その意味は、「少子高齢化により将来の人口構造が変化していることも踏 | | |
| | まえ、基本構想等や広域的水道整備計画の計画値が水道計画上不適切と考えられる場合には、別途予測を行うことを検討す | | |
| | る。」ということであり、安易に例外を認める趣旨でないことは明らかである。 | | |
| | ・つまり、基本構想等が少子高齢化を踏まえない非現実的な計画値を掲げているような場合には、水道計画では別途現実的な予 - 測を検討せよということである。 | | |
| | 「測を検討せるということである。 」・ところが、素案に書かれていることは、「基本構想等」に該当する「古河市水道ビジョン」が少子高齢化を踏まえた現実的な推計を | | |
| | - こころが、系来に書かれていることは、「松本情心寺」に該当する「ログログロック」が少了問題にと聞よれた妖失的な提出と - しているのに、水道計画では、現実から遊離した架空の人口推計をしている。 | | |
| | ・したがって、素案に記載された古河市の水道計画は、水道施設設計指針に沿っていない。 | | |
| | 「古河市人口ビジョン」 | | |
| | http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000005/5010/jinnkoubijyonn.pdf | | |
| | ・「この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量 は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発 | | |
| | 基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と比較した場合 | | |
| | は不足する」と書かれている。 | | |
| | ・不足が最初から予定されている欠陥計画を是認すべきでない。 | | |
| | ・是認するのであれば、2/20渇水など持ち出すべきではない。 ・行政区域内人口を143,500人(2020年)と推計しているが不当である。 | | |
| | ・「古河市人口ビジョン」(2015年)による推計では、2020年の推計値は社会保障・人口問題研究所による推計値とほぼ同じなので、 | | |
| | 135,202人と考えてよい。 | | |
| | ・素案の推計値(2020年)は、古河市人口ビジョンの推計値よりも8,200人以上も大きい。 | | |
| | ・本来水道計画は総合計画等と整合すべきであり、水道計画における今からたった4年後の推計値が、総合戦略と連動する人口ビ | | |
| | ジョンの推計値よりも6%も大きいことが判明したのだから、水道事業計画を見直すべきである。 | | |
| | | | |

| ı | ₽ |
|---|---|

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | 古河市人口ビジョン http://www.city.ibaraki-koga.lg,jp/cmsfiles/contents/0000004/4375/jinnkoubijyonnsoann.pdf 人口問題研究所による日本の地域別将来人口(2013年3月) http://www.ipss.go,jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/1kouhyo/gaiyo.pdf ・古河市の計画水道普及率は高すぎて不当である。 ・2014年度の給水区域内人口に対する普及率が93.5%にすぎないのに、6年後に100%になるはずがない。 ・古河市の計画1日最大給水量54,120m3/日は過大である。 ・「古河市人口ビジョン」(2015年。下記URL)によれば、古河市の人口は、2014年を基準とすれば、2020年には4%程度減少する。 ・2014年度の1日最大給水量の実績値が49,061m3/日であるから、2020年度には4%程度減つて47,000m3/日程度になると予測するのが妥当である。 ・人口が減少傾向にあり、需要量が横ばいの傾向にある中で、2014年度の1日最大給水量が6年後に10%も増えるとは考えられない。 古河市人口ビジョン http://www.city.ibaraki-koga.lg,jp/cmsfiles/contents/0000005/5010/jinnkoubijyonn.pdf 統計古河 http://www.city.ibaraki-koga.lg,jp/cmsfiles/contents/0000000/647/27.6.pdf |

| _ | N |
|---|---|
| C | ת |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|-------|---|
| 41 | ・五霞町の行政区域内人口を9,461人(2015年)としているが、過大な推計だったことが明らかである。 ・2015年国勢調査速報値では、五霞町の2015年10月1日現在の人口は、8,784人である。 ・したがって、五霞町による推計は、677人(7.7%)過大だったことが明らかになった。 ・実績と推計にこれだけの乖離があるのだから、水道計画での推計をやり直すべきである。 ・五霞町の2015年度の計画給水人口が行政区域内人口の実績値を超えており、不当である。 ・推計をやり直すべきである。 ・五霞町の計画1日最大給水量が過大であることは、グラフから明らかである。 ・2013年度における実績値が5,209m3/日であったものが、2年後の2015年度(結果は出ているが未公表)に1.8倍以上に増えて9,526m3/日になるはずがない。 ・このような過大推計を理由とするダム事業は認められない。 |
| | [五霞町の水源不足は人口減少で解決する。多少の不足は受水量の増加や未利用水の活用で対応できる] ・五霞町の2013年度の実績値を見ると、1日最大給水量5,209m3/日のうち3,540m3/日を埼玉県水受水でまかない、1,669m3/日(32%)を思川開発事業に係る暫定水利権でまかなっている。 ・しかし、社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、五霞町の人口は、2015年を基準として30年後には3割減るので、何もしなくても暫定水利権分は不要となる。 ・仮に多少の不足が生ずるとしても、水余りの埼玉県からの受水を増やすとか、栃木県の鬼怒工業用水などを転用することによって解消できるので、いずれにせよ南摩ダムは必要でない。 |

意見 頂いたご意見 番号 41 「埼玉県内の地盤沈下は沈静化している」 ·「(埼玉県では)使用水量も増大し地下水の過剰汲み上げにより地盤沈下が発生している。」と現在形で書かれていることには問 題がある。 ・下図のとおり、埼玉県でも年間2cm以上沈下した地域は、1997年以降ほぼゼロとなっているから、埼玉県内の地盤沈下を現在形 で書くことは妥当でない。 ・確かに、北川辺、鷲宮、越谷東などで沈下が累積していると見られる地域もあるが、個別に原因を調査して対応すべきであり、「2 階から目薬」みたいに、とりあえず水道水の水源転換をしてみるような費用対効果に疑問のあるやり方は選ぶべきでない。 埼玉県内の地盤沈下面積(2cm以上) (出典:埼玉県のホームページ) km2 1,400 1,200

出典:埼玉県のホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091203-24.html

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | [検討主体は水源転換が最早必要なくなった地盤沈下と必要な地盤沈下の境目を明らかにせよ] ・検討主体が埼玉県内の地盤沈下が継続しているために思川開発事業が必要だと考えるのであれば、「もはや水源転換が必要でない地盤沈下」とはどのような状況に至った地盤沈下なのかを示すべきである。 ・年に1mmでも沈下していれば、水源転換が必要という方針なのかを国土交通省は明らかにすべきである。 ・すべてのダム計画が完成するまでは、「地盤沈下は沈静化していない」と、水源転換で防止すべき地盤沈下の基準も示さずに言い続けるというのが国土交通省の魂胆だとしたら、卑怯である。 ・埼玉県は、わずか6,000年前は海の底だったそうで、地盤が軟弱である。 ・年間数ミリメートルの沈下を水源転換で更にどれだけ防げるのか、検討主体は科学的根拠を示すべきである。 |
| | ・「(2015年度には)計画一日最大給水量は、首都圏中央連絡自動車道に係る都市活動用水の新規需要量等を考慮し、2,840,140m3/日と推計している。」と書かれている。 ・2015年度の1日最大給水量は未公表だが、おそらく2,840,140m3/日という推計は実績値よりも1割程度は過大である。 ・1日最大給水量は時系列的な推移をするものであり、2013年度が2,561,722m3/日であり、2014年度が2,524,077m3/日であるのに、2015年度に急に前年度の約12%も増えて2,840,140m3/日になることは常識的には考えられないからである。 出典 埼玉県の水道(2015年度) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/suidou-keikaku/ss-2015.html |

意見 頂いたご意見 番号 41 [埼玉県は過大推計を繰り返してきた] ・埼玉県の1日最大給水量は、下図のとおり2001年度の292万m3/日から2012年度の258万m3/日へと、11年間に33万m3/日も減 少し、減少率は12%にもなる。 ・ところが、埼玉県は、現実無視の過大推計を繰り返してきたのであるから、まずは推計をやり直すべきである。 ・なお、図中大阪府方式の予測は現実的であるが、埼玉県が行った予測ではない。 埼玉県・水道の一日最大給水量 の実績と予測 万㎡/日 300 250 -ム・埼玉県の平成15年予測 -□・埼玉県の平成19年予測 - 0-- 大阪府方式の予測 (出典:実績と県予測は埼玉県の資料)

1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040

年度

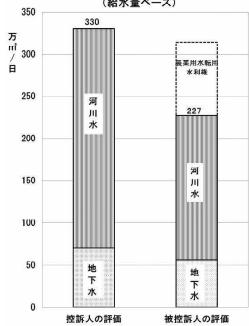
意見 頂いたご意見 番号 41 「埼玉県の計画負荷率は低すぎる] ・埼玉県は、計画負荷率を84.3%(2015年度)としているが、あまりにも低すぎる。 ・下図のとおり、埼玉県の負荷率は時系列的傾向を示しており、近年の傾向を無視して13年も前の数値を採用することは、不当で ある。 ・図に示されていない2013年度と2014年度の負荷率は、それぞれ89.7%と90.3%であるから、時系列的傾向を示している。 ・したがって、安全を見て、直近10年間の最小値をとっても87.7%となる。 ・埼玉県が採用した84.3%とは3.4ポイントの差がある。 ・例えば、今ではかなり乾燥機が普及し、県民が特定の洗濯日和に一斉に洗濯するようなことはなくなったのであるから、そのよう な状況の変化を踏まえて推計をやり直すべきである。 埼玉県・の水道の負荷率の 実績と予測 (負荷率=一日平均給水量/一日最大給水量) -●-実績 -☆-埼玉県の平成15年予測 (出典:埼玉県の資料) -○・埼玉県の平成19年予測

2010

2015

2020 年度

意見 頂いたご意見 番号 41 「埼玉県が保有水源を過小評価していることが検証の対象となっていないのは不当だ」 ・埼玉県の水道計画は、2015年度には284万m3/日の1日最大給水量が見込まれるところ、安定的な水源として227万m3/日しか保 有していないから、南摩ダムによる開発水を確保する必要があるとするものである。 ・しかし、埼玉県の現有の水源量を適正に評価するならば、埼玉県は既に330万m3/日の水源を保有しているのであり、過大推計 である284万m3/日よりも16%もの余裕がある水源を有している。 ・2014年度の1日最大給水量は252万m3/日であるから、実際の水源余裕率は、2014年度時点で30%にもなる。 ・埼玉県が安定的な水源として227万m3/日しか保有していないとする理由は、第1に、埼玉県水道の農業用水転用水利権は、渇 水時に上乗せの取水制限をされたことがなく、安定水利権と同じ扱いを受けてきているという実態を無視し、安定的な水源として評 価しないこと、第2に、埼玉県内の地盤沈下は1997年以降沈静化しており、同年の埼玉県の水道用地下水採取量の最大値である 8.3m3/sの取水は可能であるにもかかわらず、埼玉県は平均値である6.747m3/sで地下水を評価していること、である。 ・こうした水源不足の演出が検証の対象ならないのは不当である。 埼玉県・水道の現在の保有水源 (給水量ベース) 350 330 万 農業用水転用 水利権 250 河



| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 41 | [北千葉の地盤沈下に言及するなら、沈静化しているか、水源転換が必要か等について記述すべきだ] ・北千葉広域水道企業団を構成する団体の地盤沈下のことが書かれているが、千葉県の地盤沈下現況(平成26年千葉県水準測量結果概要)2016年3月千葉県環境生活部(下記URL)p39の表を見れば分かるとおり、同地域での地盤沈下は沈静化しているのであり、わざわざ記載する必要はない。 ・地盤沈下について記述するなら、沈静化しているのかいないのか、水源転換の必要があるのかないのか、その根拠は何かを記述すべきである。 ・2011年の地盤変動が大きかったのは、もちろん地震によるものであり、水源転換問題とは関係がないから度外視すべきである。https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/jibanchinka/torikumi/documents/h27gaikyou.pdf ・「この計画一日最大給水量を利用量率で除して算出した計画一日最大取水量は、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と比較した場合 |
| | は不足する」と書かれている。 ・不足が最初から予定されている欠陥計画を是認すべきでない。 ・是認するのであれば、2/20渇水など持ち出すべきではない。 |
| | [需要推計は過大であり推計のやり直しを求めるべきだ] ・「平成25年度の給水人口は、1,202,936 人、一日最大給水量572,388m3/日に対して、千葉県営水道への浄水供給や構成団体が計画している開発計画を考慮し、平成37年度には計画給水人口1,286,200人、計画一日最大給水量は 672,240m3/日と推計している。」とある。 |
| | ・しかし、人口問題研究所の推計によれば、構成団体の人口のピーク年は次のとおりである。 千葉県 2010年 松戸市 2015年 野田市 2015年 |
| | 柏市 2025年 流山市 2015年 我孫子市 2010年 習志野市 2020年 |
| | 八千代市 2020年 ・ピークを過ぎていないのは、柏市、習志野市及び八千代市だけである。 ・そして、2025年まで増加するのは八千代市だけである。 ・これまで全体でわずかに人口が増加している中で1日最大給水量は横ばいなのであるから、2015年の1日最大給水量が2013年度実績の17%増になるとは考えられない。 ・需要推計は過大であるから、推計をやり直すべきである。 |

| L | ĸ. |
|---|----|
| | ٠ |
| | - |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | 「南摩ダムは不要であり、代替案も不要だ] ・上記のとおり、思川開発事業の参画団体が行った需要予測はいずれも過大であり、適正な推計をやり直すべきである。 ・そうすれば、ほとんどの団体では、現有水源で足りる。 ・仮に多少の不足が出た場合でも、未利用水の活用や水利権許可行政の改善により、ダムなしでも解決できる。 ・参画団体には新規需要がないだけでなく、水源転換の必要もない。 ・したがって、利水面でも南摩ダムは必要ない。 ・ダムが必要ない以上、代替案も必要ない。 ・代替案が必要ない以上、それらの比較も必要ない。 |
| | [南摩ダムは30年間のうち、延べ12年は最低貯水量になる期間があり、利水機能を果たせない] ・上記のとおり、思川開発事業の参画団体には新規需要も水源転換の必要もないのであるが、仮にあるとしても、南摩ダムには計画どおりに貯水できず、計画どおりの水量を供給することはできないので、思川開発事業による利水計画は、虚構の利水計画である。 ・国土交通省は1955年~1984年の30年間の流量データを用いて南摩ダムの運用計算を行っている。その結果は、30年間のうち、延べ12年は最低貯水量になる期間があって、その期間が7か月に及ぶ年もある(1962~63年)。 ・このように、南摩ダムをまともに運用すれば、貯水量が底をつくような事態が頻繁に訪れることを国土交通省の計算結果が示している。 ・思川開発の利水計画、すなわち、南摩ダムからの補給によって2.984㎡/秒の水道用水を新規に開発し、渇水時に大芦川・黒川・思川・利根川の流量を維持するという利水計画は現実には成立しない、虚構の計画なのである。このような虚構の利水計画でつくられた思川開発事業は推進してはならない。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|-----------------|--|
| <u>番号</u> 41 | [流水の正常な機能の維持が南摩ダムの主目的となっている異常さを検証すべきだ] ・思川開発事業は、水資源機構が水資源開発公団から引き継いで実施する事業であるので、南摩ダムは、新規利水が主目的であるはずである。 ・ところが、3-3の貯水池容量配分図を見ると、渇水対策容量を含めた流水の正常な機能の維持のための容量は2,825万m3であり、水道用水1,675万m3の約1.7倍であり、有効貯水容量の56.5%にもなり、渇水対策容量を含めた流水の正常な機能の維持が南摩ダムの主目的となるという異常な状況になっている。 ・このことの妥当性を検証すべきである。 「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」の二つの目的は緊急的な必要性がなく、ダムの規模を大きくするための増量剤である。 利根川水系では水需要が減少し、水余りが進行してきたこともあって、渇水が起こりにくくなってきている。2000年代に入ってからの渇水は、2001年、2013年、2014年にあったが、いずれも初期段階である取水制限のみであって、給水制限は行われていない。 節水への協力呼びかけだけであるから、生活への影響は皆無であったといってよい。 雨の降り方は変動があり、自然現象であるから、渇水が時折来ることは避けられないが、水余りの状況が顕著になってきたことで、渇水の影響がより小さくなってきた。このような状況において「流水の正常な機能の維持」、「異常渇水時の緊急水の補給」という緊 |
| | 急的な必要性が稀薄な目的のために巨額の費用を要するダムを建設すべきではない。 ・水資源開発促進法第3条第1項には、「広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは」と規定され、国土交通大臣の水資源開発水系の指定に緊急性を要件としている。 ・したがって、緊急性という要件を満たさない目的である「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」を主目的とする水資源機構のダム事業は違法である。 ・「栗橋地点においてはかんがい期に概ね 120m3/s、非かんがい期に概ね 80m3/s を流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし」とあるが、栗橋地点を基準点とすることは不当である。 ・鬼怒川合流点を基準地点とすれば、ダムからの放流量は減らせる。 ・なお、鬼怒川の水は利根運河を利用して江戸川でも利用できるのであるから、河川維持流量を決める際に鬼怒川合流点を基準地点とすることにも合理性がある。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 41 | 「「流水の正常な機能の維持」はダムによる河川破壊の代償であってダムの目的ではあり得ない ・南摩ダムの「流水の正常な機能の維持」のための貯水容量は極めて大きく、水道用水のための貯水容量1,675万m3よりも約9% 大きい1,825万m3もあり、南摩ダムの主目的は「流水の正常な機能の維持」であると言える。 ・確かに、河川法第1条には、流水の正常な機能の維持が河川法の目的の一つであると規定されている。 ・しかし、その意味は、流水の正常な機能の維持を主目的としたダムを造ってもよいということではないと解される。 ・河川管理施設等構造令第14条に「ダムには、河川の流水の正常な機能を維持するために必要な放流設備を設けるものとする。」 と規定されていることからも分かるように、ダムを建設することによって必然的に阻害される河川の流水の正常な機能を少しでも基 に戻せるような設備を設置することが要請されるということであって、ダムによって河川の流水の正常な機能を増進することなど、流水の占用や舟運などを除き、できないというのが河川法の趣旨だと解される。 ・もしも、ダムによって河川の流水の正常な機能を増進することができるのであれば、河川法の立法者は河川法の目的の一つとして「流水の正常な機能が維持され」ではなく「流水の正常な機能が維持及び増進され」と規定したはずである。 ・もしも、舟運や動植物の保護等の項目別に渇水時にも確保すべき最低限の流量を人為的に定めるならば、ほとんどの河川では、その流量を確保できないと判定されるであろうから、ほとんどすべての河川において流水の正常な機能を維持するためのダムが必要ということになるであろうが、それが河川法の趣旨とは思えない。 |

| 意見 | |
|----|---|
| 番号 | igv パーこ 志元 |
| 41 | [「流水の正常な機能の維持」という目的は、水質を考慮すると宣言しながら実際には考慮しておらず、破綻している] ・南摩ダムでも「流水の正常な機能の維持」のための流量は、「正常流量検討の手引き(案)」(2007年9月、国土交通省河川局河川環境課。下記URL)によっていると思われる。 ・そのp10には、「河川環境の把握結果を踏まえ、河川区分した区間毎に、既往の渇水時における障害の状況や流量の変化と水深流速、水面幅、水質等の変化との関係及びそれらが各項目に及ぼす影響を整理し、項目別必要流量の検討方針を設定する。」と書かれている。 ・つまり、水質についても考慮に入れた上で必要流量を設定するということである。 ・ちなみに、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画でも「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮し」と書かれており、「水質」を考慮することが明記されている。 |
| | ・しかし、上記手引き(案)p12では、最も重要な項目である「「動植物の生息地又は生育地の状況」及び「漁業」からの必要流量」について、「「動植物の生息地又は生育地の状況」及び「漁業」からみた必要流量は、当該河川における動植物の生息・生育のために河川に確保すべき水理条件(水深、流速等)を満足し得る流量として、以下の手順により期別に設定する。」とある。・つまり、水深、流速、水面幅といった水理条件を満たした流量によって必要流量を設定するということであり、水質や河床の状況や水温は考慮されない。・手引き(案)p13にも、「「漁業」のためには、漁獲対象魚種の生息、産卵や移動を可能とする水深、流速、水面幅等の水理条件の |
| | #持が必要であり、これらの水理条件を満足する流量が必要である。」と書かれているが、水理条件に水質は含まれていない。仮に「水面幅等」の「等」に含まれるとしても、「等」でひとくくりにされるほど水質の問題は軽視されている。 ・手引き(案)は、上記のとおり魚類の産卵を考慮しているはずだが、河床の砂利の大きさやそれらが藻や泥で汚れていないかという重要な問題が度外視されている。 |
| | ・手引き(案)p13に「ノリの養殖等特殊な条件からの検討が必要な河川もあり、ここで述べる一般的な手法では対処できない場合には独自の調査を行って個別に検討する必要がある。」と書かれていることは、ダムにより下流の動植物の栄養成分の供給が断たれるという水質問題は、一般的な手法が水質の問題を考慮していないことの証拠である。 |
| | ・なお、なるほどダムによっては、選択取水設備や清水バイパスなどによって冷水対策や濁水対策に工夫している例も見られるが、 特殊なダムにおけるポーズであり、そのような特殊なダムにおいてさえ、ダムは河川を横断する構造物であるという宿命から下流 への砂利の供給が断たれるという問題は解決しない。 |
| | ・「動植物の生息地又は生育地の状況」及び「漁業」からの必要流量」を設定するとしながら、水質の問題を度外視しているのであ るから、そのようにして算定した必要流量に合理性はない。 ・南摩ダムにおいては、「正常流量検討の手引き(案)」を用いていないというのであれば、どのようにして必要流量を算定したのか、 |
| | 特に水質や河床の状況をどう考慮したのかを検証すべきである。 |
| | 「正常流量検討の手引き(案)」 |
| | http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/ryuuryoukentou/tebiki.pdf |

| 意見番号 | 頂いたご意見 |
|------|--|
| 41 | [慣行水利権等による実際の取水量を正確に把握して維持流量を算定し直すべきだ] ・2-31の表2.2-3 利根川・江戸川における水利用の状況に「農業用水の最大取水量は、許可水利権量と慣行水利権のうち取水量が記載されているものの量の合計」と書かれていることから分かるように、利根川水系における許可水利権量と慣行水利権の取水量はすべてが河川台帳に記載されているわけではないので、許可水利権量と慣行水利権の実際の取水量がどれだけかあるかを国土交通省が正確に把握しているわけではない。 ・したがって、流水の正常な機能の維持のためにダムで補給しなければならない水量を適正に算出できるはずがない。 ・したがって、仮に流水の正常な機能の維持のためにダムで補給しなければならないとしても、許可水利権量と慣行水利権の実際の取水量を正確に把握して、南摩ダムから補給すべき水量を算出すべきである。 ・流水の正常な機能の維持を目的とするダムを建設することは許されないので、代替案を検討するこれらのページは不要である。・上記のことが許されるとしても、実際の取水量が把握されていないので、ダムから補給することが必要な水量を精査して算出すべきである。 ・異常気象による異常渇水に備えるために水資源開発が必要であると国土交通省で考えるのであれば、水資源開発促進法を適用するのではなく、同法を改正するか、新たな立法を待つか、すべきである。 ・現行の水資源開発促進法を適用して異常渇水のための貯水容量を備えるダムを建設することは、同法の要件を満たさないダムを建設することであり、違法である。 |

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|--|
| 41 | 「異常渇水時の緊急水の補給の内容は未定であり、受益と費用負担の関係をあいまいにしたまま事業を進めることは許されない」・思川開発事業を考える流域の会は、2014年8月30日に水資源機構に対して「渇水対策容量を利用するための要件は何か」、「渇水対策容量を利用することができるのは誰か。水道用水や工業用水にも利用できるのか」、「渇水対策容量を確保するための建設負担金は、誰がいくら支払うことになっているのか」、「渇水対策容量を利用した者は、利用料金を支払うのか。無料で使用できるのか」、「渇水対策容量を利用する場合、用途によって優先順位があるのか」等を質問した。・同年10月2日付け回答では、「施設の操作の方法、費用やその負担方法など管理に関することについては、現時点で定められているものはありません。」というものであった。・実際、素案にも「思川開発事業においては、南摩ダムに 1,000 万 m3 の渇水対策容量を設け、利根川水系の異常渇水時の緊急水の補給を行うこととしており」とだけしか記述されておらず、緊急水の補給の仕方や費用負担の方法が全く不明である。・しかし、南摩ダムの渇水対策容量を水道用水で利用するならば、受益者負担の原則によりダム建設負担金は各水道事業者が負担すべきであるが、実際の費用負担は、渇水対策容量の費用負担は、洪水調節や流水の正常な機能の維持と合算されて、「治水」分として国が7割、地方が3割の負担とされ、一般会計でまかなわれるという会計処理で事業が進んでいると思われ、受益者負担の原則が無視されているという矛盾がある。・この矛盾が説明できないまま事業を進めることは許されない。・渇水対策容量が流水の正常な機能の維持のみに使われないとすれば、上記の矛盾は起きないが、それならそれで、渇水対策容量が水道用水のために使われないことをパンフレットやホームページや素案に明記すべきである。・徳山ダムでは、渇水対策容量の目的は流水の正常な機能の維持であり、異常渇水時の都市用水補給機能は想定されていなかったにもかかわらず、国土交通省は、繰り返し渇水対策容量=異常渇水時における都市用水補給機、と解釈できるような、まやかしの説明を行ってきたという経緯がある。(根拠は、「木曽川水系の水資源問題」伊藤達也、2006年p362) |
| | ・南摩ダムの費用負担の実態を見れば、渇水対策容量は水道用水には使えないと思われる。 ・南摩ダムにおいても渇水対策容量が水道用水に使えるかのような誤解を与えて事業を進めることは許されない。 |

意見 頂いたご意見 番号 41 ・南摩ダムの環境への影響について、「思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約 1%であることから、思川への土砂 供給の影響は小さいと考えられる。」と書かれている。 ・「南摩ダムの流域面積は約 1%」であり、そのため環境に与える影響も小さいのであれば、利水や治水に対する効果も小さいはず である。 ・「南摩ダムの流域面積は約 1%であることから、思川への土砂供給の影響は小さい」という考え方を、利水と治水の効果について 適用しないのはご都合主義である。 ・植物の保全への取り組みとして「これまでの環境巡視等において発見された事業の影響を受ける種について、適宜、専門家の 指導・助言を得ながら、保全地への移植等を実施している。」と書かれている。 ・保全地への移植等を実施した結果を記載すべきである。思川開発建設所のホームページにある程度記載されているが、ほとん ど活着していないものを「成功」と評価するなどの問題がある。 ・私は2016年4月23日に西ノ入の保全地に行ったが、フェンスの外からではあるが、カザグルマやセツブンソウなど、移植等を実施 した植物を確認できなかったのであり、ほとんど活着に成功していないと思う ・水道施設設計指針では、行政区域内人口の予測は、自治体の基本構想等と整合することが原則とされる。 ・全国の自治体は、2014年に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき一斉に人口ビジョンを策定した。 ・人口ビジョンは、同法の規定する総合戦略と連動するものであり、自治体の基本構想等に該当する。 ・したがって、素案に記載された各参画団体の水道計画は、人口ビジョンと整合するよう策定し直すべきである。 ・そうでなければ、水道計画が水道施設設計指針に沿っていることを確認したことにならないはずである。 ・鹿沼市長は、2008年7月22日の鹿沼市議会一般質問において「南摩ダムの水はできるだけ使わないようにして、水道水源は地下 水でまかなっていく」と答弁した。 ・南摩ダムが完成しても、鹿沼市では当面使う予定がないと市長が議会で明言している。 ・当面使われる予定のないダムを建設することは、事業に緊急性がないということであり、明らかに水資源開発促進法の要件を満 たさない。 ・検討主体はこのことについて検証すべきである。 ・いつ使うか分からない施設のために巨額の投資をすることは、地方公営企業法第3条の経済性を発揮するという原則に違反する。 ・鹿沼市ではこのような違法を犯してまで思川開発事業に参画しているのであるから、検討主体はこのことを検証すべきである。

| 意見 番号 | 頂いたご意見 |
|----------|---|
| 41 | ・黒川と大芦川から南摩ダムへ導水されれば、両河川の流域の農業用水が不足し井戸水の水位低下が懸念されるが、そのことが検証の対象になっていないことは、不当である。 ・鹿沼市の水道水源井戸のほとんどは黒川と大芦川沿いにあり、両河川から南摩ダムへ導水されれば、水源井戸からの取水が困難になることが懸念され、思川開発に参画する鹿沼市にとって自殺行為となることを検証すべきである。 |
| 42 | [意見1]治水について 平成27年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川等の出水被害をみると、改めて治水事業の遅れと重要性が再確認されたところであり、堤防で対応することの限界も認識させられた。 堤防は連続した改修が必要であり、多大な年月と経費がかかるため、ダム等の治水施設の整備も急務である。 ダムは上流の1地点での建設により、下流全域に治水効果を発揮する有効な施設であり、今回の被害を考えると治水安全向上のため、事業の早期完成を望みます。 [意見2]利水について |
| | 関東平野については、いまだに地下水利用が多いため、広域に地盤沈下が進行している。それに伴い重要治水施設である河川 堤防の沈下が進行し、治水機能を損なっているのが現状である。「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の推進と、同要綱でう たわれている思川開発事業の完成による表流水利用への転換を早期に実施することを望みます。 |
| 43 | ・栃木県は「県南地域・水道用地下水の削減方針」というプランをつくりましたが、地盤沈下は10年以上鎮静化し、水道水源としては表流水よりむしろ地下水の方が清浄であるので、ダムを建設するより、地下水の涵養に努めるべきだと思います。 |
| | ・人口の減少とともに水需要は減っています。 |